

総 社 市 地 域 防 災 計 画

(風 水 害 等 対 策 編)

令和6年8月

総 社 市 防 災 会 議

総 社 市 地 域 防 災 計 画 の 経 緯

本防災計画は、災害対策基本法に基づき総社市の地域に係る災害対策に関して定めたものである。

平成17年3月22日の総社市・山手村・清音村との市町村合併で、新「総社市」が発足したことにより、平成14年6月に作成した総社市地域防災計画をもとに、山手村、清音村の地域防災計画を踏まえ、岡山県地域防災計画（風水害等対策編）に準じ、新たに平成17年10月に作成し、以後毎年見直し等を行っている。

なお、平成30年7月に発生した豪雨災害等の教訓を踏まえて見直しを行うとともに、感染症のまん延に伴う避難方法等について見直しを行ったものである。

令和6年8月

総 社 市 防 災 会 議

総 社 市 地 域 防 災 計 画 （風水害等対策編）目 次

第1編 総 則

第1章 総 則

第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	災害の想定	1
第4	用語の意義	2

第2章 防災会議

第1	総社市防災会議	3
第2	防災計画の作成又は修正	4

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1	実施責任	5
第2	処理すべき事務又は業務の大綱	5

第4章 総社市の概要

第1	自然的条件	12
第2	社会的条件	12

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

第1	気象等観測施設・設備等	14
第2	消防施設・設備等	14
第3	通信施設・設備等	14
第4	水防施設・設備等	14
第5	救助施設・設備等	15
第6	医療救護用資機材等	16
第7	情報収集用機材	16
第8	その他の施設・設備等	16

第2章 防災業務体制の整備

第1	職員の体制	17
第2	情報収集・連絡体制	17
第3	防災関係機関相互の連絡体制	18
第4	業務継続体制の確保	19

第3章 自然災害予防対策

第1節	治山対策	20
第2節	造林対策	20
第3節	土砂災害防止対策	21
第4節	河川防災対策	23
第5節	雨水出水（内水）対策	23
第6節	ため池等農地防災対策	24
第7節	都市防災対策	25
第8節	文教対策	27
第9節	文化財保護対策	28

第10節	危険地域からの移転対策	29
第4章	事故災害予防対策	
第1節	道路災害予防対策	30
第2節	火災予防対策	30
第3節	林野火災の防止対策	31
第4節	危険物等保安対策	32
第5節	高圧ガス保安対策	33
第6節	火薬類保安対策	34
第5章	複合災害対策	35
第6章	防災活動の環境整備	
第1節	防災訓練	36
第2節	防災知識の普及	38
第3節	自主防災組織の確立	42
第4節	企業防災の推進	43
第5節	住民及び事業者の地区内の防災活動の推進	44
第6節	災害教訓の伝承	44
第7章	要配慮者の安全確保計画	45
第8章	防災対策の整備・推進	
第1節	防災に関する調査研究の推進	
第1	調査研究体制の確立	50
第2	重点をおくべき調査研究事項	50
第3	防災研究成果の活用	50
第2節	緊急物資等の確保計画	51
第3節	公共用地等の有効活用	51
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	51
第3編	災害応急対策計画	
第1章	防災組織	
第1	総社市災害対策本部	54
第2	災害対策現地連絡調整本部	58
第3	災害警戒本部	59
第4	防災体制の種類と基準	59
第2章	防災活動	
第1	予報及び警報	62
第2	通信連絡	67
第3	情報の収集・伝達	70
第3章	避難行動（安全確保行動）	91
第4章	災害広報及び報道	94
第5章	消防計画	96
第6章	罹災者の救助保護	
第1節	災害救助法の適用	100
第2節	避難の指示等及び避難所の設置	102
第3節	救助	114
第4節	食料の供給	115

第5節	飲料水の供給	117
第6節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	118
第7節	医療・助産	118
第8節	遺体の捜索・検視・処理・埋火葬	120
第9節	防疫・保健衛生	122
第10節	廃棄物処理等	123
第11節	住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	124
第12節	文教災害対策	127
第7章	自然災害と感染症対策	129
第8章	交通規制	133
第9章	輸送	135
第10章	電気・通信サービス・ガス・水道の供給	136
第11章	防災営農	139
第12章	水防	141
第13章	事故災害応急対策	
第1節	道路災害対策	142
第2節	鉄道災害対策	143
第3節	航空機事故災害対策	145
第4節	大規模な火災対策	146
第5節	林野火災対策	147
第6節	危険物等災害対策	148
第7節	高圧ガス災害対策	149
第8節	火薬類災害対策	150
第14章	集団事故災害対策	151
第15章	自衛隊の災害派遣	155
第16章	応援・雇用	162
第17章	広域応援	164
第18章	ボランティアの受入れ、活用計画	166
第19章	災害弔慰金等の支給及び援護資金等の貸付	168
第20章	災害義援金品等の募集・受付・配分	168

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	復興本部の設置	171
第2節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	171
第3節	被災者等の生活再建等の支援	171
第4節	被災中小企業の復興の支援	172
第5節	公共施設災害復旧事業	172
第6節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	173
第7節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	175
第8節	生業回復等の資金確保計画	175
第9節	低所得者及び生活困窮者に対する住居確保計画	176

第1編 総 則

第1編 総 則

第1章 総 則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき総社市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域の保全と住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、災害対策の実施に当たっては、国、県及び市並びに指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

第2 計画の構成

この計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」及び「資料編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく総社市水防計画及び総社市総合計画とも十分調整を図るものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び岡山県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

また、この計画は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成し、これを補完するために資料編を作成する。なお、この計画に定めるもののほか、特に地震対策に関する事項については、別に地震対策編を作成する。

第3 災害の想定

この計画は、総社市の地域における地勢、地質及び気象その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これを基礎とする。

1 大 雨

大雨の原因は、梅雨前線によるものや台風によるものが多く雷雨性の局地的豪雨によるものがこれに次ぎ、洪水、浸水、崖崩れ、土石流、地すべり等の被害が発生する。時期的には、6月から9月までが多くなっている。

2 洪水

本市の災害では、件数、被害額とも上位を占めているのが大雨による洪水で、河川の氾濫、堤防決壊、家屋、橋梁等の流失被害が発生する。

特に、近年林野の自然破壊、宅地造成、道路舗装等が進み、雨水の保水力が低下しその流出を速め、河川の排水能力を超え、低い土地の浸水被害等が発生する。

3 暴風

本市域は、比較的風の弱いところであるが、台風の接近時には最大風速 20 メートル前後の強い風が吹く。このような強風は、建物や農作物に被害を与え、また、豪雨を伴って洪水を引き起こすなど大きな被害が発生する。

4 火災

出火原因は、たき火の不始末が多く、たばこの火の不始末がこれに次いでいるが、家庭でのガス器具の取扱い不注意による火災も増加している。

発生時期は、1 月から 4 月までの間が多く、空気が乾燥しているので大火になるおそれがある。

火災の種別では、建物火災が最も多く、林野火災がこれに次いでいる。

また、ガソリン、LP ガス等の危険物質火災、車両等の特殊火災が増加の傾向にある。

5 交通災害

自動車の急激な増加に伴い交通事故は増加の一途をたどり、事故の様態は、次第に大規模になる傾向にある。特に危険物の運搬は大量に行われており、事故が発生すると大災害になる。

また、鉄道及び航空機の事故災害についても危険が予想される。

6 その他の産業災害

科学産業の急速な発展に伴い、可燃性、爆発性、劇毒性危険物質等による災害発生の危険が大きくなっており、しかもこれらの災害は、突発的に生じ、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

第 4 用語の意義

この計画の中で使われている用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| 1 市 防 災 計 画 | 総社市地域防災計画をいう。 |
| 2 市 本 部 | 総社市災害対策本部をいう。 |
| 3 市 本 部 長 | 総社市災害対策本部長をいう。 |
| 4 県 防 災 計 画 | 岡山県地域防災計画をいう。 |
| 5 県 地 方 本 部 | 岡山県備中地方災害対策本部をいう。 |
| 6 県地方本部長 | 岡山県備中地方災害対策本部長をいう。 |
| 7 県 本 部 | 岡山県災害対策本部をいう。 |
| 8 県 本 部 長 | 岡山県災害対策本部長をいう。 |
| 9 防災関係機関 | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体
その他防災上重要な施設等を管理する機関をいう。 |
| 10 避難場所 | 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。 |

- 11 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であつて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの。
- 12 避難所 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
- 13 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であつて、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの。
- 14 要配慮者 高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- 15 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第2章 防災会議

第1 総社市防災会議

本市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に市区域内の公共的機関その他防災関係機関の業務を含む防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災対法第16条及び総社市防災会議条例（平成17年総社市条例第14号）の規定に基づき総社市防災会議を設置する。

1 組 織

(1) 会 長 市 長

(2) 委 員

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- イ 岡山県の職員のうちから市長が委嘱する者
- ウ 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- エ 市長がその部内の職員のうちから指定する職にある者
- オ 教育長
- カ 消防長及び消防団長
- キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

2 所掌事務

- (1) 総社市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 専門委員

- (1) 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- (2) 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係

指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第2 防災計画の作成又は修正

総社市防災会議は、災対法第42条の規定に基づき市防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市防災計画を作成又は修正する場合は、県地域防災計画等を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市における地域の実情に応じた細部の計画を定める。

また、市防災計画を作成又は修正した場合は、すみやかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 総社市

市は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

[災害拠点病院]

- ①災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- ②患者等の受入及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- ③災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸し出しを行う。

※DMAT（災害派遣医療チーム）

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った医師、看護師、その他医療従事者で構成される救命治療を行うための専門的な研修訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

<資料3 1 岡山県内災害拠点病院一覧>

<資料3 2 防災協定締結一覧>

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 総社市

- (1) 防災組織の整備を行う。

- (2) 防災意識の普及啓発及び各種防災訓練を行う。
- (3) 自主防災組織の育成を行う。
- (4) 防災物資及び資機材の備蓄整備を行う。
- (5) 防災用施設及び設備整備を行う。
- (6) 災害の予警報等の発令及び伝達を行う。
- (7) 災害情報の収集、伝達及び被害調査報告を行う。
- (8) 災害の広報を行う。
- (9) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
- (10) 消防、水防その他の応急措置を行う。
- (11) 被災者の救助及び救護措置を行う。
- (12) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (13) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (14) ボランティア活動の支援を行う。
- (15) 被害を受けた児童、生徒に対する応急措置等文教対策を行う。
- (16) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (17) 緊急輸送の確保を行う。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (20) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (21) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (23) 市内の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整を行う。

2 総社市消防本部，消防署，消防団

- (1) 水防、消防その他防災に関する施設の整備を行う。
- (2) 災害予防及び防災活動を行う。
- (3) 災害救助及び救急活動を行う。
- (4) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

3 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示，調整を行う。
- (11) 被災児童，生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物，家畜，林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い，標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防，消防その他防災に関する施設，設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等の新設改良，防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資，化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導，助言及び立入検査を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (21) 市長に対し，災害応急対策の実施の要請，他の市長村への応援の要求を行う。
- (22) 内閣総理大臣に対し，他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (23) 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整，代行を行う。
- (24) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し，災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (25) 市が，災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に，物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (26) 運送業者である指定公共機関，指定地方公共機関に対し，災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請，指示を行う。
- (27) 有害ガス，危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体，環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

4 県警察

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難の指示・誘導を行う。
- (5) 行方不明者の搜索及び遺体の検視，身元確認等を行う。
- (6) 交通規制，緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り，その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

5 指定地方行政機関

[中国四国農政局]

- (1) 農地防災事業，農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物，農地，農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため，必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及びk地区保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地，農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに，これらの災害復旧事

業の実施及び指導を行う。

- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 被害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[中国地方整備局]

(岡山河川事務所、岡山国道事務所)

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 高梁川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「高梁川及び小田川」等の洪水予報指定河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「高梁川及び小田川」等の洪水予報指定河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理を行う。

[近畿中国森林管理局]

(岡山森林管理署)

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊の恐れのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要妹を行う。
- (5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があった時は、これに協力する。

[中国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[岡山地方気象台]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充

実を図る。

- (4) 気象庁が発表した特別警報，大津波警報・津波警報・津波注意報，噴火警報等を関係機関に通知する。
- (5) 県や市，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に努める。
- (6) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して，技術的な支援・協力を行う。

6 水道事業管理者（総社市長）

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道施設の迅速な応急復旧措置を行う。

7 指定公共機関

〔日本郵便事業株式会社（総社郵便局）〕

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分を行う。

〔西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）〕

- (1) 鉄道施設の安全な維持管理を行う。
- (2) 災害時における救助物資，防災資機材，人員等の緊急措置を行う。

〔西日本電信電話株式会社（岡山支店）〕

- (1) 災害時における情報等の正確，迅速な収集，伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して，通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材，人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保，被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市へ連絡する。

〔株式会社NTTドコモ（岡山支店），KDDI 株式会社（中国総支店），ソフトバンク株式会社（九州・中国総務課），楽天モバイル株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確，迅速な収集，伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して，通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材，人員の配備を行う。

〔中国電力株式会社（東部水力センター）中国電力ネットワーク株式会社（倉敷ネットワークセンター）〕

- (1) 電力供給施設の維持管理及び災害予防措置を行う。
- (2) 災害時における被災施設及び設備に関する情報提供並びに応急復旧を行う。

〔日本赤十字社（岡山県支部）〕

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品セット）等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (4) 義援金の募集及び配分を行う。

〔日本放送協会（岡山放送局）〕

- (1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

〔西日本高速道路株式会社（中国支社）〕

- (1) 岡山自動車道の改良，維持，その他管理及び道路情報の伝達を行う。

8 指定地方公共機関

〔各民間放送会社（山陽放送株式会社，岡山放送株式会社，テレビせとうち株式会社）〕

日本放送協会に準ずる。

〔岡山ガス株式会社〕

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。

〔一般社団法人岡山県トラック協会〕

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救護輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体搬送に協力する。

〔公益社団法人岡山県医師会（吉備医師会）〕

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

〔株式会社倉敷ケーブルテレビ〕

日本放送協会に準ずる。

[農業・経済団体（農業協同組合，森林組合，漁業協同組合，商工会議所等）]

被災調査を行い，対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化，厚生，社会団体（社会福祉協議会，青年団，婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[総社市建設業協同組合，一般社団法人岡山県建設業協会吉備支部]

- (1) 災害応急対策の実施に係る建設機械による人命救助及び障害物除去等に協力援助を行う。
- (2) 災害応急対策の実施に係る資機材の提供を行う。

第4章 総社市の概要

第1 自然的条件

1 地 勢

本市は、岡山県の中南部に位置し、古代から栄えた古い歴史をもち、広い耕地をもつ平野、深い緑をもつ山林及び豊かな水に恵まれた大小の河川を擁する都市として発展し、平成17年3月に総社市・山手村・清音村との合併により総面積211.90平方キロとなっている。

市域としては、東部は岡山市、北部は高梁市及び吉備中央町、西部は井原市及び矢掛町、南部は倉敷市に接し、市内は、中国山地に源を発する県下三大河川のひとつ高梁川（延長110キロ）が中央部を貫流しており、西部には新本川が東西に、北部には楨谷川が南北に流れいずれも高梁川に注いでいる。

一方東部には血吸川、砂川、前川等多くの中小河川が足守川に注いでいる。

また、湛井十二箇郷用水は、高梁川合同井堰から取水され、市内中央部を走り岡山、倉敷市内等約4,500ヘクタールの美田を潤しながら児島湖に注いでいる。

地形的には、北部昭和地区をはじめ、西部、東部の山岳地帯では、急傾斜地等治山、砂防事業の施行箇所が多い。南部河川流域では、花崗岩を母岩とする風化土壌の肥よくな平野が多く、昔から耕作が行われ、各種作物栽培の先進地であり、県南の位置的条件等から近郊地として野菜、果樹等の特産地化が進んでいる。

なお、岡山市、倉敷市への通勤圏域等から宅地化が進むとともに内陸部としての軽工業化等からも土地の異動が大きく進んでいる。

2 気 候

気象は、年間平均気温が15.0度前後で年間降水量は約1,080ミリとなっており、瀬戸内特有の温暖な気候に恵まれ、台風、大雨等の自然災害が比較的少ない地域である。

<資料1 地勢、気温の概要>

第2 社会的条件

市の人口は、昭和40年を底に、それ以降は増加を続けており、令和2年10月1日には、69,030人となり、前回国勢調査（平成27年）より、2,175人増加している。

令和2年10月1日時点での人口密度は、1平方キロ当たり325.8人であり、今後も道路網の整備など市街地の発展に伴い、都市化が進むことが予想される。

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な雨量観測、水位観測等の施設と器具等について整備するとともに、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第2 消防施設・設備等

- 1 消防本部等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

<資料19 消防団組織一覧>

<資料20 消防本部、署現有消防車両>

<資料21 消防団現有消防車両等>

<資料22 現有消防機器等>

第3 通信施設・設備等

情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

災害発生時における有効な伝達手段であるIP無線等の整備を図るとともに有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(1) 消防無線

消防無線は、全市域を広くカバーし、機動性に優れており、災害に関する通報又は警戒のために有機的、効果的な活用を図る。

(2) 防災行政無線

災害時の通信施設は、西日本電信電話㈱のほか県と市を結ぶ岡山県防災行政無線と市職員間の連絡手段としてIP無線があり、関係機関との情報伝達を行うとともに、災害対策本部と災害現地との相互の通信を確保し、災害を最小限に防ぐため効果的な活用を図る。

(3) 警察無線

警察無線は、県警察本部と各警察署間を結ぶ系統があり、災害警備活動のため効果的な活用を図る。

(4) 民間無線

災害時における公的通信手段が途絶した場合の災害応急対策、災害救助の通信連絡についてアマチュア無線の団体の協力を得る。

<資料23 消防通信施設>

<資料28 IP無線施設>

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な、木杭、土嚢袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備・改善並びに点検する。

<資料 1 6 国、県管理河川の重要水防箇所> <資料 1 7 水防倉庫等の位置及び主な備蓄資材>

第 5 救助施設・設備等

- 1 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。また、救出救護用として、チェンソー、エンジンカッター、ジャッキ等の整備を図る。
- 3 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術の習得・資機材の整備を推進する。
- 4 市は、地域の災害特性や実情及び必要性に応じて、緊急時において、住民の安全が確保される緊急の避難場所について整備を図る。
- 5 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 6 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、そのうち指定避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 7 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- 8 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 9 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 10 指定避難所又はその近傍で、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 11 市は、避難所として指定した学校等の建築物において、分散備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努める。
- 12 必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや県との役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

<資料 1 8 主な防災用備蓄品>

<資料 2 2 現有消防機器等>

第6 医療救護用資機材等

- 1 市は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 市は、県、医療関係機関、鉄道事業者及び空港管理者等とあらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第7 情報収集用機材

災害状況把握及び救出支援のため、無人航空機（ドローン）を積極的に活用するとともに、迅速な運用を図るため訓練及び整備に努める。

第8 その他の施設・設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備・改善並びに点検する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難場所に指定されている施設の防災点検を定期的を実施する。

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 市及び市消防本部等は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- 2 市及び市消防本部等は必要に応じ、応急活動及び避難所運営のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や整備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、市（当直員）に入った情報で、市防災計画に定める配備体制に該当する場合は、政策監及び関係課長に連絡し、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指名しておく。
- 6 市は、洪水等により孤立するおそれのある地域の詳細情報を収集するため、予想される災害の規模に応じた人員をあらかじめ当該地域に待機させるなど、情報収集体制の向上を図ることに努める。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市及び市消防本部等は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する岡山県総合防災情報システムの活用を図る。
- 2 機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- 3 エリアメール、インターネットメール、市公式ライン、IP無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 4 市及び市消防本部等は、関係機関と相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
- 5 災害時に有効な携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- 6 災害時の情報通信手段の確保のため、その運用・管理・整備等に当っては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連絡体制

1 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び市消防本部等は、平常時から関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県、市等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、県、市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

2 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

4 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との相互応援協定の締結も考慮する。

5 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

6 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

7 県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

8 県及び市は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町と相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

9 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

10 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

11 市は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

12 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

第4 業務継続体制の確保

- 1 市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し業務の継続性の確保を図る。
- 2 市は、災害時において応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画では、特に重要な6要素として首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が被災して使用不可能となった場合の代替庁舎の特定、電気等インフラの確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定について定める。
- 3 市は、上下水道施設や廃棄物処理施設等の機能確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の安全性や電源の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

第3章 自然災害予防対策

第1節 治山対策

1 方針

森林は、大気浄化のほか気象を和らげ、雨水を蓄えるなど重要な機能を有している。したがって、災害につながるおそれがある林地の無計画な開発を関係法令等により規制し、開発指導を行うとともに、自然を取り入れた林地を保存する。

2 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

(2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

(3) 防災林造成事業

なだれ、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

(4) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

(5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険箇所等の周知

山地災害危険箇所の市防災計画への掲載、住民への情報の提供等を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

<資料2 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧>

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

2 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林，育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第3節 土砂災害防止対策

1 方針

豪雨，地震等の自然災害により発生した土石流，地すべり，がけ崩れ等を未然に防止し，人命，財産等を守り被害の軽減を図るため，危険箇所の実態を調査し，警戒避難体制の整備等を行うとともに，砂防事業，地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。

2 実施内容

(1) 土砂災害警戒区域等の点検

市は，県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し，その実態を把握するとともに，災害の未然防止に努め，当該警戒区域等を市防災計画に掲載する。

また，上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに，日常の防災活動として防災知識の普及，警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害警戒区域等点検調査]

ア 土砂災害警戒区域（土石流，地滑り，急傾斜地の崩壊）

土砂災害のおそれがある区域

イ 土砂災害特別警戒区域（土石流，地滑り，急傾斜地の崩壊）

建築物に損壊が生じ，住民に著しい危険が生じるおそれがある区域

(2) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

土砂災害防止法の規定に基づき，知事が，基礎調査を実施し，急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域で，土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することとなっており，市防災会議は，警戒区域の指定があったときは，市防災計画において，以下の項目について定めるものとする。

ア 避難，救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

イ 土砂災害警戒情報の利用及び伝達

ウ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達

また，警戒区域内に主として高齢者，障がい者，乳幼児等，特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には，利用者の円滑な警戒避難が行われるよう定めるものとする。

さらに，市長は，市防災計画に基づき，土砂災害に関する情報の伝達方法，急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため，ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。

(3) 警戒避難対策

市長は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

ア 警戒体制をとる場合の基準雨量

区 分	前日までの累加雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの累加雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第 1 次 警戒体制	当日の日雨量が 50mm を超えたとき。	当日の日雨量が 80mm を超えたとき。	当日の日雨量が 100mm を超えたとき。
第 2 次 警戒体制	当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降りはじめたとき。	当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降りはじめたとき。	当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降りはじめたとき。

・ただし、降雪、融雪時及び地震、地すべり等発生時は、別途考慮するものとする。

イ 警戒避難体制

(ア) 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか、危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市長が必要と認めたときとする。

(イ) 第 1 次警戒体制においては市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い情報連絡員との連絡を密にするとともに、住民等に対し、広報を実施する。

(ウ) 第 2 次警戒体制においては、住民等に対し、避難の準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災対法第 5 6 条に規定する警告、災対法第 5 9 条に規定する事前措置、災対法第 6 0 条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

ウ 警戒措置

梅雨・台風期等には、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所については、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を実施し、地勢の変化や湧水に注意する。土石流危険渓流についても巡回を行い、渓流の流れ方、上流の状況に注意し、異常が発見された場合は、警戒体制を整え、必要に応じて市長は避難について指示するものとする。なお、土砂災害警戒区域においても、同様の対応をとるものとする。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、知事が指定し、常時監視員をパトロールさせることとなっているが、梅雨・台風期には、消防団員を中心に県と協力して特別パトロールを実施し、その状況を地域関係者に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ災害の発生に備える。

また、降雨によりがけ崩れ及び土石流の危険が切迫していると認められるときは、市長はその地域の住民に対し、警戒又は避難指示等を発令する。

(4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア 砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり防止対策

地すべり防止区域は地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定することとなっている。

市長は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。

ウ 土石流防止対策

土石流防止のための砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、国土交通大臣が指定することとなっている。市長は、土石流危険溪流等土石流のおそれのある溪流を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、土石流災害の防止に努める。

<資料2 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧>

第4節 河川防災対策

1 方針

本市域内の河川は、高梁川を中心に槇谷川、新本川等がこれに合流し、足守川の支流として前川、砂川、血吸川、久米田川等の中小河川があり、これら河川の氾濫を防止して流域の被害に対する安全度を高めるため、国、県とともに積極的に河川改修を促進する。

2 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

市防災会議は、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県から洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画等において、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、洪水ハザードマップ等により住民に周知させるよう印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 河川改修事業の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去、伐木等を実施する。

イ 流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時の既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため「ダム洪水調整機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

<資料16 国、県管理河川の重要水防箇所> <資料17 水防倉庫等の位置及び主な備蓄資材>

第5節 雨水出水（内水）対策

1 方針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、避難体制の整備等を行うとともに、内水氾濫情報があった場合はその旨を関係機関に通知する。

2 実施内容

被害軽減を図るための措置

- (1) 市は、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、浸水情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民周知させるよう、雨水出水による浸水に対応した必要な措置を講ずる。
- (2) 雨水出水対策事業の実施
浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。
また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を促進する。

3 関連調整事項

- (1) 県及び指定管理団体は、水防計画に下水道管理者の協力に関する事項を定め、下水道管理者と連携した水防活動体制を確保する。
- (2) 河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第6節 ため池等農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 実施内容

(1) ため池整備

決壊した場合に、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

- ア 堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水などの異状を早期に発見できるようにする。
- イ 余水吐のかさ上げは避け、機能保全を図る。
- ウ 斜樋、底樋等の構造物は、貯水前に点検する。
- エ 老朽化の著しいため池は、常に控え目な貯水にとどめる。
- オ ため池内に流入浮遊して堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。
- カ ため池の危険箇所を適宜巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、ため池からの越水の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、市の管理

者は、排水路の適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂だめ堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

<資料 4 地震時の点検ダム・ため池及び防災重点ため池一覧>

第 7 節 都市防災対策

1 方 針

都市地域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、地震等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域の強靱性を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 実施内容

(1) 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備して、計画的な市街化を図る。

イ 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。道路側溝については、常に整備し、十分な排水能力を維持する。暗きょについては、埋没しないよう注意し、常に清掃を心がける。

ウ 橋梁の整備

橋脚の補強等被害の防止と被害の原因となるもの及び老朽化した橋梁について、調査、把握し、国、県との連絡を密にし、維持補修、改良又は補強に努める。

エ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心な町づくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防災地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市長は地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集团的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域は国土交通大臣が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

市長は、規制区域を調査、把握し、県と連絡を密にし必要な対策を講ずる。

オ 災害危険区域の指定及び対策

出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域は県が災害危険区域に指定し、必要な規制等を行う。

市長は、危険区域を調査、把握し、県と連絡を密にし必要な対策を講ずる。

(4) 防災建築物の整備促進

都市地域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

ウ 市街地再開発事業

都市計画区域で、かつ用途地域を設定して区域内において市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

(5) 建築物の安全性の確保

ア 安全対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ 空家対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、適切な管理のなされていない空家等に対し、安全を確保するため必要最小限の措置として空家等の除去等の措置を行う。

第8節 文教対策

1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭教育への防災意識の普及を図るため学校・幼稚園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

ウ 防災知識の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

エ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当っては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講ずる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電機、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第9節 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施内容

(1) 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

(3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

(5) 文化財及び周辺環境整備を実施する。

第 10 節 危険地域からの移転対策

1 方 針

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業の促進を図る。

2 実施内容

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 実施内容

(1) 道路防災対策

ア 市は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 被災した場合に交通の溢路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、常時巡回点検を行うとともに、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

(2) 交通管理体制の整備

市は、県及び県警察等とともに信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。道路の交通規制を実施したときは、関係機関へ連絡するとともに、道路利用者に対する広報を行い周知する。

(3) 情報の収集連絡体制

市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、また、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(4) 交通安全思想の普及徹底

ア 総社市交通安全対策協議会等の活動により、交通安全の普及徹底を図る。

イ 各種報道機関の活用、講習会の実施、広報紙等により啓発宣伝を図る。

ウ 学校における交通安全教育の普及徹底を図る。

<資料5 異常気象時道路通行規制箇所>

第2節 火災予防対策

1 方針

消防力の強化及び火災予防査察の強化を図るとともに、火災予防運動等を通して、各種火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 消防力の強化

ア 消防水利の定期的検査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）の基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。

- イ 消防用機械器具は、火災の発生に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、計画的に機器の充実を図る。
- ウ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- エ 初期消火の協力体制として、婦人防火クラブ等民間協力組織の育成と体制の強化確立を図る。
- (2) 火災予防査察の強化
 - 消防法及び総社市火災予防査察規程（平成 17 年総社市消防訓令第 12 号）に基づき査察を行うものとし、その区分は、次のとおりとする。
 - ア 定期査察
 - 定められた防火対象物について、査察計画を立て定期的に実施する。
 - イ 特別査察
 - 査察依頼があった場合又は消防長（消防署長）が、特に必要と認めた場合に実施する。
 - ウ 警戒査察
 - 火災警報発令時に消防長（消防署長）が特に必要と認めた場合に実施する。
- (3) 消防設備の整備
 - 建築物に対する消火、警報、避難設備等の整備を推進する。
- (4) 火災予防運動の展開
 - ア 火災予防運動を春秋実施するとともに、必要に応じて随時広報紙、報道機関等による防火思想の啓発を行う。
 - イ 時宜に応じて、講習会、講演会、巡回広報等による一般啓発を行う。
- (5) 特定防火対象物等の消防計画の指導
 - 百貨店、旅館、ホテル、病院その他公共施設など不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法、建物内部への進入順路、消火方法等について、各対象物ごとの防火管理者等が消防計画を作成するとともに、万全の対策を講じておくよう指導する。

第 3 節 林野火災の防止対策

1 方針

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

市は、県等と山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等の協調と運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

毎年林野火災の多発する 3 月を山火事予防運動月間に定め、防災思想の啓発宣伝を行う。

(ア) 報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ、新聞等による PR の実施

(イ) 広報車等による巡回宣伝、アドバルーンの掲揚等広報宣伝の実施

(ウ) 広報紙への登載及びポスター、チラシ等の配布

(エ) 教育機関における防火思想の徹底

(オ) 標語募集による防火思想の啓発

(2) 警報伝達の徹底

ア 市消防本部等は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、総社市火災予防条例等で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 市及び市消防本部等は、気象予警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

市及び市消防本部等は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 火入れ指導の徹底

市は、火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させるとともに、総社市火災予防条例等で定めるところにより、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発令時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 市は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア 市は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 市は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 市は、公有林管理者に、防火標識等火災予防施設の整備を図るよう指導する。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資機材を整備するとともに、県、自衛隊等の協力による広域的な空中消火応援体制の確立を図る。

イ 市及び消防本部等は、県から資機材を借り受けようとするときは、岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱に定める手続による。

第4節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

市及び市消防本部等は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、有事に備えて防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

市及び市消防本部等は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(2) 保安の強化

ア 市及び市消防本部等は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市及び市消防本部等は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(3) 事故原因の究明

市及び市消防本部等は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(4) 危険物等の大量流出時の対策

ア 市及び市消防本部等は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市及び市消防本部等は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市及び市消防本部等は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第5節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

市及び市消防本部等は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、有事に備えて防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

市及び市消防本部等は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(2) 保安指導の強化

市及び市消防本部等は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 事故原因の究明

市及び市消防本部等は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第6節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

市及び市消防本部等は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。

また、有事に備えて防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

市及び市消防本部等は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- ア 火薬類取締法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱指導
- エ 危害予防週間の実施

(2) 保安指導の強化

市及び市消防本部等は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化
- イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 事故原因の究明

市及び市消防本部等は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第5章 複合災害対策

1 方針

市及び市消防本部等は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 実施内容

（1）対応計画の作成

市及び市消防本部等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（2）訓練の実施

市及び市消防本部等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、県等の防災関係機関との合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限にとどめるためには、市、県を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、市は「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、市は防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図るとともに、一般住民向けに専門的、体系的な防災教育訓練の提供を充実させることにより、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

（1）基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。訓練は、市単独で、又は他の市町と連合し、若しくは他の防災関係機関への参加等合同して実施する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。また、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

（ア）実施事項

- ① 観測
- ② 通報

- ③ 工法
- ④ 輸送
- ⑤ 樋門・陸閘等の開閉操作
- ⑥ 避難

(イ) 実施時期

洪水が予想される出水期前の最も訓練効果のある時期を選び実施する。

(ウ) 実施場所

河川危険箇所等洪水のおそれがある地域において実施し、実地訓練及び図上訓練を実施する。

イ 消防訓練

市は、総社市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市及び市消防本部等は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と合わせ、又は、単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう指導する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

市及び市消防本部等は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

市及び市消防本部等は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

市及び市消防本部等は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

キ 危険物等特殊災害訓練

市及び市消防本部等は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ク 避難所開設・運営訓練

市は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア団体等

が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期 …… 防災の日を中心に、災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所 …… 訓練効果のある適当な場所等において実施する。

ウ 実施の方法 …… 市、市消防本部等及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 図上防災訓練の実施

大規模地震発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

・被害情報収集及び伝達訓練 ・災害ボランティア対応訓練

第2節 防災知識の普及

1 方針

いっどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び市消防本部等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、総社市防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携。協働して活動できる環境の整備が必要である。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

2 普及事項

- (１) 市防災計画の概要
- (２) 気象の知識
- (３) 平素の心構えや準備（非常持出品等）
- (４) 災害発生時の心得（避難方法及び場所、避難携帯品等）
- (５) 災害発生時にとるべき応急措置
- (６) 被災後の処置

3 実施内容

(１) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

(イ) ３日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、備蓄非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や自動車等へのこまめな満タン給油、その他家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や緊急安全確保、・避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時に取るべき行動等防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても普及啓発を図る。

(ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動の理解の促進に向けた取組を実施する。

(エ) 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る

(オ) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(カ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を推進する。

- (キ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、周知徹底に努める。
- (ク) 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時取るべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
- ・住民等が、浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
 - ・ハザードマップ等の配布または、回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関及び民間団体等は、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がい者、高齢者や外国人を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に対し機会を取らえて、市防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関し周知する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の業務継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対して時期に応じて、ホームページ、メールマガジン、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布して防災意識の高揚を図る。

ア 市広報紙等

適時広報紙や関係機関が発行する機関紙を通じて普及を図る。

イ 報道機関

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、市防災計画及び災害注意事項等の資料を提供し、防災思想の高揚についての協力を依頼する。

ウ 映画、写真等

防災活動、被害状況についての映画、写真等を活用し、防災思想の高揚を図る。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 市は、災害発生時市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう平常時より市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。また区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自の防災ボランティアの養成について検討する。

イ 市及び市消防本部等は、登録された専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

ウ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

エ 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

オ 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

市及び市消防本部等は、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、住民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）

- ・土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・危険物安全週間（6月第2週）
- ・火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・道路防災週間（8月25日～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・津波防災の日（11月5日）
- ・総社市防災週間（総社市防災訓練を皮切りに一週間）

第3節 自主防災組織の確立

1 方針

自然災害やますます多様化する生活関連災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施内容

（1）自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や公助、自助、共助を基本として防災対策を実施するとの考え方をふまえ、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- （ア） 防災知識の普及
- （イ） 防災訓練の実施
- （ウ） 火気使用設備器具等の点検
- （エ） 防災用資機材等の整備
- （オ） 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- （ア） 災害情報の収集及び伝達
- （イ） 初期消火等の実施

- (ウ) 救助・救護の実施及び協力
 - (エ) 避難誘導の実施及び安否確認
 - (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
 - (カ) 要配慮者の支援
 - (キ) 避難所運営の補助
- (2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化
- ア 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。なお、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人たちが防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることも効果的である。
- イ 市は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- ウ 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- エ 消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成を進める。
- オ 市は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- カ 市は、防災組織間の連携強化を図るため、自主防災組織連絡協議会などの設立に努める。
- (3) 地区防災計画の作成推進
- 市は、地区の防災力強化のため、自主防災組織と連携して、地区防災計画作成の推進を図る。
- 地区防災計画の作成に当たっては、適切な助言を行うとともに作成に必要な情報等を提供する。
- 地区防災計画の主な内容
- ・地区内の危険箇所の把握、避難経路及び避難場所等
 - ・連絡体制
 - ・安否確認
 - ・高齢者等の見守り・支援体制
 - ・地区内の防災マップ

第4節 企業防災の推進

- ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害から復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- ウ 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- エ 市は、企業防災への取り組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に

向けた条件整備に取り組む。

オ 市及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業について、小規模事業者支援法に基づく、事業継続力強化支援計画の作成に努める。

カ 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルで防災活動を内容とする「地区防災計画」を市防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 実施内容

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

イ 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6節 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 実施内容

ア 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第7章 要配慮者の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での避難行動要支援者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、避難行動要支援者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設においては、避難行動要支援者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、避難行動要支援者に対する体制を整備するとともに、避難行動要支援者を助け合える地域社会づくりを進める。

2 実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

市は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。さらに、高齢者や障がいのある人等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練などを実施する。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報に適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協

議会、自主防災組織など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ア) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の要件とするが、具体的には市長が別に定める。

- a 要介護3以上の認定を受けている者
- b 重度の身体障がい者
- c 難病患者
- d 上記以外で市長が必要と認めた者

(イ) 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(ウ) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

- a 消防機関
- b 警察機関
- c 民生委員
- d 小地域ケア会議
- e 社会福祉協議会
- f 自主防災組織
- g 町内会・自治会
- h その他市長が別に定める団体

(エ) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(オ) 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の情報に保つものとする。

(カ) 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- a 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する

ものとする。

- c 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- d 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- e 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

(キ) 避難体制の確立

- a 市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- b 市は、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
- c 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。
- d 市は、収容避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識の普及・啓発等に努めるものとする。

(ク) 防災教育・訓練の充実等

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(2) 福祉避難所の確保

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。その際、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。

また、難病のある人には、県、周辺市町と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等について要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、避難行動要支援者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

ア 市は、市社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における避難行動要支援者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練に当たっては、地域住民が避難行動要支援者とともに助け合って避難できることに配慮する。

イ 社会福祉施設、避難行動要支援者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

ウ 避難行動要支援者及びその家族は、避難行動要支援者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(4) 生活の支援等

ア 市は、災害時において、避難行動要支援者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難支援プランを作成する。

(ア) 避難行動要支援者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 避難行動要支援者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所等の避難行動要支援者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 社会福祉施設、避難行動要支援者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

ウ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、避難行動要支援者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等避難行動要支援者の生活についての知識の習得に努める。

(5) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等の災害時要援護施設においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。特に、浸水想定区域内の施設に対しては、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、各種情報の伝達方法を定めるものとする。

避難行動要支援者が使用する施設（災害時要援護施設）は次のとおりとする。

ア 老人福祉施設

- イ 障がい者施設
 - ウ 児童福祉施設
 - エ 幼稚園
 - オ 医療機関（入院病床を有するものに限る。）
 - カ その他
- <資料 3 0 避難確保計画策定対象施設（要配慮者施設）>

第8章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、災害危険性の周知等に生かす。

第2 重点を置くべき調査研究事項

1 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (1) 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- (2) 地すべり危険地域の把握
- (3) 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- (4) 火災危険地域の把握
- (5) その他災害危険地域の把握

2 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果並びに過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に則した適切な見直しを行う。

また、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判断する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策等を推進する。

第3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

<資料2 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧>

<資料16 国、県管理河川の重要な水防箇所>

<資料17 水防倉庫等の位置及び主な備蓄資材>

第2節 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、中央備蓄拠点（常盤公園）及び西部備蓄拠点（総社中学校）のほか、孤立する可能性がある地域や遠距離の地域に分散備蓄を推進するなど体制の整備に努めるとともに、浸水想定区域外の地区や昭和地区に「北部備蓄拠点」を整備する。

また、県等からの支援物資拠点として、「北公園管理棟倉庫」及び「サンロード吉備路」を指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

なお、災害の規模等に鑑み、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3節 公共用地等の有効活用

市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市は、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 3 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの

円滑な運用・強化を図る。

- 4 市及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 5 市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織

第1 総社市災害対策本部

市長は、災対法及び総社市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総社市災害対策本部規程の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施するため、総社市災害対策本部を設置する。

1 市本部の設置

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。
- (2) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (3) 市域に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (4) 市域に震度5弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき。
- (5) 市域に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量に放出されたとき。
- (6) 多数の死傷者を伴う列車、自動車、航空機等の事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市本部の廃止

予想される災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるとき。

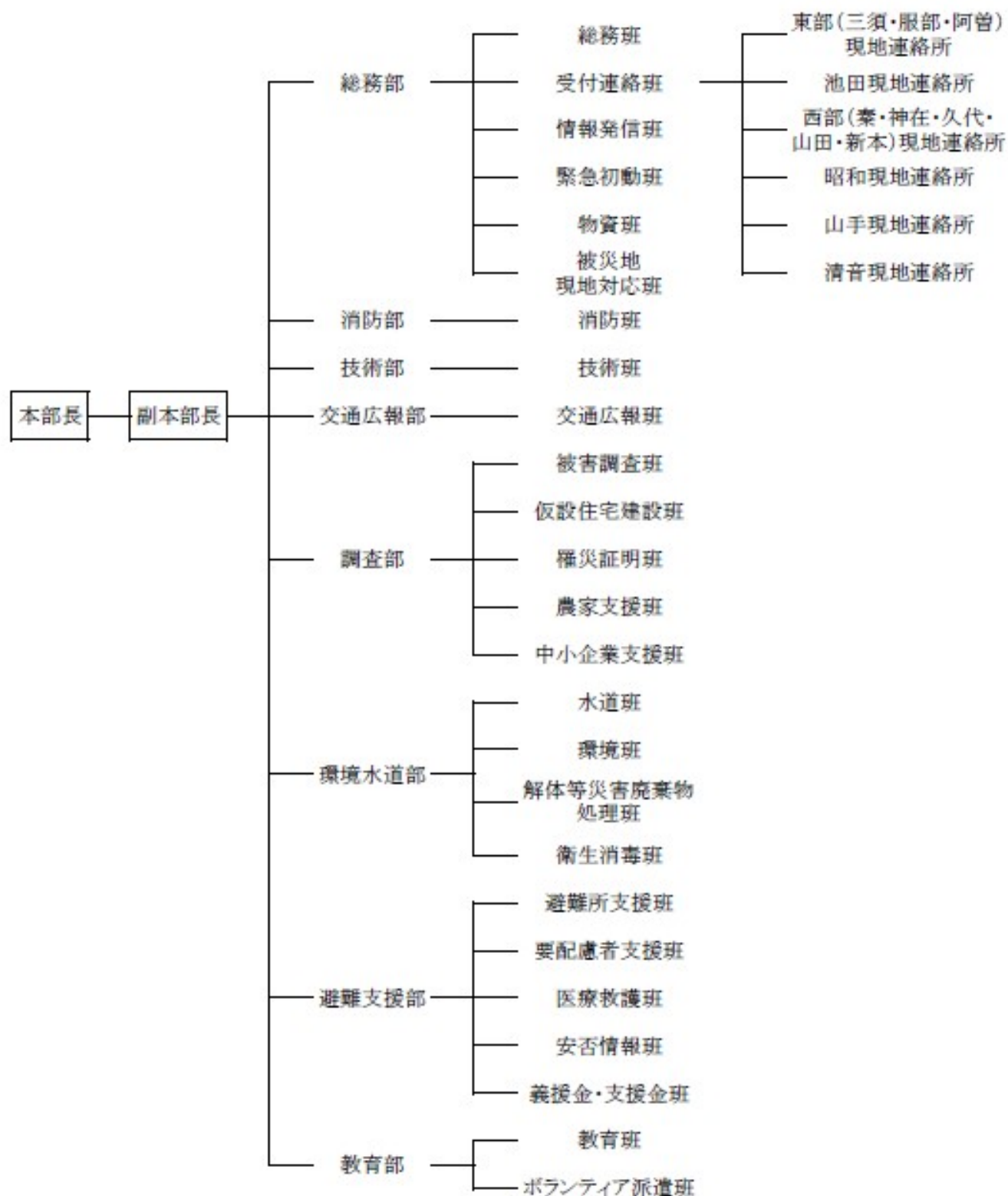
3 設置又は廃止の公表

市本部の設置又は廃止をしたときは、公表するとともに、備中県民局、総社市消防本部、総社警察署、倉敷保健所、報道機関等へ通報する。

4 市本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (3) 水防その他緊急災害予防に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 災害の緊急復旧に関すること。
- (6) その他防災に関すること。

5 市本部の組織



6 所掌事務

部	班	所掌事務の内容
総務部	総務班	1 本部会議に関すること。 2 本部内，関係機関及び他自治体との連絡調整に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊等の応援要請に関すること。 5 本部員の非常招集及び指令の伝達に関すること。 6 対口支援等受援に関すること。 7 応急対応の調整に関すること。 8 被害状況及び各種情報の総合取りまとめに関すること。 9 気象情報，水位情報等の収集に関すること。 10 災害救助法適用時の対応に関すること。 11 その他本部の庶務に関すること。
	受付連絡班	1 災害通報等の受付に関すること。 2 各現地連絡所及び災害現場との連絡に関すること。
	(各現地連絡所)	受付連絡班との連絡及び関係地区住民との連絡調整に関すること。
	情報発信班	1 避難情報等の発信に関すること。 2 報道発表及び災害情報の発信に関すること。
	緊急初動班	被災地域の状況把握に関すること。
	物資班	1 物資等の調達，輸送及び配分に関すること。 2 車両等の調達及び配車並びに資機材の調達に関すること。 3 物資等の受領及び管理に関すること。
	被災地現地対応班	1 現地出張所の開設及び運営に関すること。 2 被災現地のニーズ把握に関すること。
消防部	消防班	1 災害応急活動の実施及び災害現場における指揮に関すること。 2 本部員（消防部関係）の非常招集及び応援活動に関すること。 3 罹災者の救助，救急及び避難の誘導に関すること。 4 気象情報，水位情報等の収集に関すること。 5 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
技術部	技術班	1 危険箇所等の巡視に関すること。 2 災害現場の応急措置計画及び実施の技術指導に関すること。 3 災害応急措置に必要な地元住民への協力要請に関すること。 4 災害応急措置のための関係機関への連絡に関すること。 5 災害現場と本部との連絡に関すること。 6 道路，水路，河川等の被害調査に関すること。
交通広報部	交通広報班	1 被災地域等における交通安全の確保に関すること。 2 避難指示等の伝達に関すること。 3 道路情報に関すること。

		4 総社市コミュニティ地域づくり協議会への情報伝達に関する事。
調査部	被害調査班	1 人命、家屋等及び農林業関係の被害調査に関する事。 2 災害に関する写真その他資料の収集及び記録に関する事。 3 建築物の応急危険度判定に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。
	仮設住宅建設班	仮設住宅建設に関する事。
	罹災証明班	罹災証明書の発行に関する事。
	農家支援班	農家支援に関する事。
	中小企業支援班	中小企業支援に関する事。
環境水道部	水道班	1 水道施設の防護及び応急措置に関する事。 2 給水の確保及び罹災者に対する飲料水の供給に関する事。 3 災害対策に必要な水道資機材の調達に関する事。
	環境班	1 被災地域の消毒及び防疫に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 災害による遺体の安置及び仮埋葬に関する事。
	解体等災害廃棄物 処理班	1 被災家屋等の解体に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。
	衛生消毒班	被災家屋等の消毒に関する事。
避難支援部	避難所支援班	1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難所での食料、物資等の供給に関する事。 3 災害見舞金品の支給に関する事。
	要配慮者支援班	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関する事。
	医療救護班	1 医療機関との連絡調整に関する事。 2 救急医療薬品、衛生材料等の調達及び配分に関する事。 3 救護活動に関する事。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関する事。
	義援金・支援金班	義援金等の支給に関する事。
教育部	教育班	1 児童、生徒の安全の確保に関する事。 2 指定避難所としての教育関係施設の利用及び運営に関する事。 3 教育関係施設の災害応急対策に関する事。 4 災害応急作業における炊出し等のための給食施設の利用に関する事。 5 その他各学校等との連絡調整に関する事。
	ボランティア 派遣班	1 ボランティアセンターの設置及び運営に関する事。 2 ボランティアの派遣に関する事。

7 本部会議

本部長は、市本部の運営及び災害対策の推進に関し協議するため本部会議を招集する。

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長及び各部長をもって構成する。
- (2) 本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 市本部の設置及び廃止に関すること。
 - イ 災害対策の基本方針に関すること。
 - ウ 重要な災害情報、被害状況の分析等に関すること。
 - エ 自衛隊等の応援要請及び避難指示に関すること。
 - オ その他災害対策に関する重要事項。

8 本部室の設置と運営

- (1) 本部室の設置
 - ア 市本部が設置されたときは、市本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。
 - イ 本部室は、本部長が定めるところに設け、その運営は、危機管理室が当る。

- (2) 本部連絡員の配備

市本部が設置されたときは、各部長は、本部連絡員を本部室に常駐させ、災害情報の把握、各部班に対する連絡に当らせる。

- <資料 6 総社市防災会議条例> <資料 7 総社市災害対策本部条例>
<資料 8 総社市災害対策本部規程>

第2 災害対策現地連絡調整本部

災害応急対策責任者は、県等防災関係機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合、関係機関が有機的な連携をもって役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、次に掲げる災害対策現地連絡調整本部（以下「連絡調整本部」という。）を設置するものとする。

1 設置機関（災害応急対策責任者）

- (1) 市長 … 主として陸上災害の場合
- (2) 知事 … 2以上の市町村にわたる主として陸上災害の場合
- (3) 西日本旅客鉄道(株)岡山支社長又はその指定する者 … 西日本旅客鉄道(株)の事故の場合
- (4) その他の機関の長 … 上記以外の機関が管理する施設等に係る災害又は事故の場合

2 構成機関

連絡調整本部は、災害応急対策の実施に当る関係機関の長又は災害現地に出勤した部隊の指揮者をもって構成するものとし、各機関は、積極的にこれに参加するものとする。

3 連絡調整本部の長

連絡調整本部を設置したときは、災害応急対策責任者又は指名された者が本部の長となり関係機関に連絡するとともに、本部の所掌事務を統括し、災害応急対策実施状況等を市本部長又は市長に報告するものとする。

4 設置場所

本部長が附属する機関の事務所又は被災地付近の適当な場所とする。

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議に関すること。
- (2) 災害情報の収集、分析に関すること。
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施に関すること。
- (4) 各機関との活動の連絡調整に関すること。
- (5) その他災害応急対策に必要な事項

6 各機関との関係

連絡調整本部で協議決定した応急対策は、各構成機関の責任のもとに実施するとともに、それぞれが所属する機関の長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な推進に努めるものとする。

なお、各構成機関は、連絡調整本部に連絡員を置き、緊密な連携を保持するものとする。

第3 災害警戒本部

市内に災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を収集するため、市本部設置前に設置できるものとし、災害のおそれが高まった場合は、直ちに市本部に移行可能な体制をとる。

1 設置要件

- (1) 市内に台風等の影響により大雨、洪水又は強風のおそれがある場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
- (3) その他非常災害のおそれがある場合

2 所掌事務

- (1) 災害に対する情報の収集に関すること。
- (2) 対策本部の設置等、災害発生時の対応準備に関すること。
- (3) その他防災に関すること。

3 構成員

- (1) 本部長は、副市長、副本部長は政策監とする。
- (2) 部員及び事務局は、次のとおりとする。

ア 部員 対策本部各部長

イ 事務局 危機管理室（兼務を含む。）

ウ 部員は、事態の種類により、変更することができる。

第4 防災体制の種類と基準

災害の発生が予測される場合又は発生した場合において、防災体制として本市がとるべき体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制（市本部設置）とし、その時期及び内容は次のとおりとする。

1 とるべき体制の時期及び内容

種 別	時 期	配 備 内 容
注 意 体 制	1 市域に大雨又は洪水注意報が発表されたとき。 2 河川水位 6.5 m（日羽）に達し、なお上昇を認めるとき。 3 その他市域に大規模な災害が発生するおそれがあり、市長の指示があったとき。	特に関係がある部課の職員の少数人数を配備し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては、さらに高度の体制に迅速に移行し得る体制とする。
警 戒 体 制	1 市域に暴風、大雨又は洪水警報の一つ以上が発表されたとき。 2 市域に水防警報（待機・準備）が発表されたとき。 3 日羽水位が水防団待機に達したとき。 4 局地豪雨、大規模な火災、爆発その他重大な事故が発生したとき。 5 市域に震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 の地震が発生したとき。 6 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 7 その他大規模な災害が発生し又は切迫し、市長の指示があったとき。	必要に応じて警戒本部を設置するとともに、人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する。また、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。 なお、地震対策編に定めるところにより、勤務時間外に地震が発生した場合は、初動体制として、緊急初動班員（地震対応）を配備する。
非 常 体 制	1 市域に大規模な災害が発生したとき、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 氾濫注意水位に到達したとき。 4 市域に震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 4 の地震が発生したとき。 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたとき。	市本部を設置し、本部規程に基づき市本部長の指示命令により、市の全機能をもって必要な防災活動を実施するとともに、関係行政機関、団体等と連絡を密接にし、必要な協力援助を要請する。 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、一定期間地震に備えた安全な行動をとるよう住民に周知する。

（注 1）総社市の防災体制（洪水）は、高梁川日羽観測所及び酒津観測所の河川水位を基準とする。

（注 2）気象注意報のみが発表され災害のおそれがないと判断される場合には、関係課長の指示により注意体制をとらないことができる。

また、非常体制において、災対本部会議設置の際の協議で、配置要員全員を配置するに至らないと判断される状況であれば、各班概ね 3 分の 1 程度の職員を指定し、配置することができる。

2 配備の要領

（1）配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

政策監は、警戒及び非常体制をとったときは、関係部課長に対し配備の指示を行うとともに、庁内

放送等により全職員に対してその旨を連絡する。

イ 勤務時間外及び休日における配備の連絡

(ア) 配備前における連絡

- ① 職員は、県、日本電信電話株式会社及び消防団等から通報があり、本計画に定める配備体制に該当する場合は、政策監及び関係課長に連絡する。
- ② 関係課長は、前記の連絡を受けたときは、必要な事項について上司に連絡するとともに、その指示を受けて配備の基準に基づき配備の決定を行う。関係課長又はその指示を受けた職員は、関係職員に配備の連絡をする。配備の連絡を受けた職員は、直ちに登庁し、登庁した旨を所属長に連絡するとともに所定の業務を遂行する。

(イ) 非常参集の心得

職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、すすんで関係方面へ連絡をとり、所定の配備につくよう努めなければならない。

(ウ) 配備中における連絡

政策監は、警戒体制の移行について関係部長に気象及び災害の状況を連絡、協議し、必要に応じて登庁を求める。

また、非常体制への移行については、災害対策本部規程(平成17年総社市訓令第17号)による。

(エ) 緊急を要する場合の連絡

職員は、災害の状況を政策監に連絡するとともに、その指示を受けて関係部長に連絡する。

(2) 配備の解除

政策監は、警戒体制の原因がなくなったときは、関係部長と協議のうえ体制を解除するとともに、関係先へ連絡する。

<資料6 総社市防災会議条例>

<資料7 総社市災害対策本部条例>

<資料8 総社市災害対策本部規程>

第2章 防災活動

第1 予報及び警報

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施内容

(1) 予報及び警報の種別

災害に際し、防災対策実施のため防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の種別は、次のとおりである。

ア 気象注意報

強風、大雨、高潮、大雪、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が総社市に発表する注意報の種類（総社市の発表基準は別表のとおり）

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
注意報の種類	概 要

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ 気象警報

暴風、大雨、高潮、大雪、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。

高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が総社市に発表する警報の種類（総社市の発表基準は別表のとおり）

警報の種類	概 要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害） 大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

ウ 特別警報

暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。

大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(別表) 警報・注意報発表基準一覧表

(令和 6 年 5 月 23 日現在)

総社市	府県予報区		岡山県	
	一時細分区域		南部	
	市町村等をまとめた区域		倉敷地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108
	洪水	流域雨量指数基準	槇谷川流域＝13	
		複合基準	高梁川流域＝（10, 38.7）	
		指定河川洪水予報による基準	高梁川〔日羽・船穂〕	
	暴風	平均風速	20m/ s	
	暴風雪	平均風速	20m/ s　雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ　10 c m	
	波浪	友義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	流域雨量指数基準	槇谷川流域＝10.4	
		複合基準	高梁川流域＝（5, 34.8），槇谷川流域＝（5, 10.4）	
		指定河川洪水予報による基準	高梁川〔日羽・船穂〕	
	強風	平均風速	12m/ s	
	風雪	平均風速	12m/ s　雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ　5 c m	
	波浪	友義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度3 5 %で実効湿度6 0 %		
	なだれ	①積雪の深さ2 0 c m以上あり降雪の深さ3 0 c m以上		
		②積雪の深さ5 0 c m以上あり最高気温1 2℃以上又はかなりの降雨		
	低温	最低気温　－3□　以下		
	霜	晩霜期に最低気温　2□　以下		
	着氷			
	着雪	2 4 時間降雪の深さ：平地　1 0 c m以上，山地　3 0 c m以上 気温：－1□ ～ 3℃		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	9 0 mm	

エ 気象特別警報

気象現象が原因で、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想されるとき、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表するものである。

岡山地方気象台が総社市に発表する特別警報の種類

特別警報の種類別	概 要 及 び 発 表 基 準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 【発表基準】 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 【発表基準】 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 【発表基準】 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 【発表基準】 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

オ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細区分（市町村）において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）された時に、気象庁から発表される。この情報が発表された時は、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一時細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ク 大雨・洪水警報の危険度分布等（キキクル参照）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ケ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める

必要があることを示す警戒レベル1である。

コ 洪水予報

水防法と気象業務法とに基づき、国土交通大臣が定めた洪水予報河川（総社市においては高梁川）において洪水のおそれがあると認められる時は、岡山河川事務所と岡山地方気象台とが共同して発表するものである。

サ 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議の上、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

シ 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

ス 水防警報

水防法に基づき国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を必要と認めるとき発表するものである。

セ 氾濫危険水位情報、避難判断水位情報

水防法に基づき、知事が定めた「水位周知河川」において、水位が避難判断水位又は氾濫危険水位に達したとき、関係県民局長が住民の避難及び避難指示発令の参考として周知する情報である。

ソ 火災気象通報

消防法第22条に基づき岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を通報するものである。

タ 火災警報

消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第2 通信連絡

1 方針

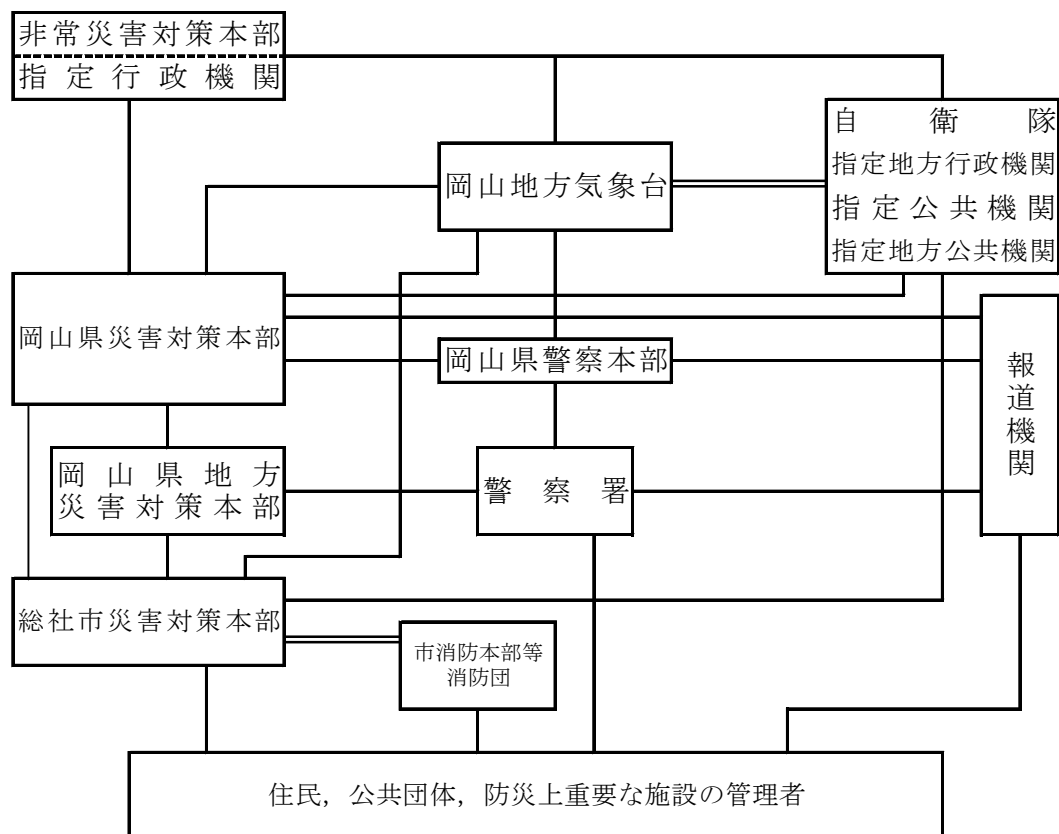
災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施内容

（1）通信連絡系統の整備

市は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 電話及び電報の優先利用

市は、災害時の警報の伝達，必要な通知又は警告等を迅速に行うため，電話及び電報の優先利用，又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

災害時優先電話の承認

市は、災害時における非常通信・重要通信の迅速，円滑を図り，かつ，輻輳を避けるため，災害時優先電話をあらかじめＮＴＴ西日本事業所又はＮＴＴドコモ岡山支店に申請し，承認を受ける。

イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより次の電報が優先利用することができる。

① 非常電報

天災，事変その他の非常事態が発生し，又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援，交通，通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

② 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり，緊急を要するときは，各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては，警察電話，消防電話，水防電話，航空保安電話，海上保安電話，気象

電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

市は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 災害の予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む）及び災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- ④ 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、携帯電話事業者から移動通信機器の貸

与を受ける。

【携帯電話事業者が保有する通信機器】

種 類	貸 与 条 件 等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)

イ 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

N T T西日本及びN T Tドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに応急措置をとる。

ウ 放送施設

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

第3 情報の収集・伝達

1 方 針

災害情報及び被害状況の収集伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。

災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、速やかにこれらの情報の収集に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

2 実施内容

(1) 情報収集

災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行い、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を防災関係機関へ共有を図る。

(2) 災害情報の収集及び伝達

ア 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

イ 消防団関係

(ア) 消防団員は、災害が発生するおそれがあるとき、又は各体制下においては、地区内の危険箇所等を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

(イ) 災害が発生した場合又はその通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法によ

り関係部課（市本部）へ通報する。

ウ 関係部課（市本部各部班）

関係部課（市本部各部班）は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、必要に応じて防災担当課（総務部受付連絡班）に連絡する。

エ 情報の収集伝達

（ア） 防災担当課（総務部受付連絡班）は、各種情報の収集に努めるとともに、必要に応じて関係部課（市本部各部班）に伝達する。

（イ） 防災担当課（総務部総務班）は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

（３） 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（海外からの旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

イ 災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりであるが、市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合はこれに準じる。

（ア） 市及び県において災害対策本部を設置した災害

（イ） 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

（ウ） （ア）又は（イ）になるおそれのある災害

ウ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付 消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付 消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区 分 回線別		平日(9:30～18:30) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T回線	電 話	0 3－5 2 5 3－7 5 2 7	0 3－5 2 5 3－7 7 7 7
	F A X	0 3－5 2 5 3－7 5 3 7	0 3－5 2 5 3－7 5 5 3
県防災情報 ネットワーク	電 話	77－69－048-500-90-43421	77－69－048-500-90-49101
	F A X	77－69－048-500-90-49033	77－69－048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 市又は県が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

(エ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

(オ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

エ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

オ 市消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

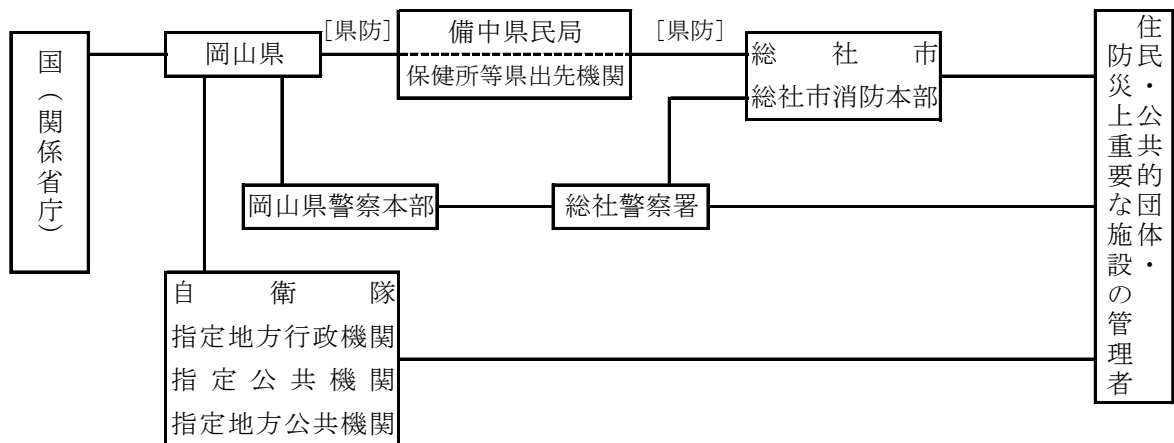
カ 応急対策活動状況について市は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

3 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

市及び市消防本部等は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



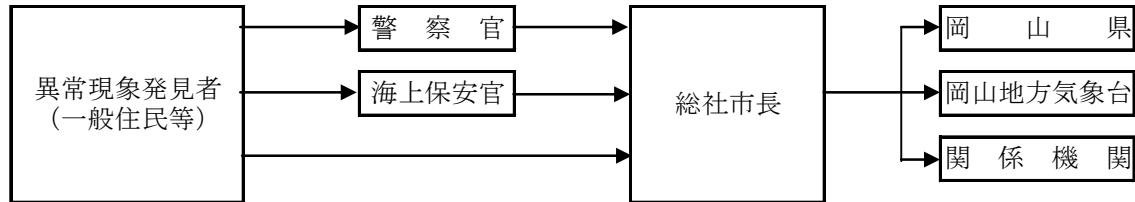
(注)：[県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した物は、遅滞なくその旨を市長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は直ちに関係機関に通報する。

また、市は住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



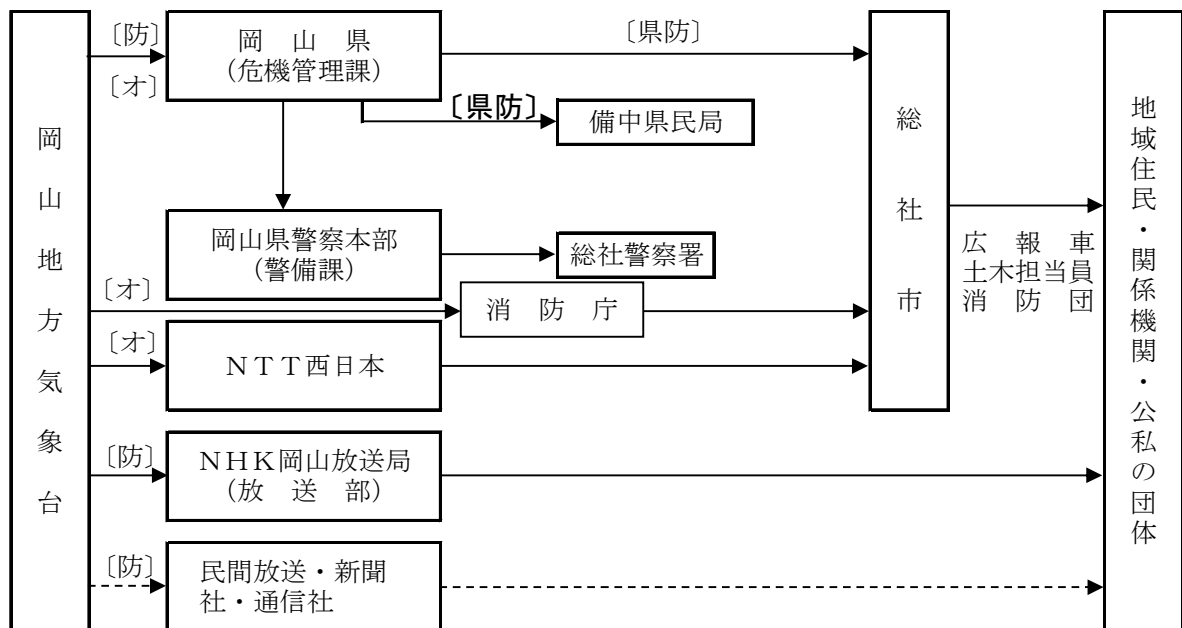
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は市防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



(注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系を示す。

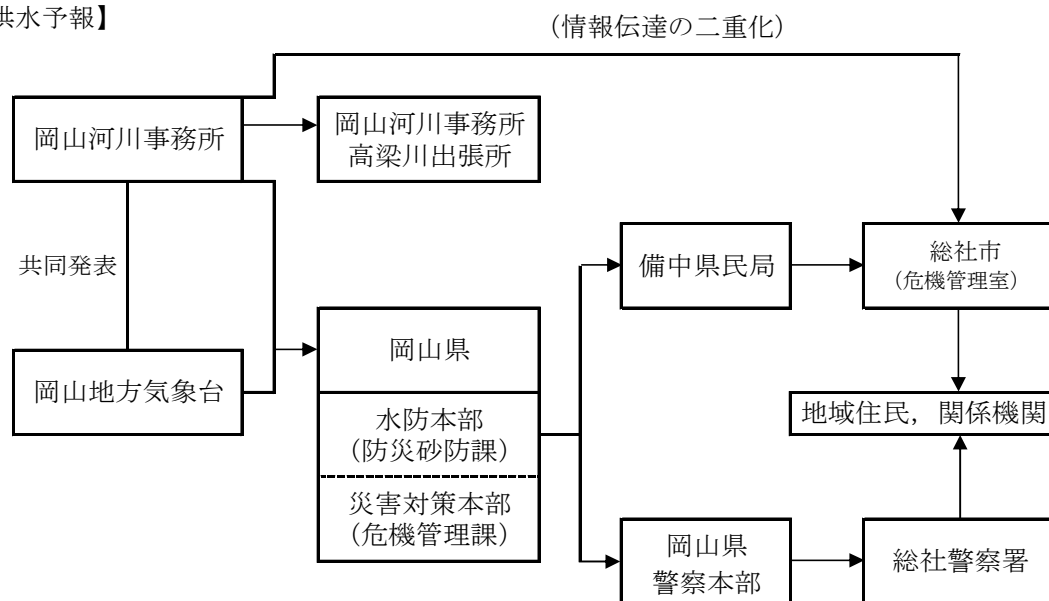
2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。

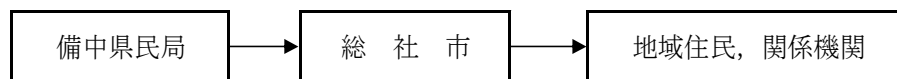
4 [] 内は、通知方法を示す。 [防] 防災情報提供システム [オ] オンライン
[県防] 岡山県防災情報ネットワーク

(イ) 指定河川の洪水予報の伝達系統

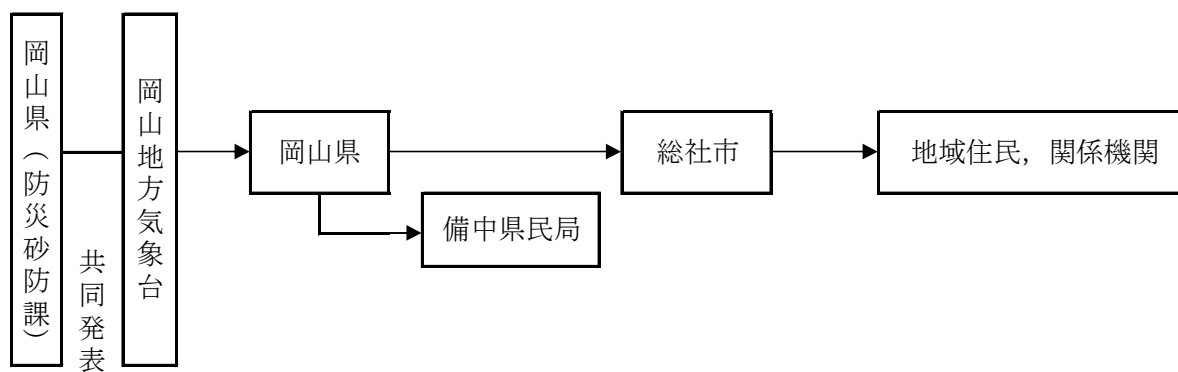
【洪水予報】



【氾濫危険水位情報, 避難判断水位情報】

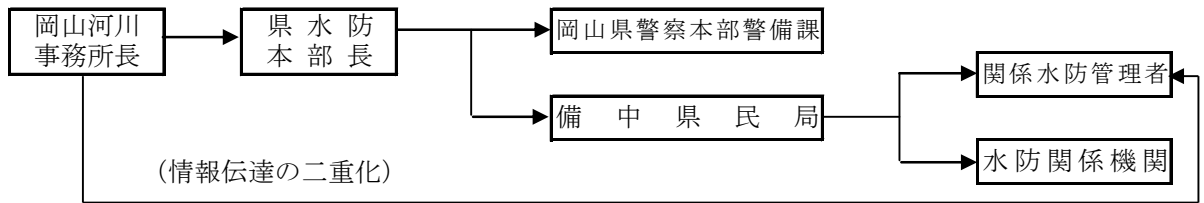


(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達系統 (簡略版)

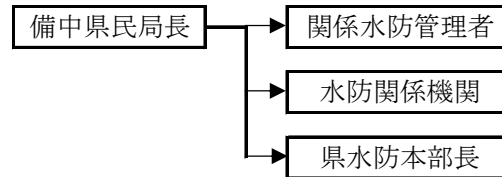


(エ) 水防警報の伝達系統

① 国土交通大臣の発する水防警報

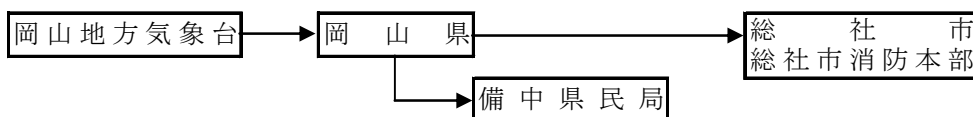


② 知事の発する水防警報

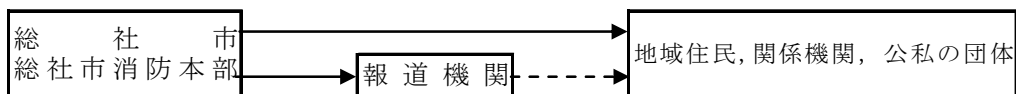


(オ) 火災警報の伝達系統

① 火災気象通報の伝達系統



② 火災警報の伝達系統

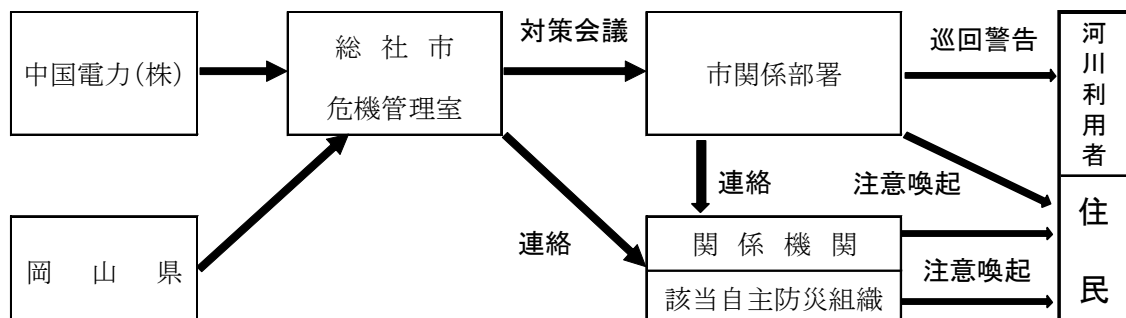


(カ) 住民等への伝達

市から住民及びその地域の滞在者へは、市職員、消防団員を派遣し、広報車、サイレン、警鐘、ハンドマイク、放送、防災行政無線、緊急速報メール等により、出来るだけ多くの手段を用いて周知を図る。

(4) ダム事前放流時の伝達系統

市は、事前放流に伴い河川の増水が懸念されることから、河川及び施設利用者に対して注意喚起を行い、増水に備えた避難準備態勢をとるとともに、増水前に安全に避難させる。



(5) 重要な災害情報伝達

関係機関は次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式 1－1 及び 1－2 によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式 2 によること。 様式 3 によること。
公 共 施 設 被 害	(ウ) 河川被害	様式 4 によること。
	(エ) 貯水池・ため池被害	
	(オ) 砂防被害	
	(カ) 治山被害	
	(キ) 道路施設被害	
	(ク) 水道施設被害	
	(ケ) 下水道施設被害	
	(コ) 都市公園等施設被害	
そ の 他	(サ) 公営住宅等被害	様式 5 によること。 様式 6 によること。
	(シ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	
	(ス) 林野火災被害	様式 7 によること。

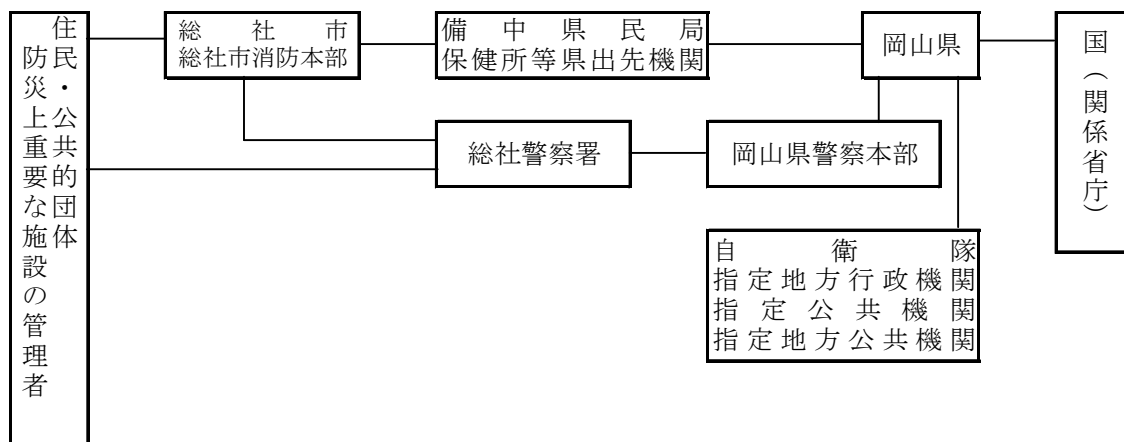
(注 1) 様式 1 から 7 については、岡山県地域防災計画（風水害等対策編）に定める様式とする。

(注 2) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注 3) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

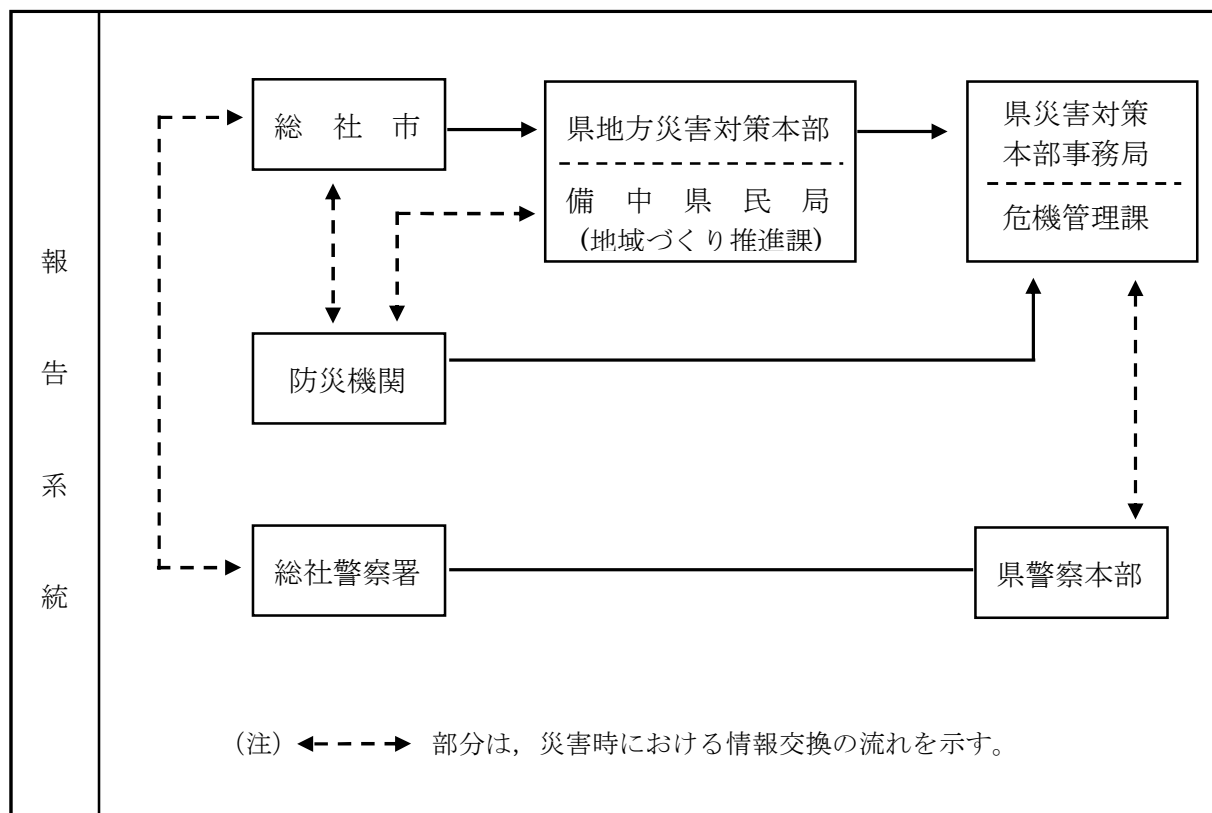
災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



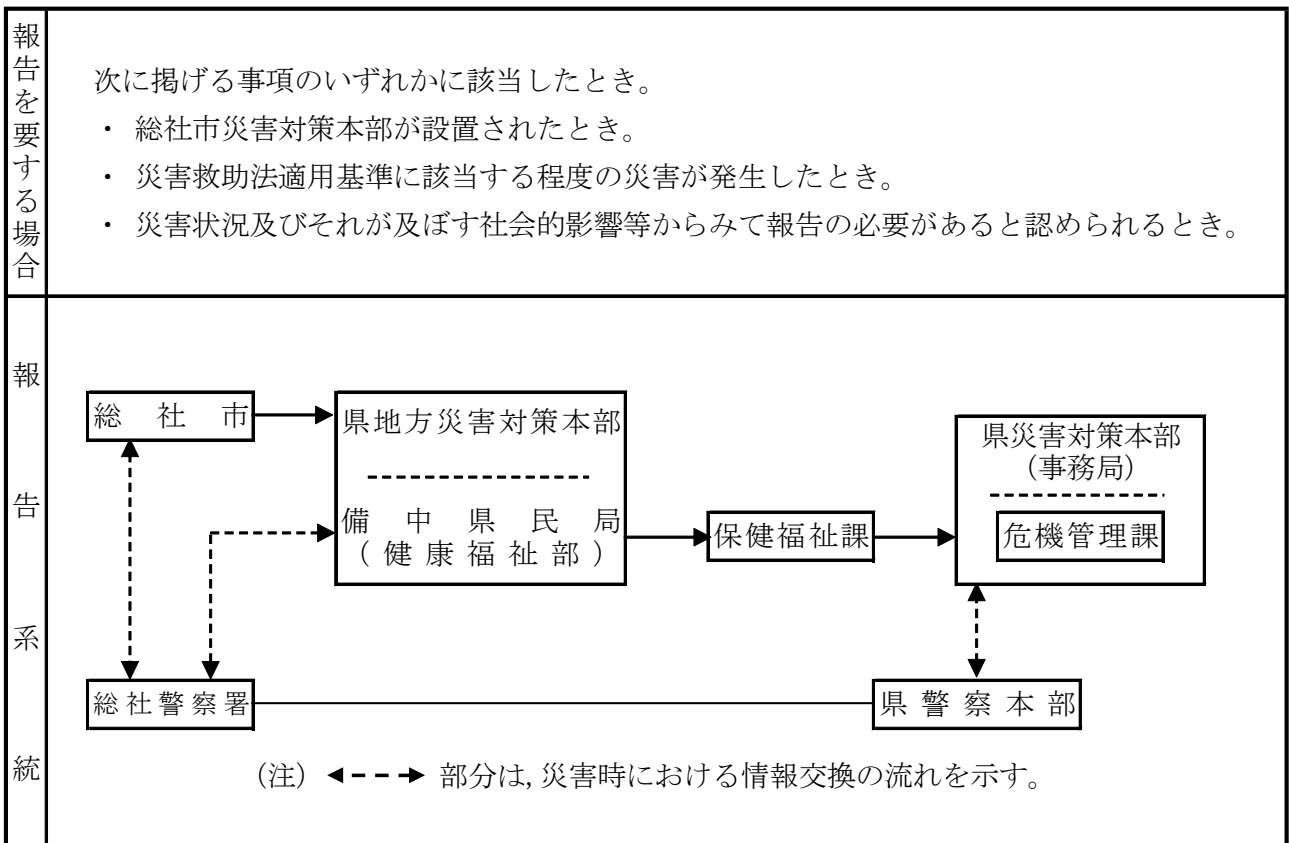
総社市災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和３０年岡山県、岡山県教育委員会規則第２号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

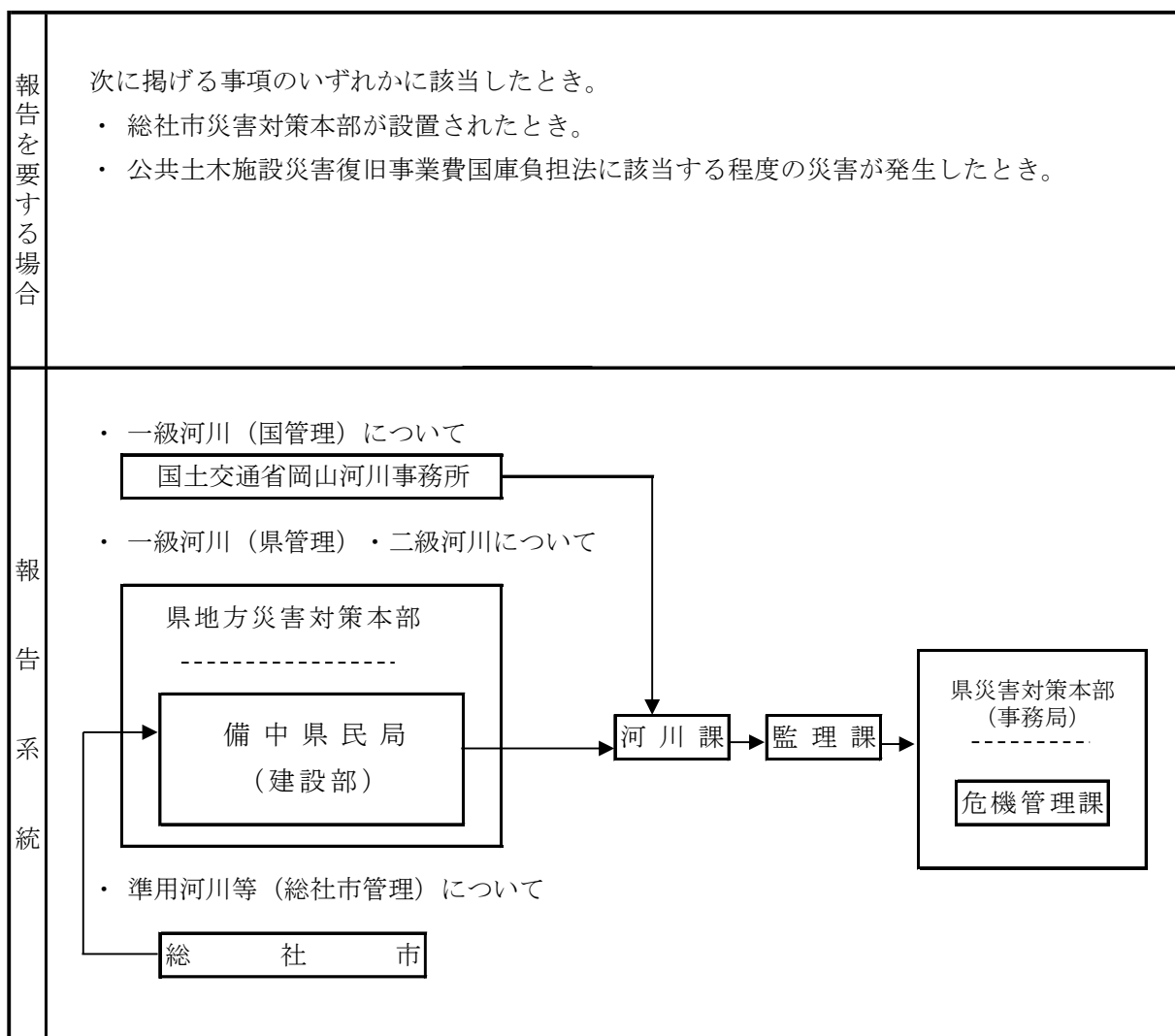
(ア) 災害発生状況報告等



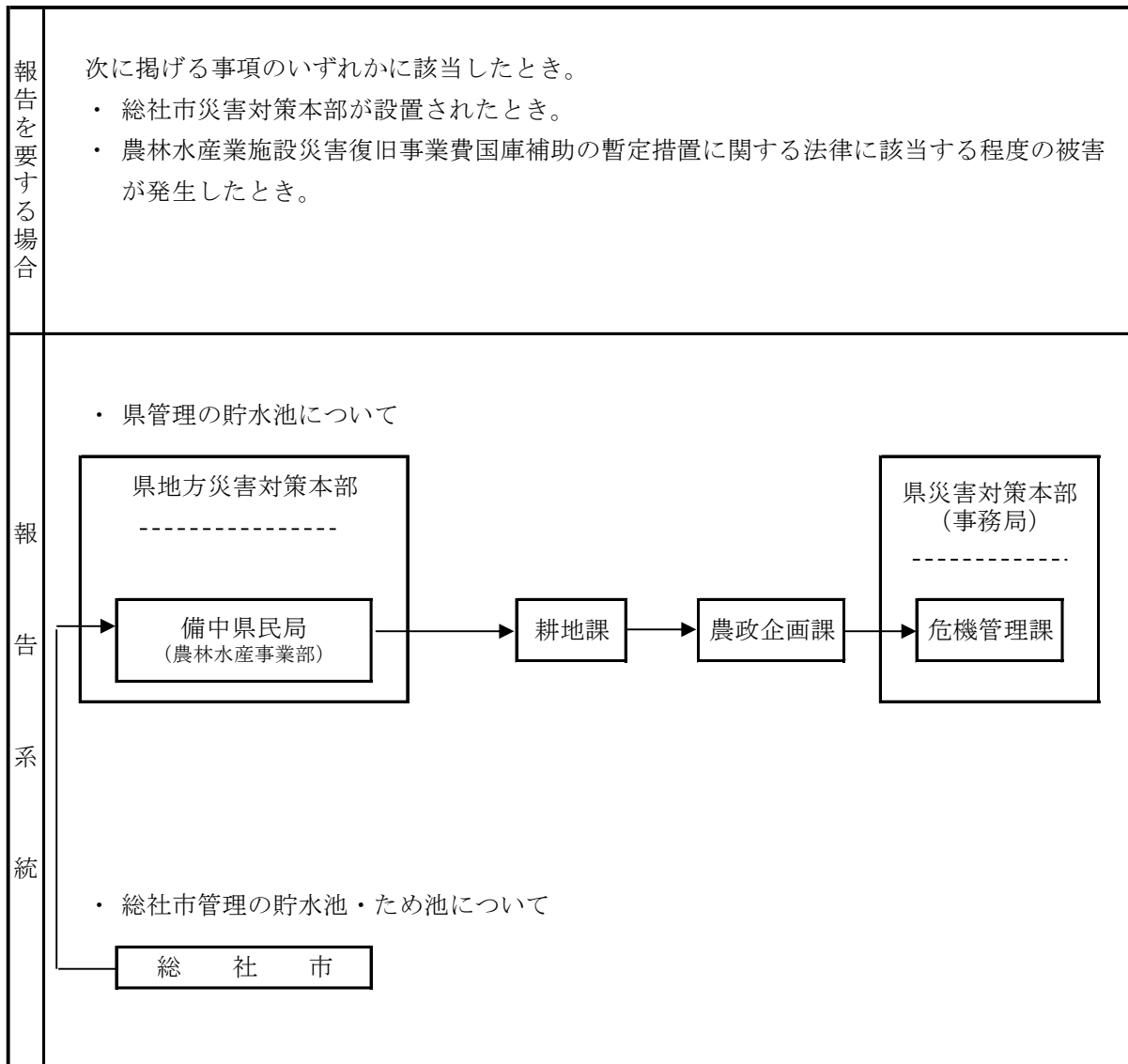
(イ) 人的被害、住家被害等



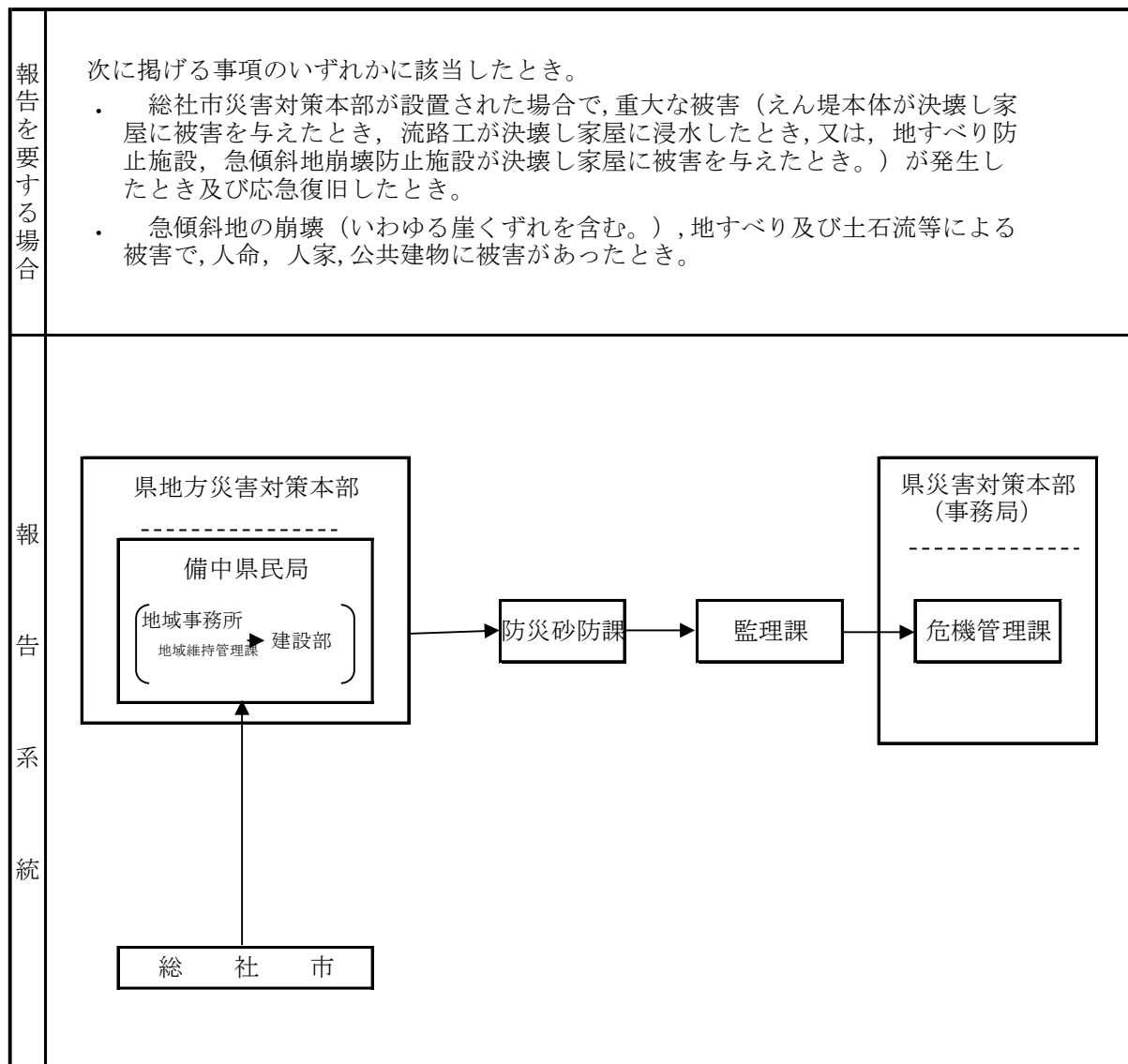
(ウ) 河川被害



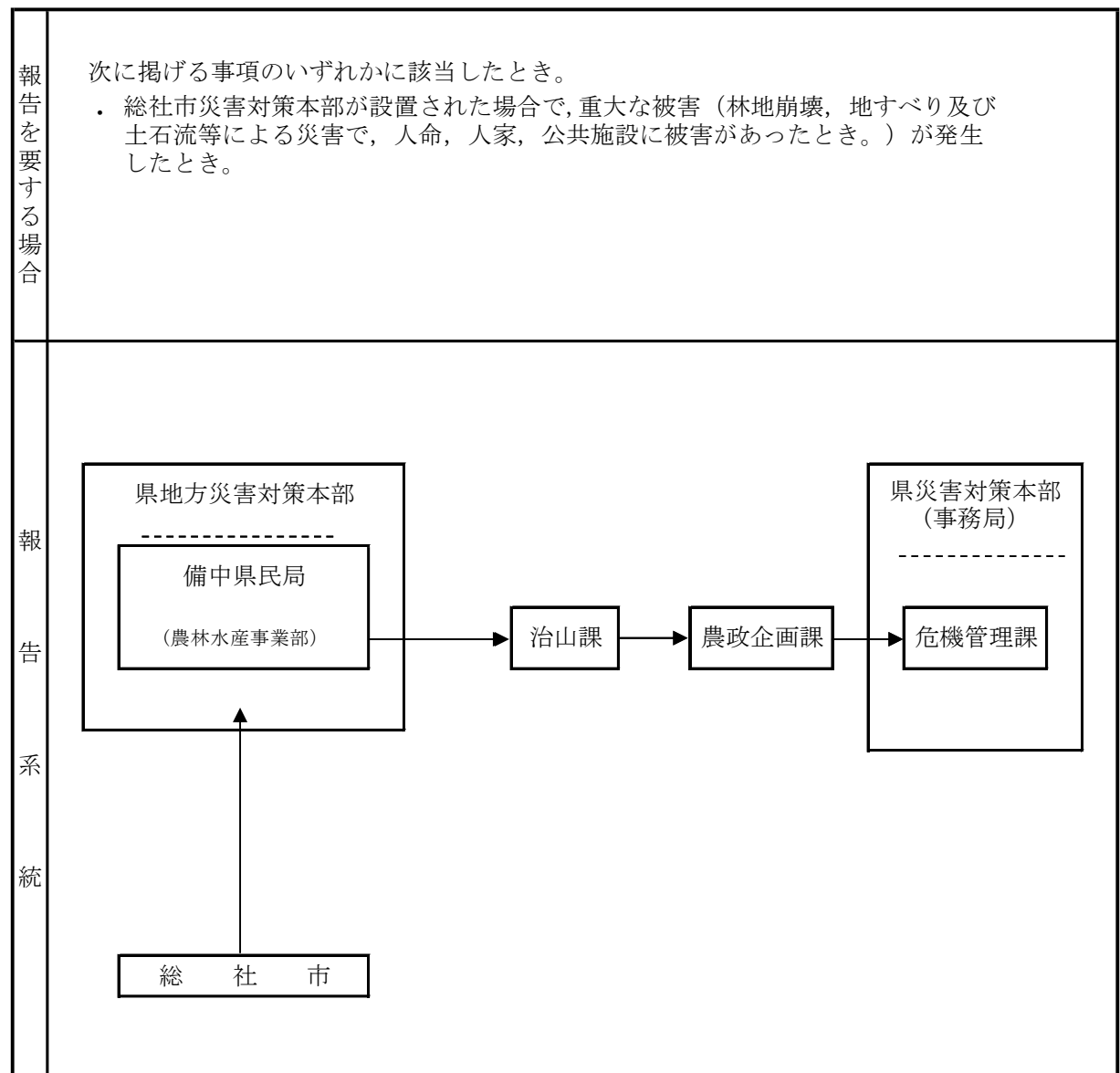
(エ) 貯水池・ため池被害



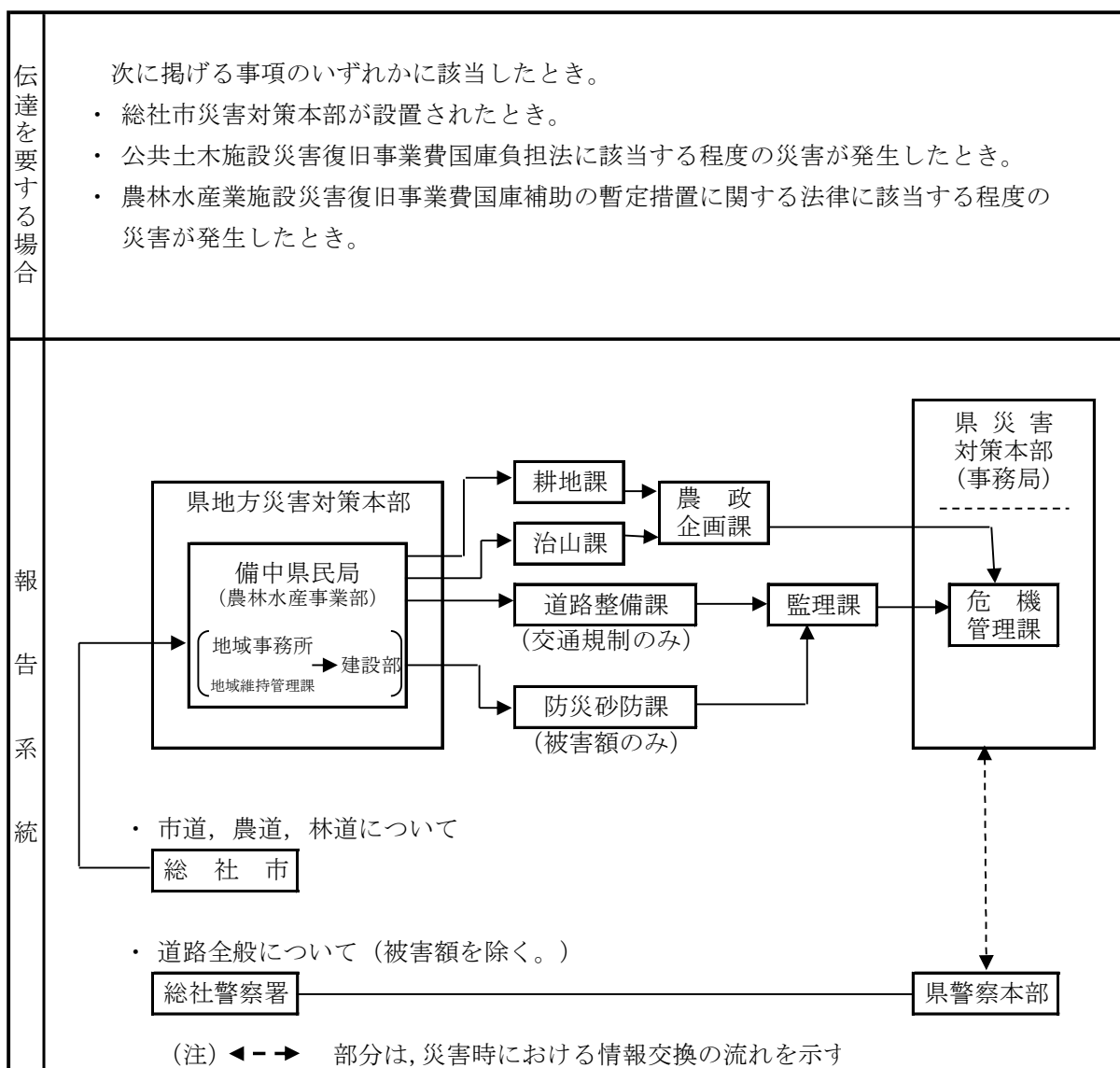
(オ) 砂防被害



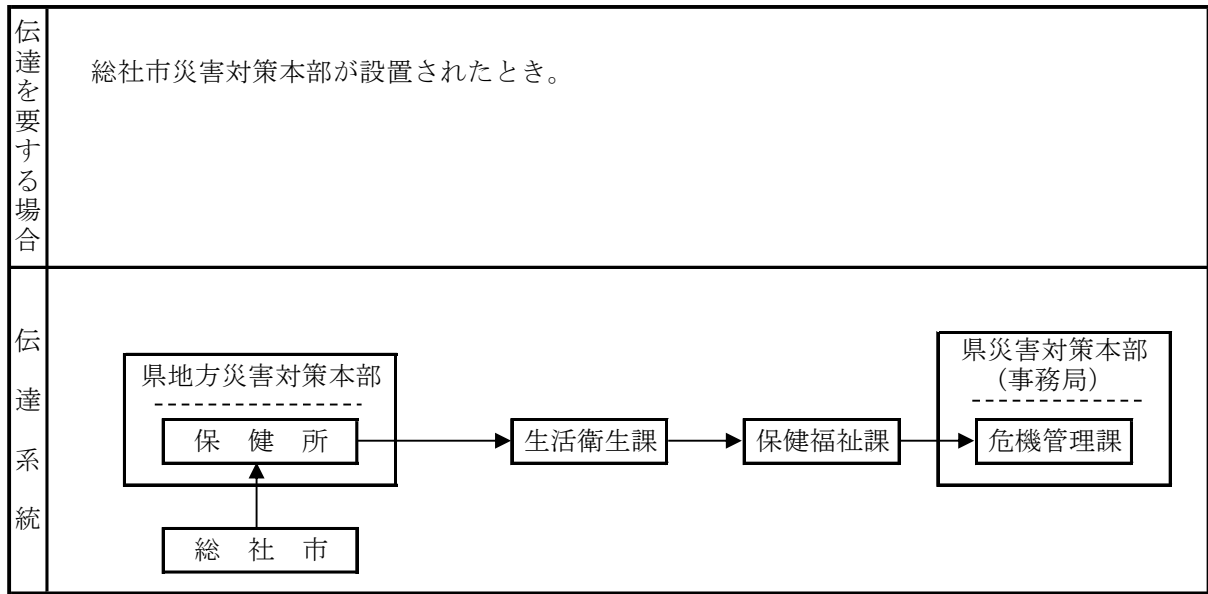
(カ) 治山被害



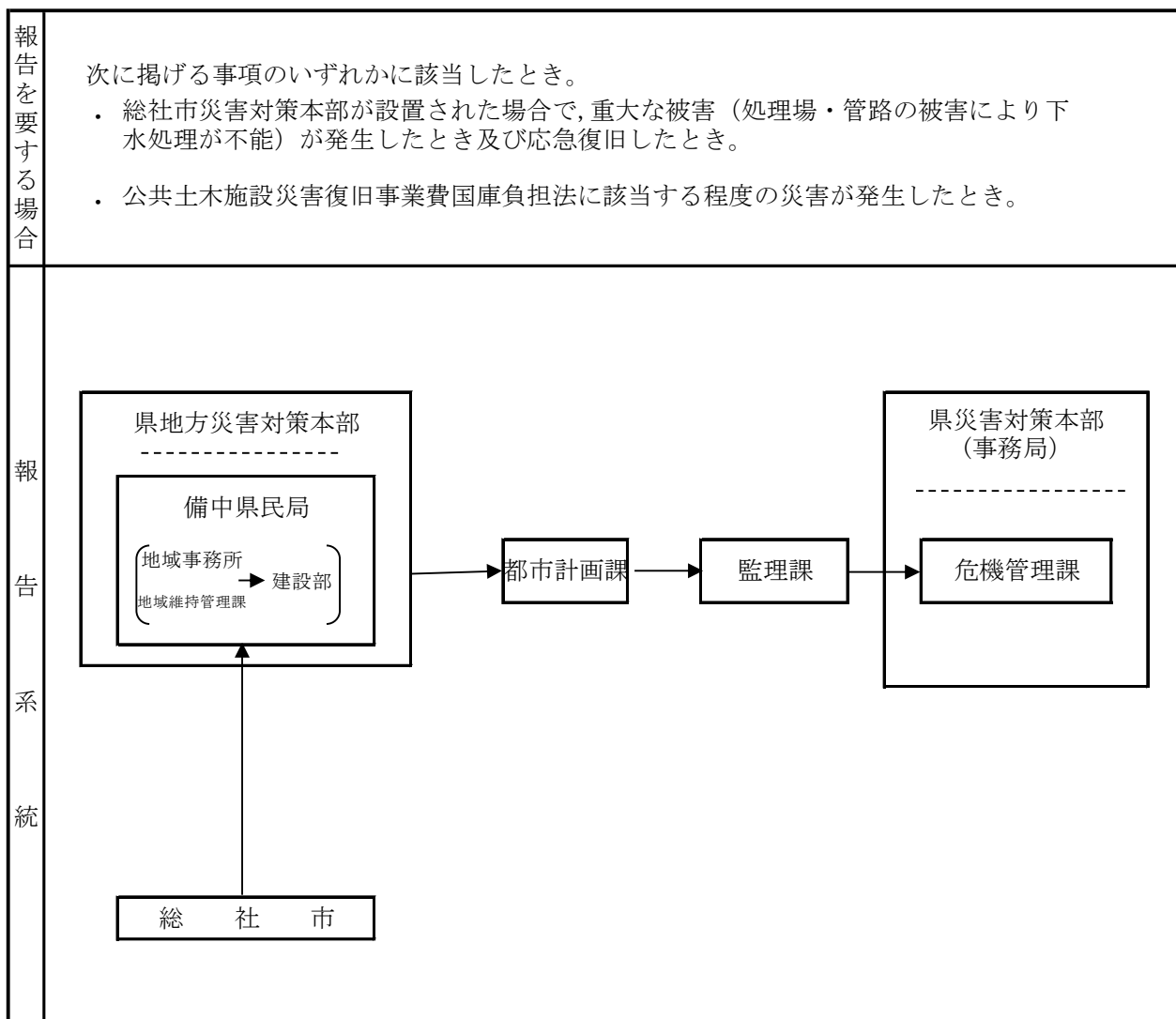
(キ) 道路施設被害



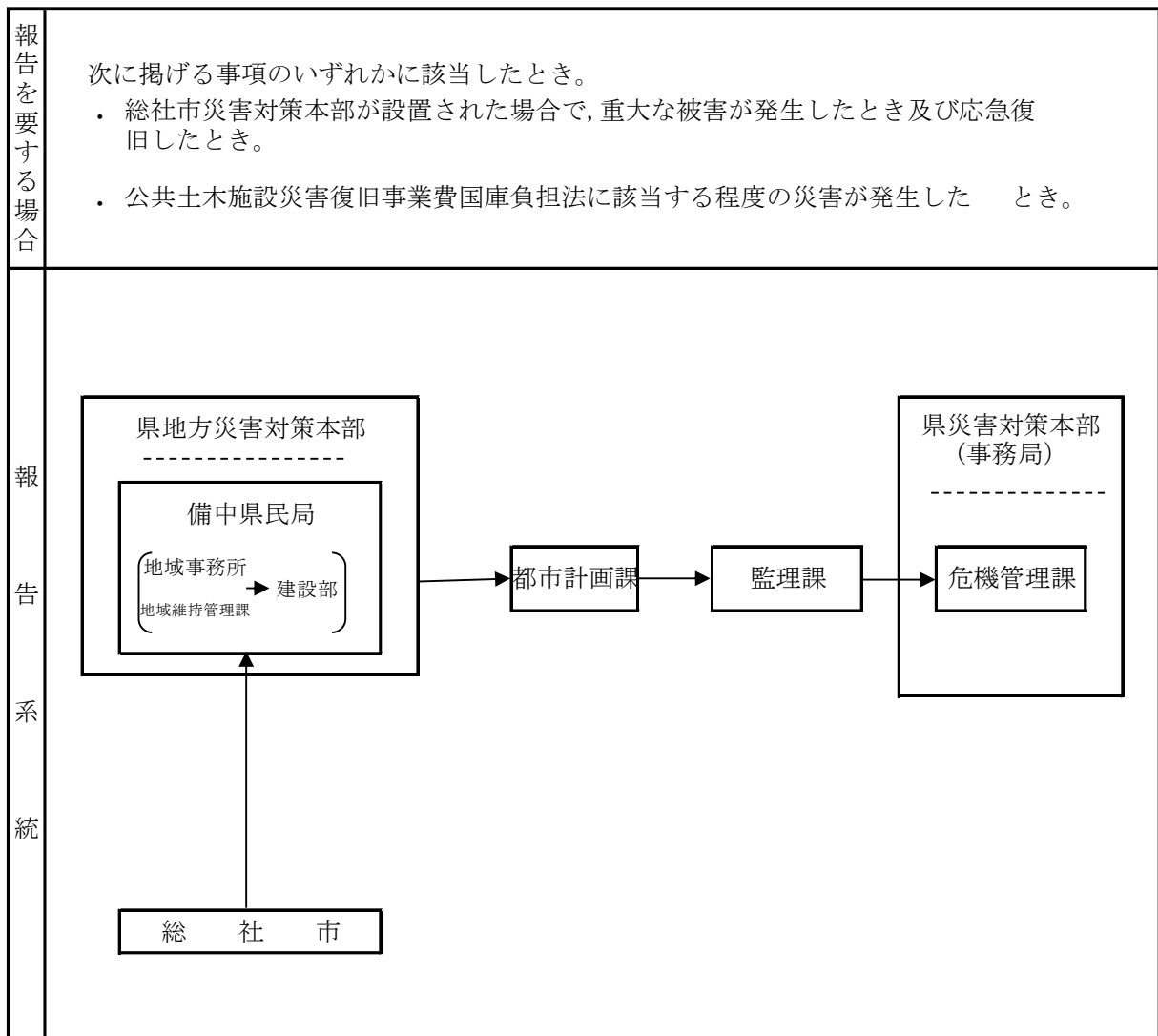
(ク) 水道施設被害



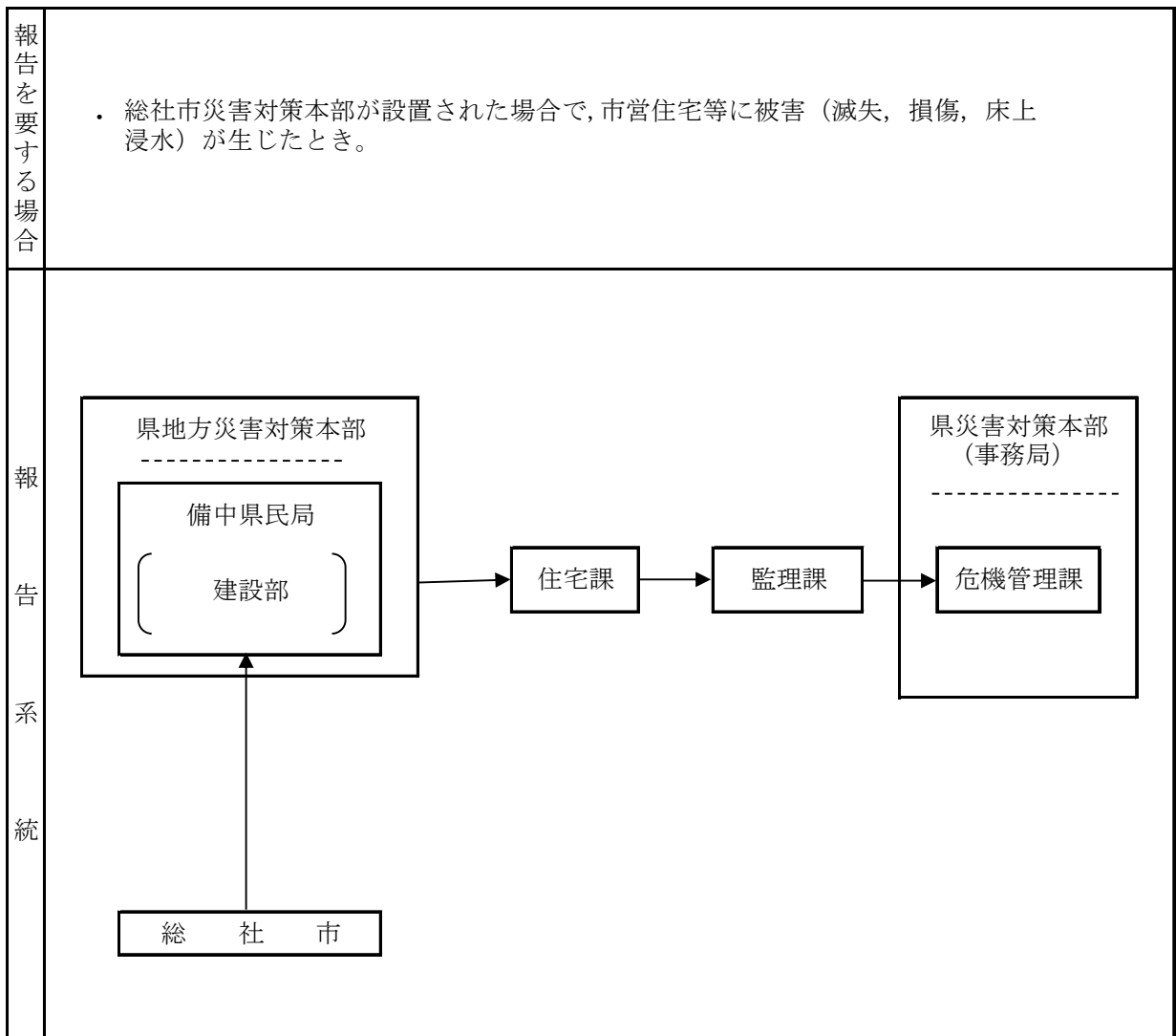
(ケ) 下水道施設被害



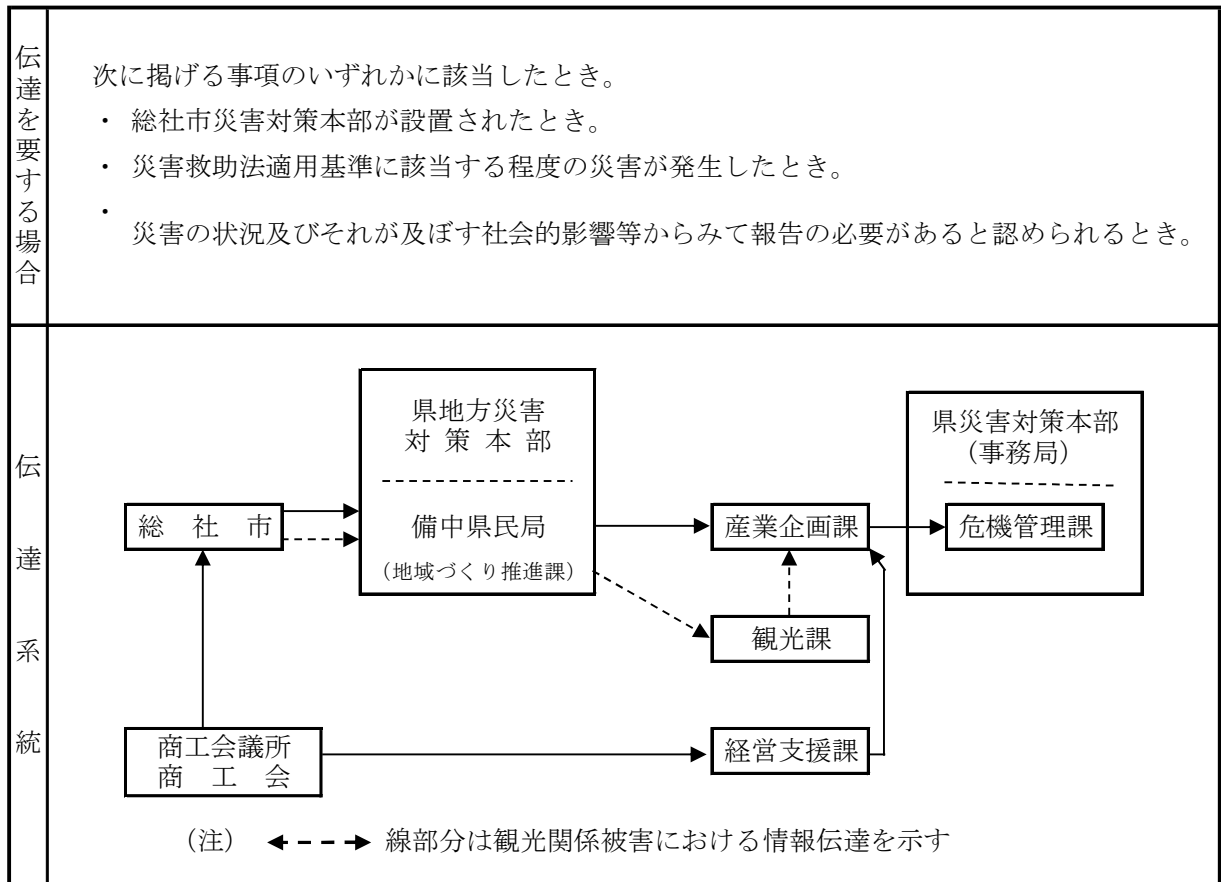
(コ) 都市公園等施設被害



(サ) 公営住宅等被害

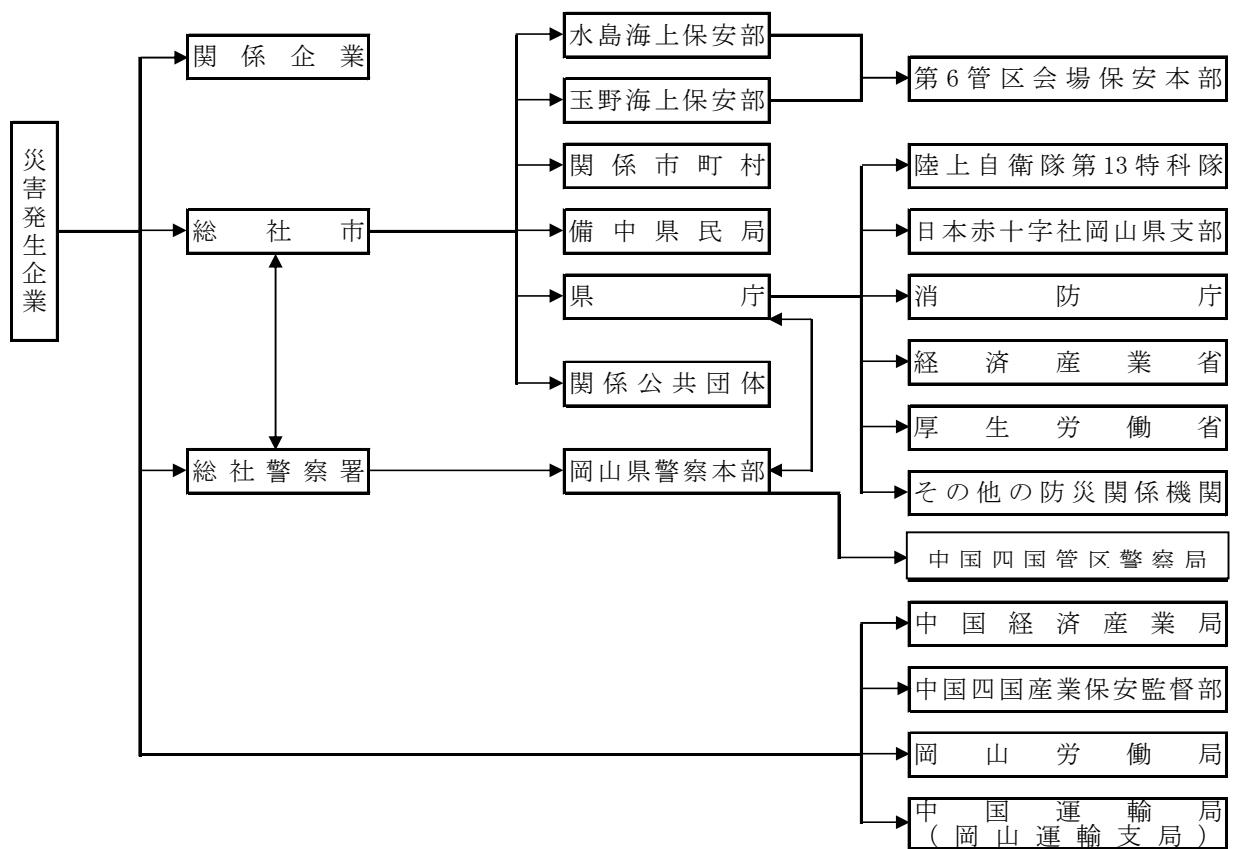


(シ) 商工関係被害等

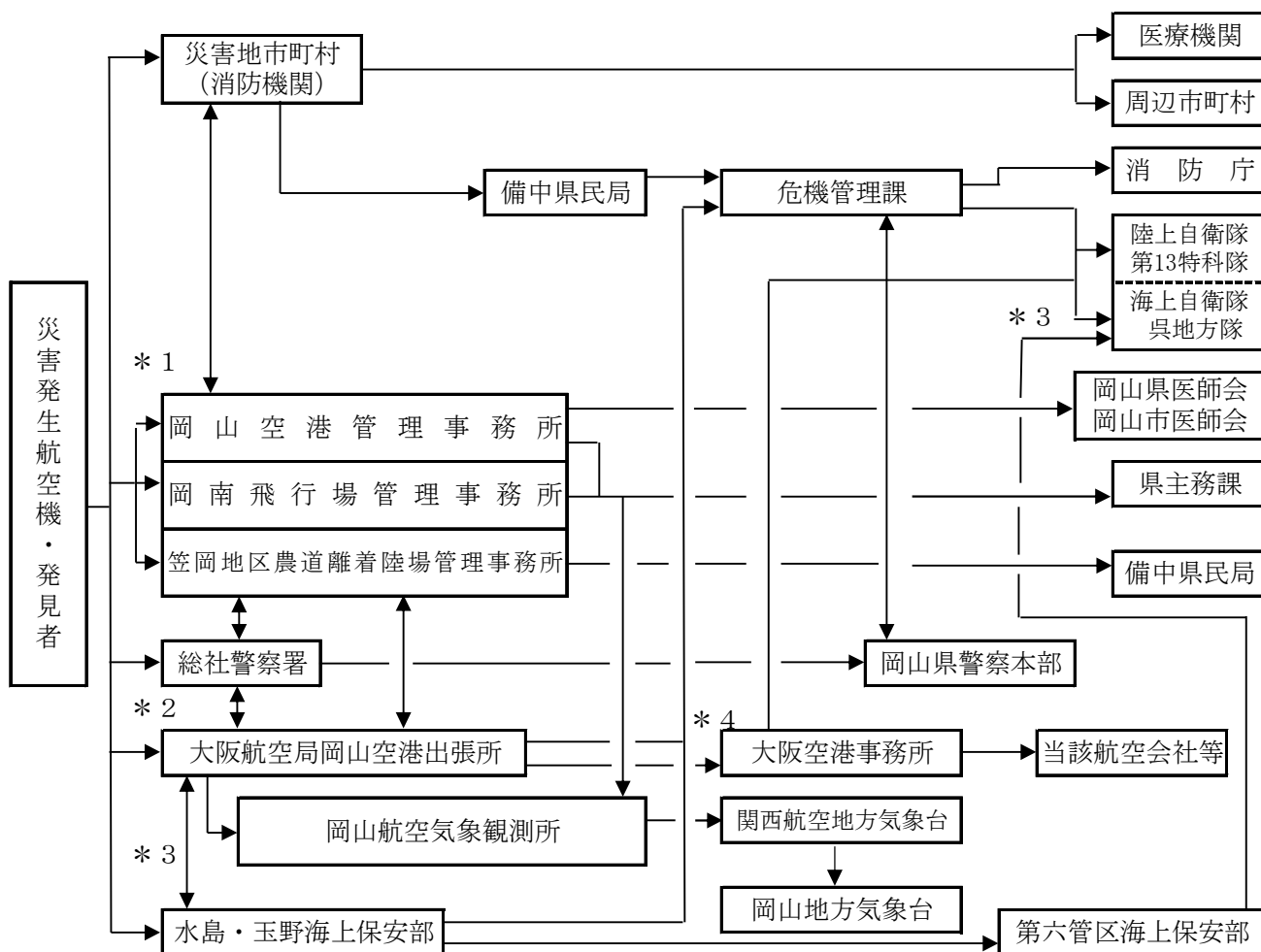


(6) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア 陸上の災害



イ 航空機災害の場合



- * 1 各空港又はその周辺で発生した場合
- * 2 岡山空港又はその周辺（半径 9 k m 以内）で発生した場合
- * 3 海上で発生した場合
- * 4 岡山空港以外で発生した場合

(7) その他の情報の伝達

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3章 避難行動（安全確保行動）

1 方針

避難行動は、数分から数時間後に起こる可能性のある自然災害から「命を守るための行動」とする。命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識しておくことが重要であり、避難行動を取るにあたっての基準を定める。

2 実施内容

（1）避難の考え方

避難指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての場所とする。

- ① 指定避難所（場所）への移動
- ② 公園等、安全な場所への移動（一時避難場所）
- ③ 近隣の高い建物等への移動（洪水避難ビル等）
- ④ 建物内（自宅を含む。）の上階等安全な場所への待機

（2）避難指示等の発令基本方針

ア 夜間であっても躊躇することなく発令する。

イ 市民の避難意識を低下させないため、状況を見極め真に必要なと判断した場合に避難指示等を発令することを基本とする。

3 避難指示等の発令基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、気象情報、関係機関からの情報及び災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

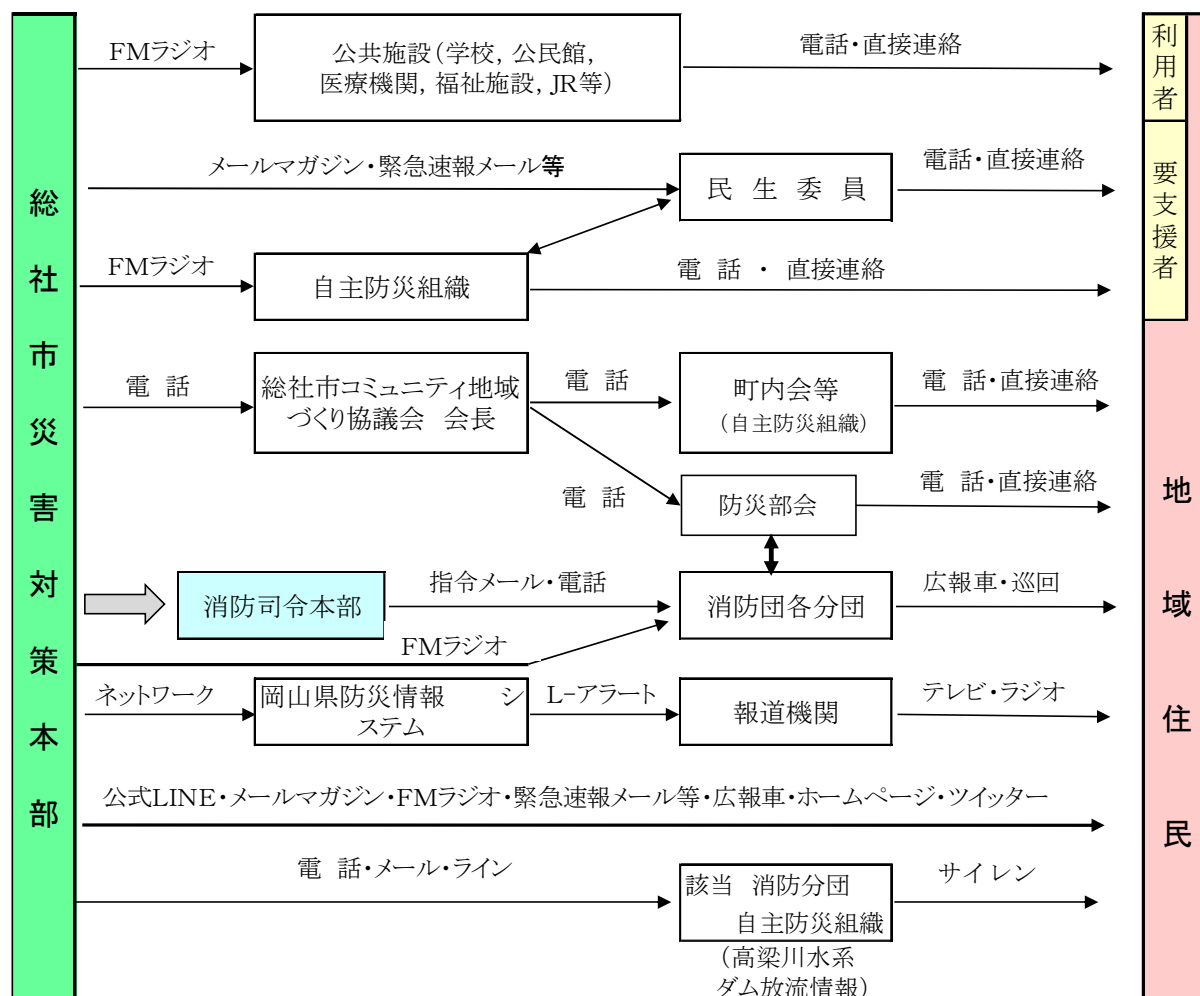
区 分		避難指示等の判断のための基準
高齢者等避難【レベル3】	水 害 対 応	下記情報をもとに総合的に判断する。 ・日羽水位観測所の水位が氾濫注意水位である 8.9m に到達し、かつ、上流域のダムの放流、降雨による水位の上昇が予想される場合。 ・大雨注意報（浸水害）や降水短時間予報等により、深夜、早朝に避難が必要となることが予想される場合。 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し多量の降雨が予想される場合。 ・漏水等が発見された場合。 ・その他市長が必要と認めたとき。
	土砂災害対応	下記情報をもとに総合的に判断する。 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見した場合。 ・土砂災害の危険度がメッシュ情報でレベル3相当（赤色）に該当した場合。 ・その他市長が必要と認めたとき。

区	分	避難指示等の判断のための基準
避難指示【レベル4】	水 害 対 応	下記情報をもとに総合的に判断する。 ・日羽水位観測所の水位が氾濫注意水位（8.9m）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し多量の降雨が予想される場合。 ・日羽水位観測所の水位が避難判断水位（10.3m）に到達するおそれがあるとき。 ・日羽水位観測所の水位が避難判断水位である 10.3m を超えた場合。 ・矢掛水位観測所（小田川）の水位が氾濫危険水位（4.5m）に到達するおそれがあるとき。又は氾濫危険情報が発表されたとき。 ・大雨警報（浸水害）や降水短時間予報等により、深夜、早朝に避難が必要となることが予想される場合。 ・異常な漏水等が発見された場合。また漏水の進行等により決壊のおそれが高まった場合。 ・浸水の発生に関する情報が通報された場合。 ・決壊、越水、溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合。 ・その他市長が必要と認めたとき。
	土砂災害対応	下記情報をもとに総合的に判断する。 ・近隣で土砂災害前兆情報（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ擁壁等にクラック発生等）を発見した場合。また近隣で土砂災害が発生した場合。 ・「土砂災害警戒情報」が発表された場合、又は土砂災害の危険度がメッシュ情報でレベル4相当（紫色）に該当すると予想される場合。 ・土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認された場合。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害の危険度がメッシュ情報でレベル4相当（紫色）に該当した場合。 ・その他市長が必要と認めたとき。

4 住民への避難情報等の伝達系統

住民及びその地域の滞在者への情報伝達は、市職員、消防団員等を派遣するとともに、総社市公式ライン、緊急速報メール(エリアメール)、FMラジオ、ホームページ等により、可能な限り多様な手段を用いて周知を図る。

住民への避難情報等の伝達系統



※ FMラジオ:緊急告知FMラジオをいう。

第4章 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるため、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施内容

(1) 災害広報

市は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

ア 広報担当

(ア) 災害の総合的な広報は、広報担当課（市本部交通広報班）が担当する。

(イ) 各部課（部班）は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、広報担当課（市本部交通広報班）に提出する。

(ウ) 防災担当課は、職員（班員）を現地に派遣し、災害現場の情報収集に努める。

イ 広報の内容

(ア) 災害関係の予警報

(イ) 災害の発生状況

(ウ) 安否情報

(エ) 地域住民のとるべき措置

(オ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

(カ) 災害応急対策の状況

(キ) 道路情報

(ク) 食料、生活必需物資等の供給状況

(ケ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

(コ) ライフラインの復旧状況

(サ) 二次災害に関する情報

(シ) 被災者生活支援に関する情報

(ス) その他必要事項

(2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関連番組

イ 災害関係の情報

ウ 安否情報

エ 災害対策のための解説

オ 関係機関の告知事項

カ 道路情報

キ 被災地で不足している物資等の情報

(3) インターネットホームページ

市は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットホームページによる情報を提供するように努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

市は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど適切に情報提供がなされるものとする。

(5) 問い合わせ窓口の設置

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

(6) 災害用伝言ダイヤル

大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、NTTでは、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web 171）」の提供を行う。

3 応援協力団体

(1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

(2) 市は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(3) 高齢者等避難、及び避難指示の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会がその規約に基づき迅速かつ適切な伝達に努める。

第5章 消防計画

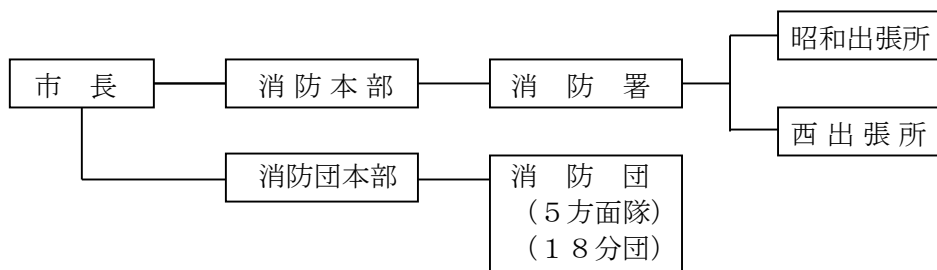
1 方針

火災を警戒，防ぎよし，被害を軽減するため，組織，施設の整備，水利の確保及び危険区域対策など消防活動について定める。

2 実施内容

(1) 消防機構

消防組織法及び消防力の整備指針等による本市の組織，機構は，次のとおりである。



<資料19 消防団組織一覧>

(2) 消防施設

ア 消防車両等

<資料20 消防本部，署現有消防車両>

<資料21 消防団現有消防車両>

イ 消防機器等

<資料22 現有消防機器等>

ウ 通信施設

<資料23 消防通信施設>

エ 消防水利

消防水利は，常時使用可能な状態に保安全管理するとともに，水利不足地域については，計画的に増強を図り，プール新設に際しては，消防水利として有効に活用できるよう措置を施す。

また，用水路改修の際は，消防車両が十分利用できるよう改修する等消防用水利の強化を図る。

<資料24 現有水利施設>

(3) 警防計画

ア 火災警報

岡山地方气象台から火災気象通報が発表された場合又は気象の状況が火災の予防上危険である場合で，市長が必要と認めるときは，火災警報を発表する。

(ア) 火災警報の発表基準

火災警報は，気象状況のいずれかに該当するとき発表する。

- ① 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下,最大風速が毎秒 7 m以上となる見込みのとき。
- ② 実効湿度が 50%以下で最小湿度が 30%以下となる見込みのとき。
- ③ 平均風速毎秒 10m以上又は 10m以上になる見込みのとき。

(イ) 火災警報の発表及び解除

火災警報の発表及び解除の伝達については、消防団及び関係機関へ速やかに連絡するとともに、広報車等による広報により住民へ周知徹底を図るものとする。

イ 火の使用制限

市長は、火災警報を発表した場合は、その解除までの間、火の使用を制限する。

ウ 異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険であると認めた場合又は火災が発生した場合で、大火に発展しやすい異常気象時には、広報車等により市民の警戒心の喚起に努め警戒体制を強化する。

エ 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ、大火災を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物等に対しては、地域及び対象物毎に消防活動計画を策定し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防ぎょ活動の万全を期する。

オ 危険物防ぎょ対策

(ア) 危険物火災

- ① 危険物、指定可燃物の火災防ぎょに対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防ぎょ活動により、早期鎮圧を図る。
- ② 消火方策の決定は、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、指揮隊長又は先着隊の隊長が決定する。
- ③ 初期消火活動に必要な消火薬剤等を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導その他近隣消防機関又は県警察に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(イ) 爆発火災

- ① 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては人命救助活動を主体として、爆発防止、爆発被害の減少を図る。
- ② 爆発火災現場において、防ぎょ活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立し防ぎょ隊員の安全を確保する。
- ③ 高圧ガス、液化石油ガス等貯蔵施設等の防ぎょ活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止を図る。

カ 自主防災組織

(ア) 組織編成

市内の各地区に、自主的に災害の予防、初期消火、他の消防隊への協力のため、自主防災組織を編成する。

(イ) 活動

自主防災組織の活動は、消防本部及び消防団等と緊密な連携をとるとともに、災害の現場においては、消防長等の所管のもとに行動し、住民の生命、身体、財産の救護及び災害の防ぎょ鎮圧に協

力する。

キ 緊急避難対策

災害時における避難指示は、災対法に基づき市長が発するが、緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防機関が的確に指示を行う。

(ア) 避難指示の基準

- ① 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ② 爆発のおそれがあるとき。
- ③ その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(イ) 避難指示又は立ち退きの指示を行った場合は、速やかに市長及び総社警察署長に通報する。

ク 緊急時の非常招集

各種災害に対し、消防力の増強及び出動体制の確保を必要とする場合に、非常招集を発令する。

(ア) 消防本部、消防署

職員の招集は、次の区分により発令する。

- ① 各種災害が発生し、残留隊員に不足があるとき又は増強隊の必要があると認められたとき。
- ② 各種災害の発生が予測され、消防力の増強が必要と認められたとき。
- ③ 「感染症等によるパンデミック期緊急体制」に該当する場合。
- ④ 消防長又は消防署長が、特に必要と認めたとき。

(イ) 消防団

火災については、火災発生地を管轄する分団は、火災覚知と同時に招集し、その他の場合は、必要に応じて招集するものとする。

ケ 出動体制

火災防ぎょ体制は、次のとおりとする。

(ア) 消防本部、消防署

- ① 第1防ぎょ体制
消防署4分隊出動。(指揮隊を含む。)
- ② 第2防ぎょ体制
消防隊等の長の判断により、増強隊出動。
- ③ 第3防ぎょ体制
署長又は当務責任者の判断により、増強隊出動。

(イ) 消防団

- ① 第1出動
火災発生地を管轄する分団
- ② 第2出動
火災発生地隣接分団のうち消防長が指定する分団
- ③ 第3出動
火災発生地を管轄する分団が所属する方面隊
- ④ 第4出動
全分団のうち消防長が指定する分団又は方面隊

コ 応援の要請

市長は、火災の状況を的確に判断し、必要に応じて、岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定（以下「消防広域応援協定」という。）に基づき応援を要請する。

（ア） 応援要請の手続

応援の要請は、次の事項を明示して行う。

- ① 災害の概要
- ② 出動が必要な区域や活動内容
- ③ その他広域応援隊の活動のために必要な事項

（イ） 応援消防隊は、市の指揮者の下に消火活動等を実施する。

（ウ） 費用負担等

応援消防隊の費用負担等については、消防広域応援協定等の定めるところによる。

第6章 罹災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続について定める。

2 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の定める基準に従って定めており、市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 災害救助法が適用されない規模の救助基準

災害救助法が適用されない規模の災害について、市長が救助を必要と認めるときは、総社市災害救助支援条例（平成29年総社市条例第24号）の定めるところにより、総社市長の責任において救助を実施する。

＜資料13 総社市災害救助支援条例＞

＜資料14 総社市災害救助支援基金条例＞

(3) 災害救助法の適用基準

ア 適用基準土砂災害警戒情報

災害救助法の適用基準は、市域の被害が次の各号に該当する災害で、知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき適用する。

(ア) 市内において住家が滅失した世帯数が80世帯以上あるとき。

(イ) 被災世帯が広範囲な地域にわたり、県下の住家滅失世帯数が1500世帯以上で、市内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。

(ウ) 被災世帯が広範囲な地域にわたり、県下の住家滅失世帯数が7000世帯以上に達した場合で、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

(オ) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

イ 被害の計算方法等について

(ア) 住家については、全焼、全壊、流失等の世帯数に半壊、半焼等著しく損傷した世帯数の2分の1、及び床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯数の3分の1を加えた数とする。

(イ) 住家滅失世帯数は、家屋の棟数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。

(ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(エ) 災害の種別については、限定しない。したがって、洪水、地震等の自然災害であっても、火災等の人為災害であっても差し支えない。

ウ 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用基準に該当し、知事が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日が県公報に告示される。

エ 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、県災害救助法施行細則の定めるところによる。

(4) 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、県防災計画に定めるほか本計画による。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び収容	7 日	市
炊き出し及び食品の給与	7 日	市
飲料水の供給	7 日	市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10 日	市
医療及び助産	14 日, 7 日	医療班の派遣・・・県本部, 日赤 その他・・・市
学用品の給与	教科書 1 箇月 文房具 15 日	市
災害にかかった者の救助	3 日	市
埋葬	10 日	市
応急仮設住宅の建設	20 日以内に着工	対象者敷地選定・・・市 建設・・・県本部又は市
住宅の応急修理	1 箇月	市
遺体の搜索	10 日	市
遺体の処理	10 日	市
障害物の除去	10 日	市

(注)(Ⅰ) この実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当っては県本部実施分を市が、また、市実施分を県本部等が実施することが適当と認められるときは県本部長が、実情に即して決定するものとする。

(Ⅱ) 災害救助法に基づく救助の実施は、知事が実施責任者であることはいうまでもないが、本計画による市の実施は、市長の補助執行義務に基づいて行うものとする。

(Ⅲ) 市は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び地方本部（健康福祉部）に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当って連絡し、その指示を得る余裕のないときは、市独自で実施し、その結果を県本部に報告するものとする。

(Ⅳ) 実施期間は、災害発生の日からの期限を示す。したがって、この期間内に救助を終了するようしなければならない。

(5) 県との関係

ア 市が実施する応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、市長は、県防災計画又は市防災計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部長（地方本部健康福祉部経由）に報告するものとする。実施した応急救助が災害救助法の適用を受けたときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、市単独の救助として処理する。

なお、災害救助法適用期間内に処理できないときは、県本部に延長を申請することができる。

イ 市長は、災害救助法に基づく救助を実施したとき、又は実施しようとするときは、救助日報により毎日その状況を地方本部健康福祉部を経由して県本部に報告する。

ウ 罹災台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市は、速やかに「罹災者台帳」を作成する。作成に当っては、次の点に留意する。

(ア) 戸籍、住民基本台帳等と照会し、正確を期すること。

(イ) り災者台帳は、救助その他の基本となるので、救助実施の記録等を具体的に記載し整備保管する。

エ 罹災証明書の発行

市長は、罹災世帯に対して「罹災証明書」を交付する。ただし、罹災時の混乱等により、罹災証明書の交付ができない場合は、「仮罹災証明書」を作成、交付する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取り替える。

本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当っては、「罹災証明書」の提示を求める。

(罹災者台帳<様式7>・罹災証明書<様式8>・仮罹災証明書<様式9>・救助日報<様式10>)

第2節 避難の指示等及び避難所の設置

1 方針

災害等により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難について、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行い、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び避難所の設置について定める。新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観念を取り入れた防災対策を推進する。

(避難判断基準については、P87 第3章 避難行動（安全確保行動）を参照)

2 実施内容

(1) 災害救助法による実施基準等

災害救助法が適用された場合の対象者，期間，経費等については，災害救助法施行細則（昭和 35 年 4 月 19 日，岡山県規則第 23 号）による。

ア 収容対象者

- (ア) 災害により現に被害を受け，又は受けるおそれがある者
- (イ) 避難指示が出た場合等で現に被害を受けるおそれのある者

イ 収容期間

避難所の開設，収容，保護の期間は，原則として災害発生の日から 7 日間以内とするが，それ以前に必要ななくなったものは，逐次退所させ期間内に閉鎖する。ただし，開設期間内にり災者が住居又は仮住居を見いだすことができず，そのまま継続収容を必要とするときは，市長は，その都度，知事に開設期間の延長を要請する。

ウ 経費の基準

避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内。ただし，冬期（10 月～3 月）については，別に定める額を加算する。

エ 経費の範囲

- (ア) 避難所の設置等に要する賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物及び器物の使用謝金
- (エ) 光熱水費
- (オ) 仮設便所の設置費等

(2) 避難指示及び報告・通知

ア 市長（災対法第 60 条第 1 項）

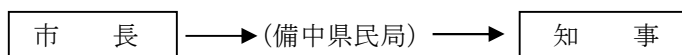
(ア) 指示

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，特に必要があると認めるときは，必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対し，高齢者等避難，避難指示の発令を行う。

また，危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより，住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また，避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報，警戒レベルとの関係が明確になるよう，5 段階の警戒レベル相当情報として区分し，住民の自発的な避難判断等を促す。

(イ) 報告



イ 知事（災対法第 60 条第 5 項）

(ア) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災対法第 60 条の規定により市長が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(イ) 公示

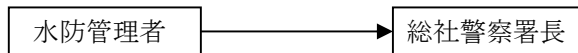
市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者（水防法第 29 条）

(ア) 指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。この場合、水防管理者は、速やかにその旨を総社警察署長に通知する。

(イ) 通知

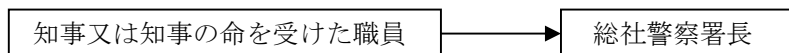


エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第 29 条，地すべり等防止法第 25 条）

(ア) 指示

洪水又は高潮の氾濫，又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは，必要と認められる区域の居住者に対し，立退くことを指示する。この場合，知事又は知事の命を受けた職員は，速やかにその旨を総社警察署長に通知する。

(イ) 通知



オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第 4 条による措置

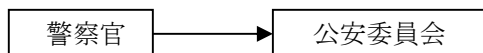
災害で危険な状態が生じた場合，その場に居合せた者，その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し，及び特に急を要する場合においては，危害を受けるおそれのある者を避難等させ，又は必要な措置を講ずる。この場合，警察官は，速やかにその旨を公安委員会へ報告する。

(イ) 災対法第 61 条による措置

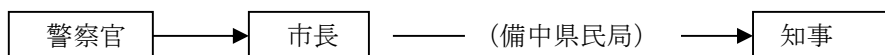
アの市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待機等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき，又は市長から要求があったときは，必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対し，避難のための立ち退き又は屋内での待機等の安全確保措置を指示することができる。

(ウ) 報告・通知

(ア)の場合の報告



(イ)の場合の通知

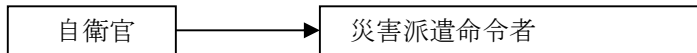


カ 自衛官（災害派遣時の権限）

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「オの（ア）警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置を講ずる。この場合、自衛官は、速やかに防衛大臣の指定する者に通知する。

（イ） 報告・通知



キ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

（ア） 市

（土砂災害に関する事項）

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

（洪水に関する事項）

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すように努める。

（共通事項）

A 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による

被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

b 避難指示及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難

行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。

c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

（3）指示の周知徹底

市長は、避難の指示をしたとき、又はその通知を受けたときは、直ちに避難の対象地域、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、市職員、消防団員を派遣し、広報車、サイレン、警鐘、ハンドマイク、放送、防災行政無線、緊急速報メール、総社市公式ライン等により、できるだけ多くの手段を用いて住民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。（P90「住民への避難情報等の伝達系統図」参照）

(4) 警戒区域の設定

ア 市長（災対法第 63 条第 1 項）

(ア) 立入りの制限・禁止，退去

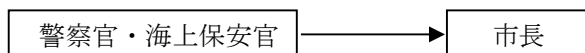
災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，特に必要があると認めるときは，警戒区域を設定し，立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官・海上保安官（災対法第 63 条第 2 項）

(ア) 立入りの制限・禁止，退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき，又はこれらの者から要求があったときは，災対法第 63 条第 1 項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合，警察官・海上保安官は，速やかにその旨を市長に通知する。

(イ) 通知

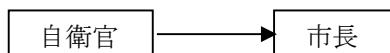


ウ 自衛官（災対法第 63 条第 3 項）

(ア) 立入りの制限・禁止，退去

市長（市長の委任を受けてその職権を行う市の職員を含む），警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り，災対法第 63 条第 1 項に規定する市長の措置をとることができる。この場合，自衛官は，速やかにその旨を市長に通知する。

(イ) 通知



(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は，原則として地域住民が自主的に行うものとするが，状況によっては市，県警察及び消防団が誘導を行う。誘導に当たっては，人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし，負傷者，障がいのある人，高齢者，幼児等の避難を優先して行う。また，指定緊急避難場所に誘導する場合は，万一の安全を考え，その地域の実情に応じ，できる限り複数の避難路を選定し，安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

イ 住民への避難誘導体制

市は，避難指示等の発令区域・タイミング，指定緊急避難場所，避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫等複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は，災害の想定等により必要に応じて，近隣の市町の協力を得て，指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は，避難路，指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し，日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の堅ろうな待避場所へ移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の出張所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市公式LINE等SNSを始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

学校等においては、引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

病院等においては、管理者はあらかじめ患者を担送患者と独歩患者とに区別し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、高齢者、幼児等を優先して誘導する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の自治体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所での専用スペースに避難誘導する。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じて複数の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定する。

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮

者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が兼ねる場合においては、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、避難の指示の実施責任者に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。市は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等有する研修施設、ホテル、旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や

また、避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。そのために市との間で、災害時における避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

(ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制

(イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

(ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

(エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立

(オ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、非常用電源のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資す

るテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

エ 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を利用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は避難所を開設する場合にはあらかじめ施設の安全性を確認する。

市は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設状況を適切に県に報告する。

オ 避難経路の表示

市は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

カ 避難施設の耐震診断

市においては、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(7) 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者

が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

(8) ペット避難所の開設

市は、指定避難所開設に合わせて、ペット同伴避難者のために、公共施設等にペット避難所を開設する。各指定避難所においても可能な限り避難スペースの確保に努める。また、開設時はその位置及び施設名称を住民に周知する。

なお、運営に当たっては、(公社)岡山県獣医師会総社支部及び県動物愛護センター等と連携を図り対応する。

(9) 指定避難所の運営管理

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、市職員を配置する。

ア 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

イ 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 避難所が万一危険となった場合、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

オ 避難所内の避難行動要支援者に対しては、避難支援プランに基づき適切な措置を講じる。

カ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講ずる。

ク 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供

与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

コ 市は、それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

サ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等視点に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

シ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレは離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等にかんがみ、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

セ 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 市は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

タ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図る。なお、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

チ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ツ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(10) 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を検討し、市防災計画に掲載する。

とりわけ、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めることとする。

なお、策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの避難所と経路を明示する。

(11) 届出避難所の登録及び活用

市は、災害時に安全で迅速な避難を促すため、身近な地域の施設（公会堂、集会所等）を活用した届出避難所の登録及び活用について推進を図る。

ア 登録の要件

- (ア) 浸水想定外（計画規模）外にあること。
- (イ) 土砂災害警戒区域外にあること。
- (ウ) 地震の際において、倒壊等の危険がないと認められること。
- (エ) その他避難に際して危険がないと認められること。

イ 開設及び運営

- (ア) 届出避難所の開設及び運営は、地域の自主防災組織とする。
- (イ) 避難を行った場合は、市へ避難者数、周囲の状況等を報告する。

(12) 洪水避難ビル

市は、高梁川堤防の決壊（L1）及び想定最大規模の洪（L2）を想定して、民間施設所有者、管理者等の協力を得て、ビルの高層階への避難を勧める。

3 応援協力関係

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

4 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の自治体への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (3) 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市、及び事業者は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

5 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避

難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。緊急を要する場合は、県知事に報告の上、他の都道府県と協議を行うことができる。

- (2) 県は、市から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

<資料 2 5 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧>

第3節 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスクの着用等を徹底する。

2 実施内容

市は、陸・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能なバス等の活用を検討する。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 対象者

災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

イ 期間

災害発生の日から3日以内

ウ 経費の範囲

航空機その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び光熱水費とし、当該地域における通常の実費

(2) 陸上における救助

市は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救助救護、医療機関等への搬送活動等を行う。

3 応援協力関係

- (1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (2) 市は、自ら救助の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救助の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

第4節 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるため、その方法について定める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施内容

(1) 災害救助法による実施基準

ア 対象者

(ア) 炊き出し

① 避難所に収容された者

② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(イ) 食糧品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を受けたため、現地に居住することができず一時縁故先等に避難する者、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は、対象とならない。）

イ 実施期間

(ア) 炊き出し

災害発生の日から7日以内。ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、市長は知事に最小限度の期間の延長を申請するものとする。

ウ 費用の範囲

(ア) 主食費

① 米穀販売事業者から購入した場合の主食（小売価格）

② 知事又は市長が農林水産省に要請し引渡しを受けた災害救助用米穀（契約価格）

③ 一般食糧品店等から炊き出し等のため購入したパン、うどん、押麦、甘しょ（購入価格）

(イ) 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については、制限しない。

(ウ) 光熱水費

品目、数量については、制限しない。

(エ) 雑貨

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の使用謝金又は借上料のほか、握飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

なお、市町村等公共団体から借用した器物等の使用謝金については、原則として無償である。

(2) 食料の応急供給

ア 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。また、市が米穀販売事業者から買い受ける場合で緊急を要するときは、県本部へ連絡し、市内又は近くの米穀類販売業者から購入する。県本部（農産班）へは、次の事項を連絡するものとする。

- ① 市町村名
- ② 災害地区名
- ③ 給食人員及び必要な応急米の概数

なお、事後において別に定める災害用応急米購入報告書を県本部（農産班）へ提出するものとする。

(イ) その他の食料

ア 食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市は、米穀の確保が困難な場合で、直接知事の支持を受けることができないときには、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助法用米穀の緊急引渡しを受けることができる。なお、事後において、別に定める応急用米穀引受報告書を県本部（農産班）へ提出するものとする。

(3) 炊出しその他による食料の給与

ア 市は応急的に協定等に基づく食料をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象となる。なお、この場合、現物をもって支給する。

イ 炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

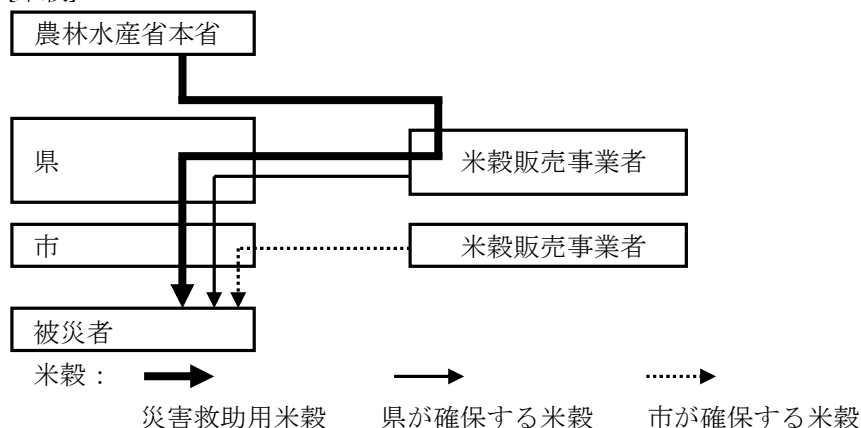
ウ 炊出しにあたっては、常に食品衛生上必要な設備を設ける等感染症等の発生予防に十分留意する。

エ 市は、炊出し用米穀を必要に応じ米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(4) 炊出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 市・県調達

[米穀]



3 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他による食料の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施又はこれに要する要員及び食料につき応援を要請する。

第 5 節 飲料水の供給

1 方 針

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるため、その方法等について定める。

なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施内容

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料水に適する水を得ることができない者に対して、婦人会、町内会その他奉仕団等の協力を得て給水を実施する。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない地区に居住している者

(注) 住家及び家財の被害有無にかかわらず、災害のため自力で飲料水を確保できない者であること。

イ 実施期間

災害発生の日から 7 日以内。ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、市長は、知事に期間の延長を申請するものとする。

ウ 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

(ア) ろ過機その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕及び光熱水費

(イ) 浄水用薬品及び資材費

(ウ) 飲料水の輸送費及び供給のための人夫賃

(エ) 費用の限度は、必要最小限の生活が維持できる範囲の額とする。

(2) ろ過機による給水

自衛隊その他関係機関に依頼し、湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、あるいは化学的処理を加えて給水する。

(3) 搬送給水

被害を受けていない水源地、上水道から取水し、給水車等で搬送のうえ給水する。

3 応援協力関係

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施内容

災害救助法による実施基準

（1）対象者

- ア 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水）を受けた者
- イ 災害により被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 災害により生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

（2）給与又は貸与の品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料
- オ その他

（3）物資給与の基準額

県災害救助法施行細則による。

（4）物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対し支給を完了する。ただし、10日以内に支給できないと認めるときは、期間内に県本部（保健福祉班）に期間の延長を申請するものとする。

3 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

（救助用物資割当台帳<様式13>・救助用物資及び災害義援金品並びに学用品引継書

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急

的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制を整備する。

2 実施内容

(1) 医療救護班の編成

災害の現地において、医療、助産救助を実施するため、各機関は、医療救護班を編成し、必要に応じて出動する。

医療救護班

医師、看護師、補助者をもって編成する。班長は、医師をもって充てる。

(2) 医療救護班の派遣による方法

市長は、災害現地において医療助産の必要があるときは、現地に医療救護班を派遣して行う。

(3) 医療機関による方法

市長は、医療機関（医療施設）によって医療助産を実施することが適当なときは、災害地の医療機関又は収容を委託した病院（診療所）に移送収容して治療を行う。

(4) 災害救助法による実施基準

ア 救助の対象者

(ア) 医療救助

災害のため医療を必要とする状態にある者で、医療の途を失ったもの。

(イ) 助産救助

災害発生の前後 7 日以内に分べんした者で、災害により助産の途を失ったもの。

イ 救助の範囲

(ア) 医療救助の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 医療機関への収容
- ⑤ 看護等

(イ) 助産救助の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前後の処置
- ③ 分べんに要する衛生材料の支給等

ウ 救助の期間

(ア) 医療救助の実施期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(イ) 助産救助の実施期間は、分べんした日から 7 日以内とする。ただし、災害発生以前の日数は除く。

(ウ) 特別の事情があるときは、市長は知事に期間の延長を申請するものとする。

エ 費用の基準

県災害救助法施行細則による。

オ 医療品、衛生材料等の確保

医療助産救助のため必要な医療品、衛生材料及び医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとし、手持品が不足している場合は、県地方本部（保健部）、県本部（医薬安全班）に報告し、その確保、調達を図るものとする。

カ 報告及び事務手続

災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、市防災計画の定めるところにより必要な記録を作成し、報告するものとする。

（５）災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、市が負担する。ただし、他の制度により負担が定められているものについては、この限りではない。

ア 医療及び助産の費用

災害救助法の実施基準に準ずる。

イ 医療救護班として救護医療活動に従事した医師、看護師等がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となったときの災害補償は、岡山県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和２７年岡山県消防補償等組合条例第２号）の例による。

３ 応援協力関係

市は、当該市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

（救護又は医療班に要した経費請求書<様式２０>・救護（医療）班出動編成表<様式２１>・救護（医療）班診療記録<様式２２>・救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿<様式２３>・救護（医療）班の編成及び活動記録<様式２４>・病院診療所医療実施状況記録<様式２５>・助産台帳<様式２６>）

４ 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第８節 遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

１ 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視、処理、埋葬を行う必要があるため、その方法について定める。

２ 実施内容

（１）災害救助法による実施基準

ア 捜索

（ア）対象者

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況等から既に死亡していると推定される者

(イ) 搜索の方法

知事の委任を受けた市長が、消防機関を指揮し、県警察及びその他関係機関の協力を得て行う。

(ウ) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において搜索を打ち切ることができないときは、県本部（保健福祉班）に期間延長の申請をすることができる。

(エ) 費用の基準

県災害救助法施行細則による。

イ 遺体の処理

(ア) 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

② 遺体の一時保存

③ 検索

(イ) 費用の基準

県災害救助法施行細則による。

(ウ) 遺体処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において遺体処理を打ち切ることができないときは、県本部（保健福祉班）に期間延長の申請をすることができる。

ウ 遺体の埋葬

(ア) 埋火葬の内容

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため諸種の理由により遺族が埋火葬を行うことが困難なとき応急的に実施する。

(イ) 埋火葬の期間

災害の発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、県本部（保健福祉班）に期間延長の申請をすることができる。

(ウ) 費用の基準

県災害救助法施行細則による。

(2) 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(3) 検視・遺体安置場所の確保

市は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(4) 遺体の検視、処理

ア 県警察は、医師会、歯科医師会の協力を得て、収容した遺体について遺体の検視、身分確認等を実施する。

イ 市は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身分確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(5) 遺体の埋火葬

遺体は遺族に引き渡すことを原則として、身元不明者は市において、直接土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意すること。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

3 応援協力関係

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請し、県を通じて一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動の実施、その方法について定める。

2 実施内容

(1) 防疫

ア 防疫班の編成

医療衛生班は、防疫実施のため次の防疫班を編成する。

班長 1人 作業員 2～3人 事務職員 1人

イ 検疫調査班の編成

検疫等の必要があるときは、県地方本部（保健部）により実施されるが、状況に応じて協力を行う。

(2) 避難所等の防疫措置

ア 避難所の清掃及び消毒の実施

イ 避難者に対する検疫調査の実施

ウ 給食従事者に対する健康調査の実施

エ 配膳時の衛生保持及び残廃物等の衛生的処理の指導

オ 飲料水等の水質検査の実施指導

カ 避難所内における衛生に関する指導

(3) 患者に対する措置

ア 感染症患者又は保菌者の入院等の指導

イ 医療機関に入院が困難な場合の臨時入院施設の設置

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(5) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

3 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。

第10節 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

イ 市及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市は、市本部の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画等に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 市は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

3 応援協力関係

(1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 市は(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

(3) 市は、ボランティア及びNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の処理を行う。

第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼，流出，埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるため、その方法について定める。

2 実施内容

(1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

イ 災害救助法を利用した場合の応急仮設住宅の設置は、県知事が行う。ただし、権限の一部を委任さ

れた場合又は県知事の実施を待つことが出来ない場合は、市長が行う。

(2) 災害救助法による実施基準

ア 応急仮設住宅

(ア) 入居対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないもの。

(イ) 設置場所

飲料水、衛生、交通の利便、教育等生活環境を勘案し、できる限り集団的に建築できる公有地を選定する。

(ウ) 費用の基準

県災害救助法施行細則による。

(エ) 設置及び供与の期間

着工は災害発生の日から20日以内に、供与は完成の日から2箇年を原則とする。

イ 住宅の応急修理

(ア) 応急修理の対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(イ) 応急修理の規模

修理の方法は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分に対して現物をもって行う。

(ウ) 費用の基準及び完了

県災害救助法施行細則による。

(エ) 期間

期間は、原則として、災害発生の日から1箇月以内とする。

ウ 障害物除去

(ア) 対象者

自らの資力で障害物を除去することができない者で、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態にあるもの。

(イ) 資機材、人員の確保

市は、除去のために必要な資機材及び所要人員の確保に努めるものとする。

(ウ) 費用の基準及び完了期間

県災害救助法施行細則による。

(エ) 期間

期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

(3) 応急仮設住宅の供与

ア 仮設住宅の供与

(ア) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確

保を図るため、速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促

進に努める。

- (イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早急に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

イ 設置場所の選定

- (ア) 市は、建築場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防災水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議のうえ選定する。
- (イ) 市は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

ウ 管理及び処分

- (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

エ 公営住宅等の斡旋

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(4) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

(6) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

3 応援協力関係

- (1) 市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第 1 2 節 文教災害対策

1 方 針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

2 実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害時は、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。

イ 避難措置

校（園）長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ選定しておくものとする。

ウ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、その状況を速やかに教育委員会へ報告するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出すること。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 6 3 条等により、教育委員会又は市長へ同様に報告すること。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 災害救助法による実施基準

ア 対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損した者

イ 期間

(ア) 教科書

災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。

(イ) 文房具及び通学用品

災害発生の日から15日以内に完了するものとする。ただし、期間内に支給することが困難なときは、知事に対して期間の延長を申請する。

ウ 経費の基準

教科書の発行に関する臨時措置法に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を支給するための実費

小学校児童1人当たり 4, 100円以内

中学校生徒1人当たり 4, 400円以内

高等学校等生徒1人当たり 4, 800円以内

(4) 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市は県と連携を図り、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(5) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学枚施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

3 応援協力関係

教科書・学用品等の給与

ア 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。

第7章 自然災害と感染症対策

令和元年12月頃から、中国湖北省武漢市で発生したと言われている「新型コロナウイルス感染症」は、その後、爆発的な勢いで日本を含むアジアに広がり、さらに世界中に拡散してパンデミックとなった。この状況下において災害が発生し、避難所を開設した場合、避難所は密閉、密集、密接の三密の環境であるため、感染症拡散の温床になる可能性が非常に高く、さらに感染症拡散を助長することになる。このような状況を可能な限り防止し、災害による被害と感染症による感染拡大を抑制するため、次の措置を行う必要がある。

1 避難所運営

災害が発生した場合は、衛生環境の悪化、ライフライン途絶、飲料水の不足などに伴い、感染症の発症リスクが大きくなることが知られている。

多数の被災者が殺到する避難所において、最も重要な事項は衛生管理である。感染症患者を出さないこと、発症したならば拡散させないこと。これが一番重要であり、対応が遅れるとパンデミックとなる可能性がある。

そのためには、各避難所で、統一したマニュアルに基づき感染予防策を実施する必要がある。

◎ 避難の基本的な考え方

災害の危険がある場所にいる人は、避難場所をはじめとする安全な場所に躊躇することなく避難することが原則となる。また、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はない。避難先は、指定緊急避難場所・指定避難所に限るのではなく安全な親戚、知人宅等も避難先となり得る。密閉、密集、密接の悪条件に全てあてはまる避難所への避難は、感染の集団化（クラスター）を助長する恐れが非常に高い。

このような状況下にあつては、感染拡大を防止するため 次に示す分散避難を原則とする。

- ① 自宅待機及び自宅上階避難の要請（自宅避難可能世帯のみ）
- ② 親戚、知人宅への避難
- ③ 学校等の指定避難所では、2メートルの間隔を空けて避難する。（収容人数の大幅な削減は避けられない。）普通教室、特別教室等の開放
- ④ 地域の集会所などの届出避難所への避難
- ⑤ テント村の開設を検討
- ⑥ ホテルの活用

◎ 避難所における一般的感染予防策（避難所開設・運営マニュアルに記載）

避難所は長期的（寮、テント村など）又は一時的（体育館、公民館など）なものがあり、衛生的な設備の程度は多様である。避難所では人々は生活空間と衛生設備を共有し、また、混雑した状況に置かれる。避難者は外傷、感染症、腎不全などの慢性疾患といったような健康問題を持つ。しかし、避難所の全てのスタッフと避難者が適切な感染対策を行うことで、感染症の伝播を減らすことができる。方針として、感染症の疑いが少しでもあれば、感染症として取り扱う。

ア 社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保

感染防止のため、2mの距離をとる。

イ 手指衛生

緊急時の後は、水道から出る流水を得ることは難しい。しかし、疾病の予防は手洗いが基本で

ある。石鹸と流水で手を洗うことがベストであるが、水が入手できない場合には、擦式消毒用アルコール製剤を用いる。

ウ 換気

避難所内の特に居住スペースについては、十分な換気に努める。

エ 生活区域の清掃

- ・避難者とスタッフへの感染症伝播を減らすために、環境の表面と物品を清潔に維持する。
- ・環境表面を定期的に、家庭用洗浄剤を用いて清掃する。
- ・感染伝播の危険性の高い環境表面を、消毒薬で消毒する。

オ 洗濯

- ・汚れの激しい衣類は、ビニール等で密封して廃棄する。
- ・必要に応じ乾燥機を使用する。
- ・洗濯物は、風通しの良い場所に干し、室内へはなるべく干さない。

カ ごみ処理

- ・感染症が疑われる避難者の衣類等は、有効な消毒を行う。やむを得ない場合は、本人又は家族の同意を取り、全て廃棄処分とする。
- ・介護や医療行為で使用したガーゼ、タオル等は、医療廃棄物として廃棄処分する。
- ・廃棄物は、感染防止のため、厚手のビニール袋に密閉し、さらに医療廃棄物容器に収納する。
- ・ごみ袋は二重にするとともに、丁寧に扱い、破れによる飛散防止に努める。
- ・ごみの集積場所は、居住区域から離れた場所を確保するとともに、動物等に荒らされない措置を行う。
- ・ごみの集積の際には、医療廃棄物は一般ごみと明確に区分する。

◎ 避難所における感染症患者の管理・ケア

開放創（切創、擦過創、刺創など）のある者、感染症状のある者、認識されていないあるいは潜伏期間中の感染症は、混雑や衛生状況の悪化とあいまって、避難者間及び避難者とスタッフ間における感染症伝播のリスクを増大させる。特に、呼吸器感染症、下痢、皮膚感染症、寄生虫（シラミやダニ）は、このような状況下で伝播しやすい。避難所入所時に、検温を行い、全ての避難者の健康状況をチェックすることが望ましい。

ア 陽性となったが軽症で自宅療養となった者は、保健所と協議の上で宿泊施設等に隔離

イ 避難者の発症又は発症の疑い

- ・避難者にこれらの症状が出現した場合は、必ずスタッフに報告するように指導する。
- ・潜在的な感染症状が見られたら、隔離するか、医療機関等へ移送する。
- ・隔離区域あるいは隔離室は、潜在的な感染症状が見られる人を診察や移送を待つ間、収容する一時的な場所とする。
- ・複数人発生した場合は、同じ区域又は部屋に収容する。
- ・複数人を同じ部屋に収容する場合、寝具は1 m以上離すとともに、専用のトイレを設置する。
- ・対応に当たるスタッフは、可能なかぎり専任とし、マスク、手袋、ゴーグル、ガウン等を着用する。

ウ スタッフの発症又は発症の疑い

- ・スタッフに発熱、嘔吐、下痢等の症状が見られたら、感染を疑い、直ちに業務から外す措置を

とるとともに、必ず診察を受ける。また、濃厚接触者を把握するとともに、経過観察を行う。

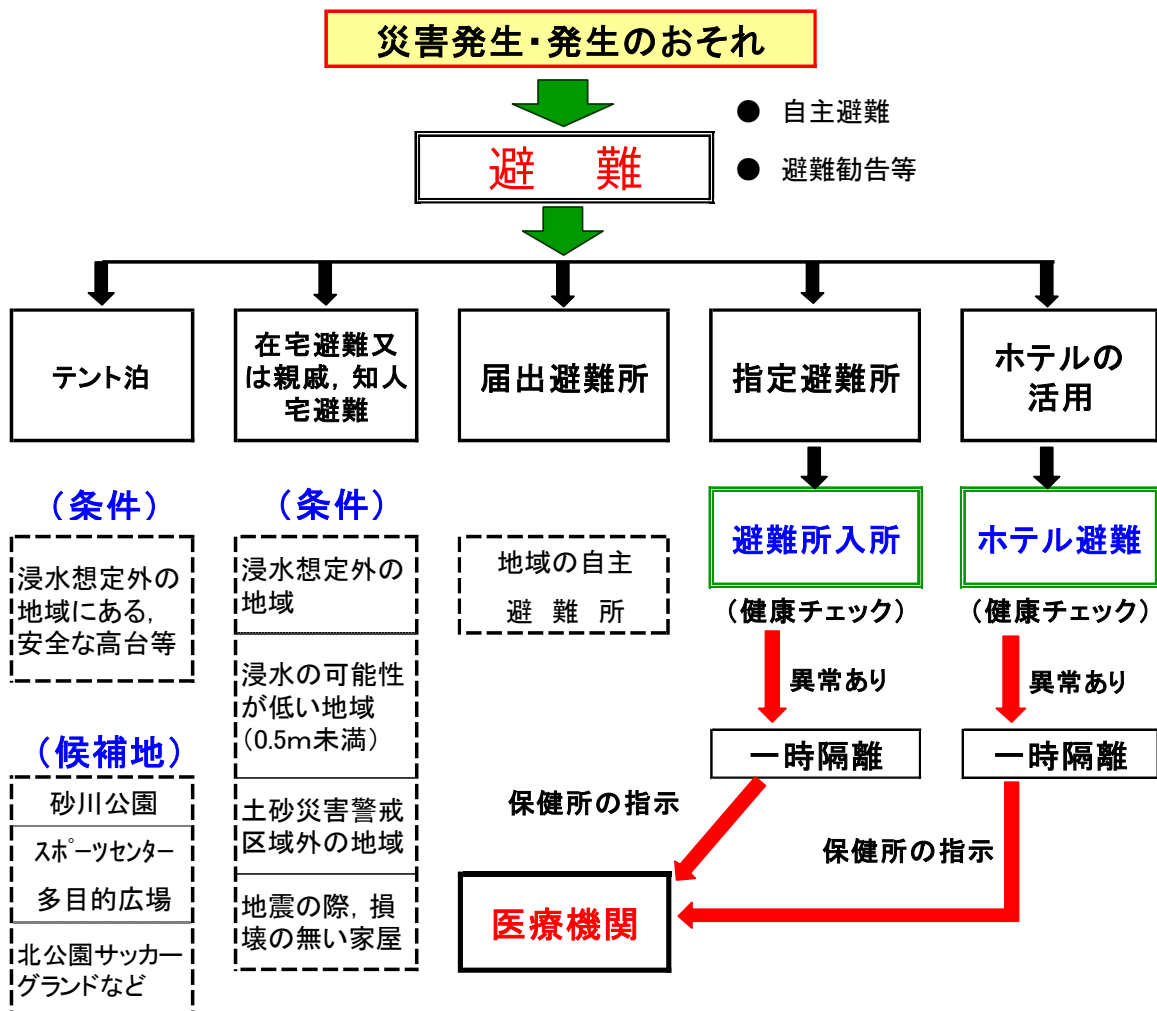
避難体制

1 避難所(避難場所)の確保

- (1) 密閉, 密集, 密接の3密状態を避けるため, なるべく多くの避難場所(方法)を確保する。
- (2) 指定避難所に避難者が集中することが想定される。学校体育館のみでなく, 普通教室等避難可能なスペースを有効活用する。
- (3) 居住スペースについては, 世帯ごとに社会的距離(ソーシャルディスタンス)2mをとる。

2 感染防止対策

- (1) 基本的な感染防止対策(マスクの着用, 手洗い, うがい, 手指消毒)の徹底
- (2) 体調不良者等については, 別室又は専用スペースに収容する。



2 医療用資機材の備蓄

災害時に必要とされる食料、飲料水、資材等については、南海トラフ地震等の計画に基づき順次備蓄を行っている。

マスク、消毒用アルコールについては、災害用として相当数を備蓄しているが、大規模な感染症の流行時には不十分となる。

感染症の世界的流行は、数十年間隔で発生しており、今回の新型コロナウイルス感染症と同様な事態に再び直面する可能性がある。また、インフルエンザに関しては、毎年発生しており、感染症対応の備蓄に関しては、一定量の物資を常時備蓄しておく必要がある。

3 感染症等の防護・消毒等に関する研修・訓練

大規模災害発生と同時、又は自然災害と大規模な感染拡大(パンデミック)が前後して発生した場合は、保健所、自衛隊等の感染症初動対応は大きく遅れる可能性がある。その場合は、被災自治体自ら感染症の初動対応に当たる可能性がある。

特に被災者への対応は自治体の行う災害初動対応である。被災者の救護、避難所への収容において、感染症患者又は疑いのある人への対応は、次の要件に留意して特に慎重に行う必要がある。

留意事項

- ① 自己の感染防止
- ② 第三者への感染及び拡散防止
- ③ 感染患者又は疑いのある人の隔離及び経過観察
- ④ 廃棄物の処理
- ⑤ 移送後の消毒 等

以上の措置が必要となってくるが、そのためには、感染症に関する基礎的な知識、消毒の手順、感染防護衣の脱着方法、防護衣を着装しての作業体験等の研修及び訓練が必要である。

自己の命を守ること、患者の命を救うこと、そして感染拡大を阻止するため、訓練は必ず必要である。

第8章 交通規制

1 方針

災害時には、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施内容

(1) 交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

- (ア) 災害の発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進及び一般交通の安全を図るために、次の措置をとる。
 - a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出、救護等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理規制を行う。
 - b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止制限等の交通規制を行う。
 - c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。
- (イ) 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (ウ) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

- (ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。
- (イ) 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
- (ウ) 道路法による道路の通行を禁止又は制限するときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。
- (エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (オ) 復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

(2) 相互連絡

市は、県公安委員会、県警察及び道路管理者と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

(3) 交通規制の標識等

道路の通行を禁止又は制限するときは法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。

ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講ずる。

(4) 広報

道路の通行を禁止又は制限するときは道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

3 応援協力関係

- (1) 市は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、県を通じて（社）日本自動車連盟に協力を要請する。

<資料 5 異常気象時道路通行規制箇所>

第9章 輸 送

1 方 針

市が行う被災者、応急要員の移送及び応急対策用物資等の輸送計画は、次に定めるとおりとするが、市のみでは輸送力が確保できないとき、又は円滑な輸送が困難と認められるときは、県を通じて（一社）岡山県トラック協会へ要請するなど他の関係機関の協力を得て実施する。

2 実施内容

（1）輸送力の確保

輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち最も適切な方法による。

- ア 自動車による輸送
- イ 列車による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 船艇による輸送
- オ 自衛隊派遣による輸送
- カ 人夫等による輸送

（2）市内運送関係事業者の措置

市内運送関係事業者は、市から要請を受けたときは、所要の措置を講じ輸送力の確保に協力するものとする。

（3）費用の基準

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか実費の範囲内とする。

なお、法人及び個人所有の車両等の地元借上げについては謝金として市長が別途定めるものとする。

（4）災害救助法による基準

ア 輸送及び移送の範囲

- （ア）罹災者を避難させるための移送
- （イ）医療及び助産のための移送
- （ウ）罹災者救出のための移送
- （エ）飲料水及び救助用物資の輸送
- （オ）遺体捜索及び遺体処理のための輸送

イ 費用の基準

県災害救助法施行細則による。

ウ 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

3 応援協力関係

- （1）市は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村又は県を通じて（一社）岡山県トラック協会へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。また必要に応じて、配送作業の円滑化のため、（一社）岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。
（輸送記録簿 <様式 3 5>・輸送明細書<様式 3 6>）

第10章 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

1 方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

電気事業者（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施するとともに、電気事業者においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 通信サービス

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電気通信株式会社・株式会社エフエムくらしき・株式会社倉敷ケーブルテレビ）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、市防災機関の重要通信を優先的に確保する。

エ 情報共有

速やかに障害の状況やその原因、施設等の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

4 ガス

(1) 実施内容

ア 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合、又はガス導管の損傷等によってガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講ずる。

(ア) ガス製造施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。

(イ) ガス導管の折損等によってガス漏洩の危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。

(ウ) 中国四国産業保安監督部、県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当っては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

5 水 道

(1) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(ウ) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、市内の施工業者との間に災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

(エ) 施設の復旧に当たっては、各地域ごとの復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(2) 応援協力関係

ア 市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

第 1 1 章 防災営農

1 方 針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地，農業用施設，農作物，家畜，林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市及び土地改良区は，河川等の氾濫により農地に湛水した場合は，ポンプ排水又は堤防切開工事により，湛水排除を図る。

また，一方の実施する湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合は，県に両者間の調整を依頼する。

イ 排水機

市及び土地改良区は，排水ポンプ場に浸水のおそれがあるときは，土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは，応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

市及び土地改良区は，ダム，ため池が増水し，漏水，溢水のおそれがある場合，堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか，必要があると認めるときは取水・放流管を開放し，下流への影響を考慮のうえ，水位の低下に努める。

エ 用排水路

市及び土地改良区は，取水門等の操作あるいは，水路開削・補強等の応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

市及び土地改良区は，頭首工の保全のため必要な措置を講ずるとともに，決壊するおそれがある場合は，応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

市は，被害の実態に即し，県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ 病虫害の防除指導等

市は，県及び農業協同組合等農業団体と一体となって，具体的な防除の実施を指導する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 市は，県が行う災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導に協力する。

イ 家畜の防疫

各種家畜感染症の発生のおそれがある場合，市は，県が必要に応じ実施する畜舎等の消毒，家畜への予防注射等に協力し，また，家畜感染症が発生した場合は，死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動を制限する等のまん延防止措置を講ずることに協力する。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

市は、種苗生産者、森林所有者に対し、県が行う被災苗木、森林に対する措置等林産物の技術指導に協力する。

イ 風倒木の処理指導

市は、県が行う風倒木の円滑な搬出等について、森林所有者に対する必要な技術指導に協力する。

ウ 森林病虫害等の防除

市は、県が森林病虫害等を防除するために行う森林所有者に対するその防除活動の技術指導に協力する。

3 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 市は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な要員、資機材の確保につき、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

第 12 章 水 防

1 方 針

災対法及び水防法に基づき、洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川、ため池等に対する水防上必要な組織並びに監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用等に関する計画は、水防法第 32 条の規定により定めた総社市水防計画による。

なお、総社市水防計画に定めのない事項については、市防災計画の定めるところによる。

<資料 16 国・県管理河川の重要水防箇所> <資料 17 水防倉庫等の位置及び主な備蓄資材>

第13章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 市は、「第1章防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 市は、道路管理者に、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力要請をする。

イ 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

3 応援協力関係

(1) 市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置並びに交通の確保等について定める。

2 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、「第2章、第3情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 市は、国土交通省からの情報及び応急対策の活動状況等について県を通じて把握する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止又は拡大防止のため、速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講ずる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

イ 市は、「第1章防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事による交通の確保、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。可能な限り、復旧予定時期を明確化するように努める。

3 応援協力関係

- (1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施についての応援を要請する。
- (2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。
- (3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

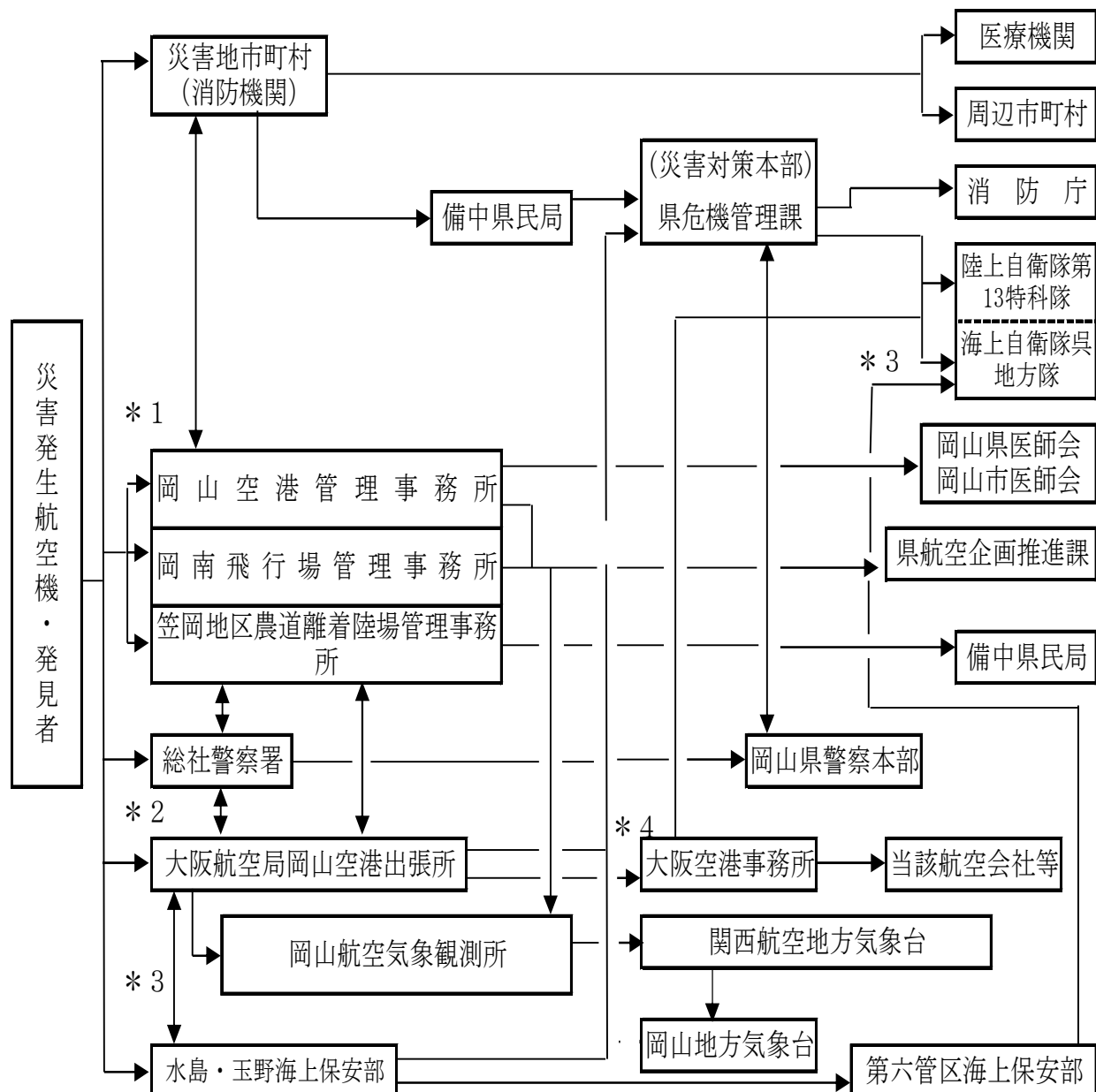
第3節 航空機事故災害対策

1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



* 1 各空港又はその周辺で発生した場合

* 2 岡山空港又はその周辺（半径 9 k m 以内）で発生した場合

* 3 海上で発生した場合

* 4 岡山空港以外で発生した場合

3 実施内容

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。
- (2) 必要に応じ防災関係機関、関係公共の団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。
- (4) 災害規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。また、他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。
- (5) さらに消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (6) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第4節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災の発生した場合には、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合には、市は、直接消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

ア 大規模な火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火事災害が発生した場合、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

ウ 大規模な火災の発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災の発生場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合には、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

- イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力関係

市は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。また、化学消火薬剤等を発災市町村で確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

第5節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合には、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、共通のメッシュ地図を使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、林野火災対応の中核として、全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 市本部が設置された場合には、後方支援本部の業務は市本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合には、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリの要請と運用

ア 市は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めたときは、県（消防防災航空センター）に消防防災ヘリを要請する。

イ 消防防災ヘリによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 複数機による対応の必要がある場合など、他見等の消防防災ヘリを要請する場合、市は県（消防防災航空センター）を経由してヘリ所有自治体へ要請する。

また、岡山市消防ヘリを要請する場合は、市は岡山市に直接要請する。

エ 消防防災ヘリの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

3 応援協力関係

- (1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。
また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。
- (2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合、市あるいは都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

第6節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

2 実施内容

- (1) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接消防庁へも連絡する。
- (2) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (4) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (6) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (7) 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。
- (8) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力関係

(1) 広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(2) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第7節 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

2 実施内容

- (1) 製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は、廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (2) 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- (3) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合には、直接消防庁へも連絡する。
- (4) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (5) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (6) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (7) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合には、他の市町村に対して応援を要請する。
- (8) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (9) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力関係

(1) 広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(2) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第8節 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接消防庁へも連絡する。

(2) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(5) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(6) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第12章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力体制

(1) 広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(2) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第 1 4 章 集団事故災害対策

1 方 針

交通事故，爆発，有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ，日常の，単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において，総合的な救急体制を確立し救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施内容

(1) 市災害対策本部等の設置

交通事故，爆発，有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ，関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合，市長は，地域防災計画に定めるところにより，災害対策本部を設置するとともに，現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア 市長は，自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地災害対策本部は，事故現場に近く，かつ，通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救出

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

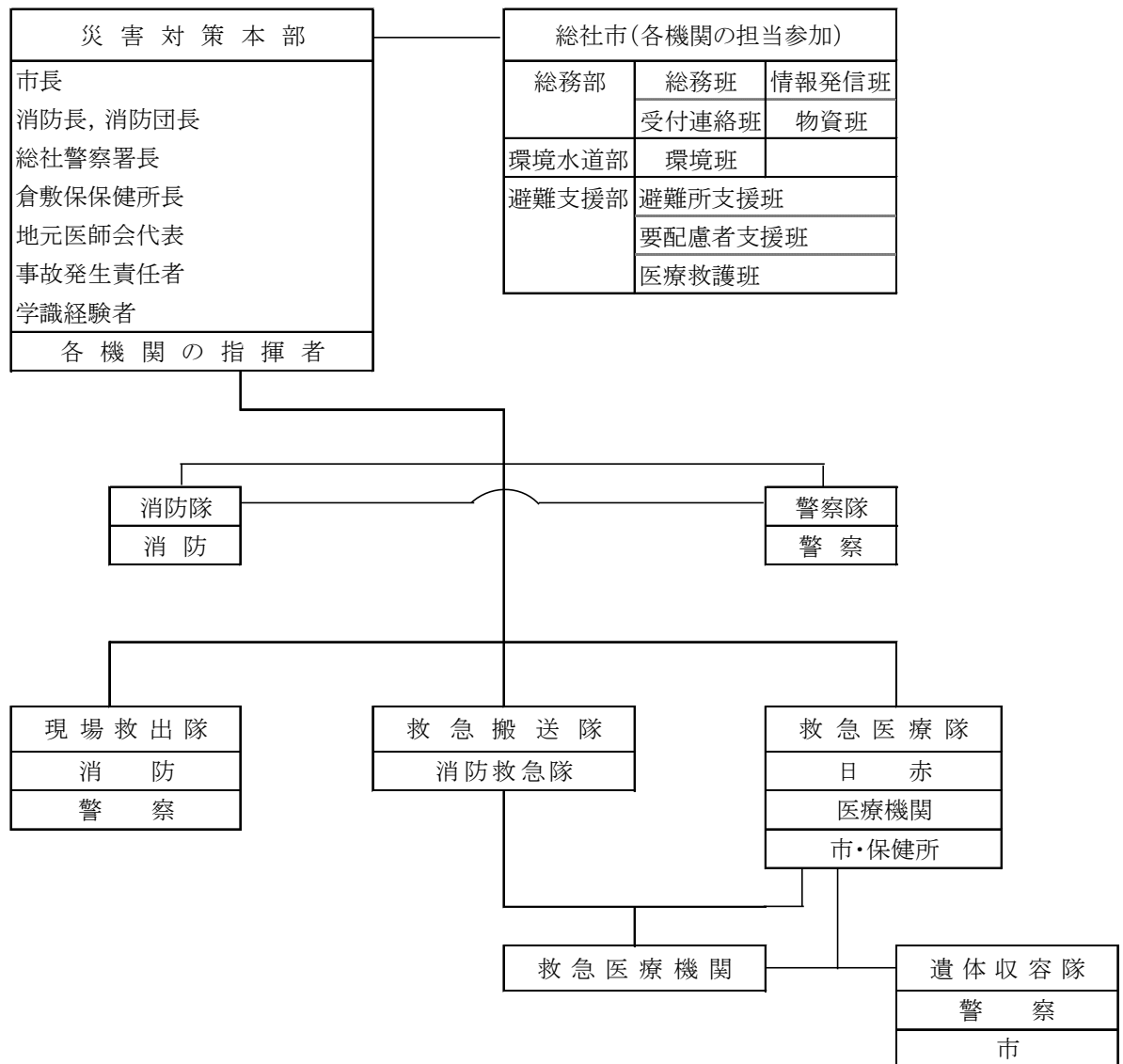
オ 医療施設への搬送

カ 遺体の処理

キ 周辺住民の避難

ク 関係機関への連絡その他応急措置

(3) 災害対策本部の組織



(4) 組織活動の主要な機能

組 織 \ 項 目	主 要 な 機 能	対策本部担当部
災害対策本部	情報の収集，判断の統一 各機関の指揮の総合調整 関係機関への応援要請	
総合調整	救急計画及び各機関への連絡調整 負傷者収容施設の確保	総 務 部 消 防 部
総 務 班	人員の把握，広報その他渉外事務	総 務 部
物 資 班	各種資機材の調達	総 務 部
消 防 隊	警戒区域の設定と出入規制 現場の危険排除，災害の鎮圧	消 防 部
警 察 隊	現場の治安，秩序の維持 交通規制	警 察
現場救出隊	負傷者等の救出	消 防 部
救急搬送隊	搬送車両の区分 救急車両等による病院への搬送	消 防 部
救急医療隊	現場の救命医療，負傷者の分類及び応急措置 収容病院の調整・医師会調整	消 防 部 避難支援部
遺体収容隊	仮安置所の設置 検視，身元確認等	環境水道部 警 察

(5) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業体等）の措置

- (ア) 事故発生後直ちに市（消防），警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお，必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。
- (イ) 災害対策本部が設置された場合は，当該事故発生責任者の代表は，これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市の措置

- (ア) 市長は，通報その他により事故の発生を覚知したときは，直ちに災害対策本部を設置し，関係機関に協力，応援を要請するとともに，所管の病院の救護班に出動を命じる。
- (イ) 市長は，総合救急対策本部を設置したときは，知事（危機管理課）に通報する。
- (ウ) 市長は，事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じるうえに特別の知識を必要とする場合は，当該知識を有する者に対し，協力を要請する。

ウ 市（消防），警察署，海上保安部及び空港出張所の措置

- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは，直ちに市長に通報するとともに所定の応急活動を実施する。
- (イ) 災害対策本部が設置された場合は，これに参加し，関係機関と協力して救急及び防災活動を実

施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市長等の要請により，救護班，医療班及び応援部隊を派遣する。

オ 県の措置

(ア) 市の救急体制のみでは，適切な措置が困難と認めるとき，又は市長からの要請があったときは，日本赤十字社岡山県支部，県医師会，災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし，自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

(イ) 災害対策本部が設置された場合は，これに参加し，関係機関と協力して必要に応じ救急及び応急活動を実施するとともに連絡調整を行う。

3 応援協力関係

関係機関は，市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第 15 章 自衛隊の災害派遣

1 方 針

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が市だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる

(7) 診療、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常、市の提供するものを使用する。

(8) 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(10) 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(14) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

3 災害派遣要請等手続き

(1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

エ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日

知 事 あて

総社市長

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣要請を要求する事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - (2) 災害派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 連絡場所及び連絡職員
 - (3) 活動内容（避難者の捜索援助，道路啓開，水防，輸送，防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項（作業用資料，宿舎の準備状況など）

注：用紙の大きさは，A 4 とする。

(3) 撤収要請依頼

- ア 市長は，自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は，速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。
- イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日

知 事 あて

総社市長

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが，災害復旧も概ね終了しましたから，下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

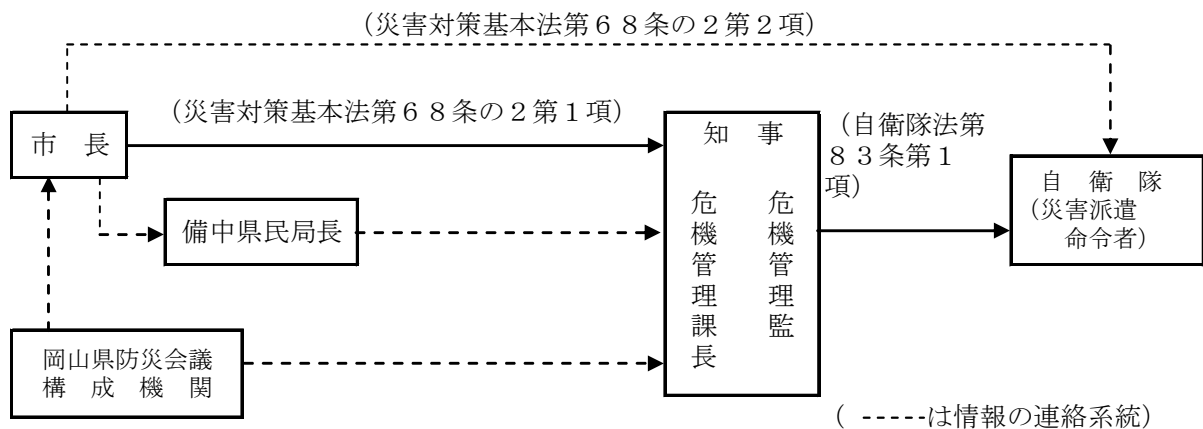
年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは，A4とする。

(4) 災害派遣要請等手続系統



(5) 連絡方法 NTT電話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6-6084-9 (交換室)

6-6084-1 (宿直室)

6-6084-8 (3科・FAX併用)

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。
- ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

〔自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準〕

連隊規模：約 15,000 m²

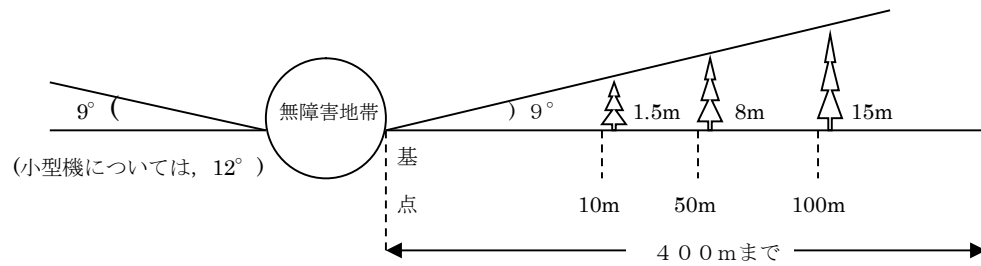
師団等規模：約 140,000 m²

- オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

- (ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

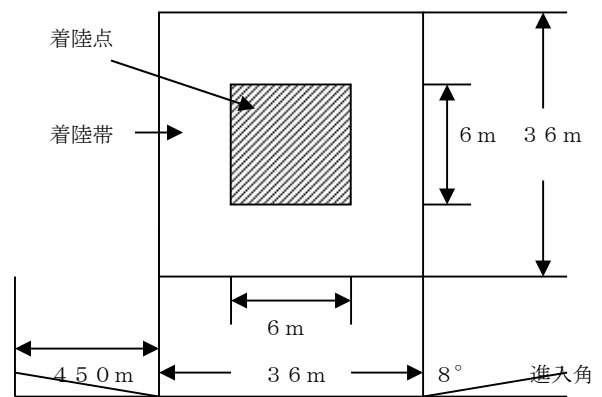
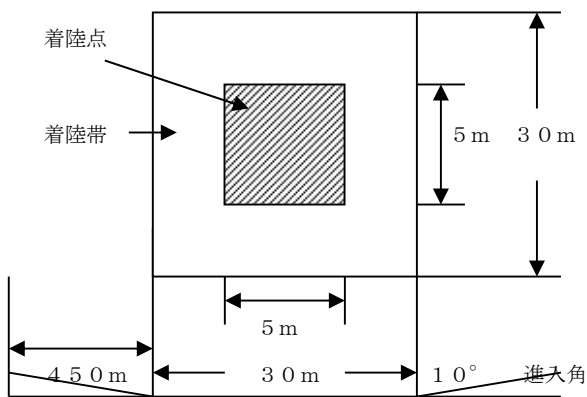
なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



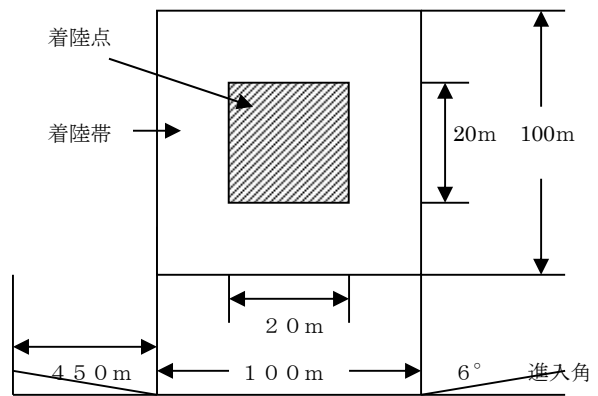
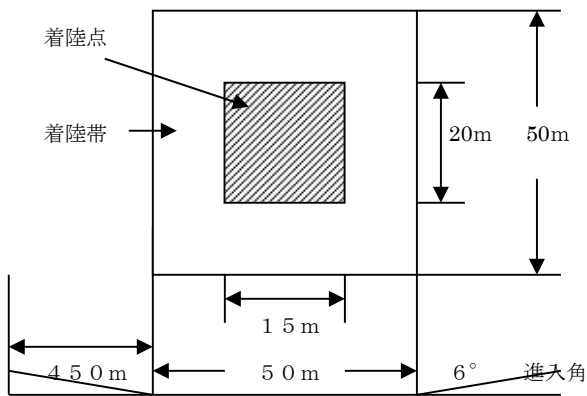
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合

(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合

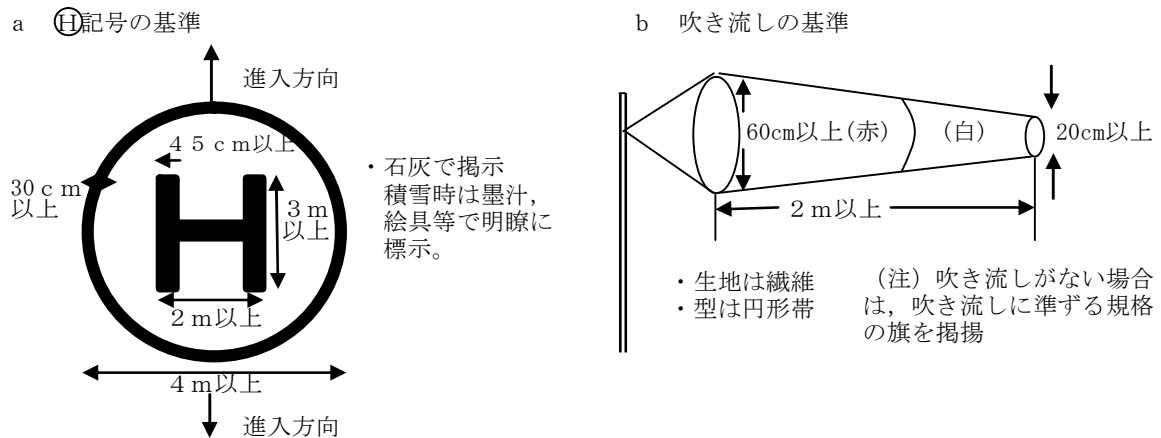


(c) 中型機 (UH-60 : 多用途) の場合

(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合



- (イ) 着陸地点には、下記基準の H 記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設置費を含む。)及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

<資料 2 7 ヘリポート適地>

第16章 応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市・県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

2 実施内容

(1) 他県又は他の市町村に対する応援要請

ア 市長は災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

イ 市長の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、事後文書によって処理する。

(ア) 被害状況

(イ) 応援を要する救助の種類

(ウ) 応援を要する職種別人員

(エ) 応援を要する期間

(オ) 応援の場所

(カ) その他応援に関し必要な事項

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関又は他県又は市町村等に対する職員の派遣要請

ア 市長又は市委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。

イ 市長の行う職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 医療機関に対する応援要請

市は、吉備医師会と締結した災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、医療関係機関との連携体制を整備する。

(4) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。

ただし、法令その他により別に基準のあるものについてはこの限りでない。

ウ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 罹災者の避難
- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 罹災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の支給
- (カ) 遺体の搜索及び処理

(5) 奉仕団等の協力

ア 奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

- (ア) 赤十字奉仕団
- (イ) 青年団
- (ウ) 婦人会
- (エ) 自主防災組織、町内会、自治会
- (オ) 大学、高等学校（学生、生徒）

イ 奉仕団の主な作業

- (ア) 炊き出しその他の被災者に対する救助
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害対策用物資の配分及び輸送
- (エ) その他

ウ 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合は、次の事項について記録する。

- (ア) 奉仕団の名称
- (イ) 人員及び氏名
- (ウ) 作業内容及び作業期間
- (エ) その他参考事項

第 17 章 広域応援

1 方 針

大規模な災害が発生した場合、被災地の自治体だけでは、対応が不十分となることが考え、このような場合における防災関係機関等に対する応援について定める。

なお、市は大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係自治体間で締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるとともに、「総社市大規模災害被災地支援に関する条例」（平成 25 年総社市条例 37 号）及び「総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例」（平成 29 年総社市条例 19 号）の定めるところにより、被災地の要請に応じて早急に支援を実施する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接被災地と連絡調整を行い、支援を行うことができる。

なお、実施に当たっては、災害協定締結自治体及び団体等と連携し、相互理解のもと連絡体制を密にして行うものとする。

※ 災害協定締結自治体及び団体は、「市地域防災計画（地震災害対策編）第 3 章 第 2 節 第 12 項（災害時相互支援）」、並びに「市地域防災計画（資料編）資料 32」のとおり。

2 実施内容

ア 他の自治体に対する支援の内容は次のとおりとする。

・被災地支援

- （１）支援物資の輸送
- （２）防災資機材等の供与又は貸与
- （３）支援活動に従事する要員の派遣及び輸送
- （４）その他市長が必要と認める支援

・被災者受入れ

- （１）居住環境の確保
- （２）食料及び生活物資等の提供
- （３）避難生活支援金の支給

イ 市は、「緊急対策職員派遣制度」に基づく岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

ウ 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

また、災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災自治体の指揮の下に行動する。

エ 市長の応援要請手続き手続きは、次に掲げる事項を記載した文章をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

- （ア）被害状況
- （イ）応援を要する救助の種類
- （ウ）応援を要する職種別人員
- （エ）応援を要する時期

(オ) その他応援に関し必要な事項

オ 市長は、災害応急対策又は又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定
地方公共機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

カ 市長の行う職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

3 南海トラフ災害対応プラットフォーム

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、特に四国地方の孤立が予想され、支援が滞る可能性が考えられる。本市は、災害協定締結自治体及び団体である、香川県丸亀市、認定 特定非営利活動法人AMD A等と連携して、特に高知県及び徳島県の支援を行うため、支援拠点の提供、医療チームの派遣や支援物資輸送等の支援を行う。

※ プラットフォームの詳細については、「市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第2節 第12項（災害時相互支援）」のとおり。

<資料 9 総社市大規模災害被災地支援に関する条例>

<資料 10 総社市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則>

<資料 11 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例>

<資料 12 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例施行規則>

第18章 ボランティアの受入れ、活用計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その他受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

2 実施内容

(1) 市の措置

市本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行う。

(2) 県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

(3) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣にあたっては、ボランティア現地本部と連携を取りながら行うものとする。

(4) 社会福祉協議会の措置

県社会福祉協議会並びに市社会福祉協議会は、高齢者、障がい者等の要援護者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。ボランティア現地本部等には、必要により、市本部、日本赤十字社岡山県支部の職員を配置する。

ア 県社会福祉協議会は、ボランティア県本部を設置し、次の業務を行う。

(ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

(イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等

(ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

(エ) 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整

(オ) その他ボランティア現地本部及びボランティア救援本部の活動の支援に関すること

イ 市社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。

(ア) 被災地のボランティアニーズの把握

- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- (カ) ボランティア活動に必要な資機材，物資等の調達及び供給
- (キ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (ク) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又はボランティア救援本部への派遣要請
- (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 市のボランティア現地本部が被災により機能を十分に果たせない場合，その近隣市町の社会福祉協議会は，ボランティア県本部及び当該現地本部と協議の上，ボランティア救援本部を設置し，ボランティア現地本部の機能の一部又は全部を担う。

- (ア) ボランティアの受付・登録
- (イ) ボランティアのコーディネート
- (ウ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- (エ) 現地本部で使用する資機材，物資等の調達，供給
- (オ) その他現地本部の支援に関すること

(5) 専門分野のボランティア関係機関等の措置

救出，消火，医療，看護，介護，通訳，翻訳等の専門知識・技術を要するボランティアについては，当該ボランティア活動に関係する団体等が，それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市，関係機関等は，それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し，無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

イ 市，関係機関等は必要に応じ，医師，看護師等の派遣，救護所の設置，健康相談の実施等の措置を講ずる。

第 19 章 災害弔慰金等の支給及び援護資金等の貸付

1 方 針

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき制定された「総社市災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成 17 年総社市条例 126 号）に定めるところにより実施する。

<資料 26 災害援護資金等の概要>

第 20 章 災害義援金品等の募集・受付・配分

1 方 針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、その配分割合を決める必要があるため義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施内容

(1) 義援金品等の募集、集積、管理、配分

ア 募集

災害義援金品の募集について、日本赤十字社岡山県支部、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会等の関係機関から通知を受け、あるいは市関係機関が募集することが決定したときは、被災地の状況等を十分考慮して細部について協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

イ 集積

募集に基づきあるいは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

- (ア) 各家庭から募集するときは、町内会、婦人会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積するものとする。
- (イ) 小・中学校の児童・生徒あるいは事業所における職場募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (ウ) 個人等で募集配布機関に申出のあったものについては、それぞれ申出を受けた機関で受け付け、それぞれの単位機関が指定した場所に集積する。

ウ 管理

(ア) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法でそれぞれの機関で保管整理するとともに、金銭出納簿を備え、出納の状況を記録し経理する。

(イ) てん末の記録

各募集機関は、「災害義援金品受払簿」を備え付け、受付から引継ぎ又は配分の状況を記録す

エ 配分

関係機関に拠出された義援金品は、県又は市が引き継ぎ、次の基準を参考に民生委員その他関係者の意見を聴き実情に即して配分する。

(ア) 配分基準

① 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

② 無指定金銭

死者（行方不明で死亡が認められた者）及び全失世帯	1
重傷で障害が相当残る程度の者及び半失世帯	1 / 2
その他の重傷者及び床上浸水世帯	1 / 3

(2) 郵便はがき等の交付

日本郵便株式会社中国支社は、災害の状況により必要と認めるとき、被災者に対して郵便はがき、郵便書簡を交付する。

(3) お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

日本郵便株式会社中国支社は、救援物資の調達の費用に当てるため被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進する。
- 3 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、市は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により

実施する。

- 5 市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的実施に努める。
- 6 被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。
- 7 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 8 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 9 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- 10 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 11 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 12 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産行、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第4節 被災中小企業の復興の支援

市は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。
また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口で支援制度についての情報提供を行う。
- 2 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第5節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ち

に復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。

〔災害復旧事業の種類〕

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第6節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告及び市長等が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する政府系中小企業金融機関の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- 力 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第7節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度（経済変動対策資金）のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合には、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長や政府系中小企業金融機関の資金融通の特例が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市長は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

第8節 生業回復等の資金確保計画

1 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、各種法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮する。

2 融資制度の充実

生活福祉資金をはじめとする各種資金の貸付け、農業協同組合、各種金融公庫その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

第9節 低所得者及び生活困窮者に対する住居確保計画

- 1 低所得世帯及び母子世帯等で災害により住居を失い、又は破損等のため居住することが困難となった者で、住宅を補修し、あるいは被災をまぬがれた非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次のとおり融資する。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の福祉資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金
- (4) 寡婦福祉資金の住宅資金

- 2 生活困窮者に対する施設への収容

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設に収容することが適当な者については、次の方法による。

- (1) 収容施設別対象者

施設への収容は、次の条件に該当するものとする。

ア 保護施設

- (ア) 生活困窮世帯であること。
- (イ) 扶養者がいない者であること。

イ 老人福祉施設

- (ア) 原則として65歳以上の高齢者であること。
- (イ) 生活困窮世帯であること。
- (ウ) 居住において擁護を受けることができない者であること。

ウ 児童福祉施設

- (ア) 生活困窮世帯であること。
- (イ) 母子生活支援施設にあっては、母子世帯であること。その他の施設にあっては、児童のみの世帯又は児童を養育することができない世帯であること。

- (2) 入居手続

市長は、り災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、社会福祉事務所長へ連絡し、次の手続により収容する。

ア 保護施設

社会福祉事務所長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

イ 老人福祉施設

社会福祉事務所長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

ウ 児童福祉施設

母子生活支援施設にあっては社会福祉事務所長が所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとし、その他の施設にあっては所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に収容するものとする。

総社市地域防災計画
(風水害等対策編)

発行	令和6年8月
編集	総社市防災会議
	〒719-1192
	総社市中央一丁目1番1号
	電話 0866-92-8599
	E-mail:kikikanri@city.soja.lg.jp(LGWAN)
	E-mail:kikikanri@city.soja.okayama.jp